静岡県地域防災計画

地震対策の巻

平成28年6月

静岡県防災会議

地震対策の巻の沿革

1 昭和54年(東海地震対策編 初 版)

県防災会議 昭和55年 1月22日 公表

内閣総理大臣承認 昭和55年 6月24日

- 1) 4編で構成し、地震防災強化計画の範囲に止める。
- 2) 第3編の施設整備事業については、国の財政処理並びに追加事業の決定をまって確定することとした。

2 昭和55年

県防災会議 昭和55年12月15日 内閣総理大臣承認 昭和56年 7月 9日

1)第5編『災害応急対策』の追加

平常時から警戒宣言発令を経て発災後に至るまでの一貫した対策を定める。

3 昭和56年

県防災会議昭和56年6月23日内閣総理大臣承認昭和57年1月13日

1) 第3編『地震防災施設緊急整備計画』の修正

財特法の成立に伴う第1次計画の内閣総理大臣の承認を受け修正

事業費 1,900億5,900万円

4 昭和57年

県防災会議 昭和57年 5月21日 内閣総理大臣承認 昭和58年 5月14日 1)第3編『地震防災施設緊急整備計画』の修正

第2次事業計画の内閣総理大臣承認を受け修正

第2次計画事業費 526億 600万円 第1次、第2次計画総事業費 2,426億6,500万円

2) 第1編第1章「計画の主旨」の修正

第5編は、東海地震以外の地震が発生した場合の災害応急対策にも適用する旨を追加修正

- 3) 第4編第1章 第5編第1章 本部及び支部体制の修正
 - ア本部構成員に衛生部長、自衛隊幹部を追加
 - イ 本部室を廃止し総合司令室を設置。同室に総務、管理、対策、情報、広報の5班を置く
 - ウ 支部の支部室を廃止し総括班を設置

5 昭和58年

県防災会議 昭和58年 6月20日 内閣総理大臣承認 昭和59年 5月24日

- 1)第4編第9章 49-1 県境における交通規制の修正
- 2) 第4編第12章 6 市中金融の営業処理の修正
- 3) 第5編第1章 51-2 「津波に対する自衛処置」を追加
- 4)静岡エフエム放送㈱の指定地方公共機関指定

6 昭和59年

県防災会議 昭和59年 6月 6日 内閣総理大臣承認 昭和59年11月 2日

- 1) 第2編第2章 22-2 自主防災活動(防災委員制度、自主防災地図)の追加、修正
- 2) 第2編第4章 24-6 「津波対策避難ビルの確保」を追加

24-7 「救援、救護」の為の番号、地名、物資等の標示を追加

3)第4編第1章 41-3 東海郵政局郵便業務の修正 第12章 7 国鉄列車運転規制駅の修正

4) 第5編第9章 59-1 由比地区における緊急輸送路の確保を追加

7 昭和60年

県防災会議 昭和60年 6月 6日 内閣総理大臣承認 昭和60年 9月 4日

- 1)第2編第4章 24-6 「突発地震時の津波対策」を追加 2)第4編第12章 7 国鉄列車運転規制駅の追加
- 3) 第5編第1章 51-2 「津波に対する自衛措置」を修正追加

8 昭和61年

県防災会議 昭和61年 5月20日 内閣総理大臣承認 昭和61年12月18日

- 1) 第2編第2章 22-2 「自主防災組織の台帳」の追加
- 2) 第2編第3章 23-2 「地域防災訓練」を追加
- 3) 第2編第4章 24-8 「情報システムの整備」を追加
- 4)第4編第12章 4 公衆電話における優先電話の追加
- 5)第4編第12章 6 郵便局の郵便貯金業務措置の追加

9 昭和62年

県防災会議 昭和62年 5月13日

内閣総理大臣承認 (軽微な修正)

- 1) 第2編第4章 24-7 緊急物資の一部備蓄の追加
- 2) 第5編第10章 510-6 ごみ処理対策の明確化
- 3) 第4編第9章 49-2 伊豆半島東海岸の漁船対策の修正
- 4) 第5編第5章 55-1 応援要員の受入れ体制の追加
- 5) 国鉄の分割民営化に伴う修正

10 昭和63年

県防災会議 昭和63年 5月20日 内閣総理大臣承認 平成 元年 7月 4日

- 1) 第2編第2章 22-2 自主防災組織の地域内の他組織との連携
- 2) 第2編第2章 22-4 研修会の名称、実施機関、対象者、目的の明確化
- 3) 第2編第2章 22-4 自主防災組織活動推進委員会の新設
- 4) 第2編第4章 24-6 避難に関する用語を特定し、事前の指定について明確化

山・崖崩れ危険地域の計画化

11 平成元年

 県防災会議
 平成 元年 5月18日

 内閣総理大臣承認
 平成 2年 5月17日

- 1) 第2編第1章 21-1 静岡県地震防災センターによる啓発
- 2) 第2編第2章 22-4 コミュニティ防災センターの活用
- 3)第2編第4章 24-3 都市防災不燃化促進対策
- 4) 第2編第4章 24-4 地盤災害の予防対策

山・崖崩れ防止対策の推進 軟弱地盤対策の推進 液状化対策の推進

12 平成2年

県防災会議平成2年5月25日内閣総理大臣承認平成3年2月20日

- 1) 第2編第1章 21-2 市町村長による地区担当職員の教育
- 2) 第2編第4章 24-2 建築物を新築する際の県及び市町村による建築主等への「耐震構造設計指針」の指導
- 3)第4編第4章 地域における自主防災組織の果たすべき役割について具体化、明確化
- 4) 第5編第6章 56-4 被災建築物等に対する安全対策

13 平成3年

県防災会議 平成 3年 5月24日 内閣総理大臣承認 平成 4年 1月16日

第2編第1章 21-1 「地震防災強化月間」の制定
 第3編 地震防災施設緊急整備計画の修正

14 平成4年

県防災会議平成4年6月15日内閣総理大臣承認平成4年8月26日

1)第2編第2章 22-2 「避難生活計画書」の作成

2) 第4編第7章 47-2 「避難地の設置及び避難生活」の修正

3) 第5編第7章 57-2 「避難所の設置及び避難生活」の修正

15 平成5年

県防災会議平成5年6月21日内閣総理大臣承認平成5年11月15日

1) 第1編第2章 12-1 「概説」

12-2 「対策の目標値として設定した危険度の概要」の修正

2) 第2編第4章 24-2 「コンピュータの安全対策」の追加

3) 第4編第11章 「コンピュータ」の追加

4) 第5編第13章 513-4 「コンピュータ」の追加

16 平成6年

県防災会議 平成 6年 6月29日 内閣総理大臣承認 平成 6年 8月18日

1)第2編第1章 21-1 「津波対策推進旬間」の制定

2)第2編第4章 24-6 避難対象として、「弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合」を追加

3)第4編第9章 49-1 緊急輸送車両の事前届出制の新設

4) 第5編第9章 59-1 緊急輸送車両の事前届出制の新設

17 平成7年

県防災会議中成 7年 6月15日内閣総理大臣承認中成 7年 8月28日

1) 第5編 第2章 52-4 情報伝達手段の多様化のため、アマチュア無線等を追加修正

2) 第2編 第2章 22-1 自主救出活動のため、自主防への救出資機材の配備、自主防·事業

22-3 所等への自主救出活動啓発、救出技術の指導及び海上保安部の業務

第4章 計画作成の主旨 の明示等の追加

24-8

第5編 第6章 56-3

3) 第2編 第4章 24-9 公共土木施設の応急復旧資材の備蓄の項の追加

第1編 第3章 13-3 緊急輸送活動への協力のために、トラック協会の役割の記載を追加

第4編 第1章 41-3

第5編 第1章 51-3

4) 第4編 第7章 47-2 避難所として公的宿泊施設、民間宿泊施設等の確保及び避難所の運営に関して

第5編 第7章 57-2 学校等の施設管理者の協力の項を追加

5) 第2編 第4章 24-7 突発地震へ対応するために、被災住民等への食料の備蓄の項を追加

第4編 第10章 410-1

第5編 第10章 510-1

6)第2編 第1章 21-1 ボランティアに対して必要な情報や活動場所の紹介のために、ボランティア

第5編 第1章 51-1 団体等の組織化、防災思想の啓発、受入等の項を追加

51 - 2

第5章 55-1

7) 第2編 第4章 24-3 被災建築物から住民の安全を確保するために、応急危険度判定士の認定及び

第5編 第6章 56-4 危険度判定の明確化の項を追加

- 8) 第5編 第10章 510-9 被災者の応急的な住宅として、公営住宅の一時入居の項の追加
- 9) 第2編 第4章 24-2 建築物等の耐震対策の指導及び根拠基準の明確化
- 10) 第3編 地震防災施設緊急整備計画の修正

18 平成8年(東海地震対策編を地震対策編に変更)

県防災会議平成8年6月25日内閣総理大臣承認平成9年1月24日

1) 第1編 「東海地震対策編」を「地震対策編」へ変更

神奈川県西部の地震やその他の地震による災害への対策も含めた計画とすることを明確化

- 2) 第3編 「地震防災特別措置法」の施行に伴い、同法に基づく『地震防災緊急事業』を追加
- 3) 第5編 第2章 52-1 「災害対策基本法」の改正に伴い、国の現地本部との連携、市町村から国への 52-5 報告、知事による避難の勧告及び自衛官による警戒区域の設定の措置等、区域

第7章 57-1 設定による交通規制及び警察官等による障害物の除去命令等の追加

第9章 59-1

4)第4編 第6章 「自衛隊法施行令」の改正に伴い、自衛隊の支援の措置の修正

第5編 第5章 55-2

5) 第4編 第1章 41-1 災害対策本部等に、支部の業務の支援に当たる支援班を設置の追加

第5編 第1章 51-1 及び警戒本部の動員体制の変更に伴い、警戒宣言等の伝達方法の修正

第4編 第2章 42-1

- 6) 第5編 第2章 52-3 情報収集の整備について項目の追加修正
- 7) 第2編 第4章 24-9 突発地震に備えた医療救護計画の改定による修正

第4編 第10章 410-3

第5編 第10章 510-4

8) 第5編 第5章 55-1 消防の広域応援の要請の追加及び消防活動の基本方針の修正

第6章 56-1

9) 第4編 第11章 災害時の被害情報の報告及び応急復旧出動体制に関する協定の締結に伴う追加

第5編 第2章 52-3

- 10) 第2編 第4章 24-13 緊急輸送等を迅速に行うための車両等の整備の追加
- 11) 第4編 第3章 43-1 地震情報等を県独自のメディアにより実施の追加

第5編 第3章 53-1

- 12) 第5編 第7章 57-2 災害弱者を受入れ体制を整えた社会福祉施設等に収容及び状況に応じてゴルフ場施設又は船舶を宿泊施設として活用することの追加
- 13) 第2編 第4章 24-9 緊急物資の協定の締結に伴う修正
- 14) 第2編 第4章 24-9 し尿、ゴミ、残骸物処理の業務の明確化

24-10

第5編 第10章 510-5

510-6

510 - 7

- 15) 第5編 第11章 510-11 災害時のボランティアの受入れ体制の整備及び県、市町村の役割について追加
- 16) 第5編 第6章 56-4 学校の災害時における応急対策の追加

第11章 11-2 学校生徒の応急対策への協力について実態に則した修正

- 17) 第5編 第10章 510-10 仮設住宅の建設において世帯人員や高齢者などに配慮及び入居認定にあたって 実態に応じた配慮の追加
- 18) 第2編 第4章 24-14 文化財の耐震対策の追加
- 19) 第2編 第3章 防災訓練内容の具体化及び項目の整理
- 20) 第2編 第1章 21-1 防災思想の普及についての項目の整理修正

21-2 (財)防災情報研究所の位置付けの追加

- 第2章 22-3 事業所等の防災活動において地域との連携の追加
- 21) 第1編 第3章 13-3 防災関係機関の防災業務計画の修正による修正(関東、中部地方建設局及び日本銀第5編 第5章 51-3 行)
- 22) 第5編 第5章 5-3 海上保安庁の支援について追加
- 23) 第5編 第13章 13-3 工業用水道施設の取水等の停止基準を適正なものに修正

19 平成9年

県防災会議 平成 9年 8月 5日 内閣総理大臣承認 平成 9年 9月26日

1) 第1編 第3章 13-3 防災関係機関の防災業務計画の修正による修正

第5編 第1章 51-3

- 2) 第1編 第3章 13-3 指定地方公共機関の追加
- 3) 第4編 第1章 41-1 防災監の設置
- 4) 第4編 第8章 静岡県警察大震災警備計画及び同実施要領の制定による修正

第5編 第8章 58-2

第9章 59-1

- 5) 第5編 第1章 51-1 突発地震に備えた職員の動員について追加
- 6) 第5編 第4章 54-1 防災船の設置
- 7) 第5編 第10章 510-10 応急仮設住宅建設を素早く対応するための修正
- 8) 第5編 第14章 514-3 ガス供給停止の基準の修正

20 平成10年

県防災会議中成10年6月23日中國総理大臣承認中成10年10月15日

1) 第1編 第3章 13-3 防災関係機関の防災業務計画の修正による修正

第5編 第3章 51-3

- 2) 第3編 第3章 地震防災緊急事業五箇年計画の追加
- 3)第4編 第1章 41-1 警戒宣言が発令された場合の職員の動員区分の明確化による修正
- 4) 第4編 第2章 42-1 情報広報実施要領の改訂による修正
- 5) 第4編 第7章 47-2 避難地への警察官の配置の要請

第5編 第7章 57-2

- 6)第5編 第1章 51-1 災害が発生した場合の職員の動員区分の明確化による修正
- 7) 第5編 第12章 512-2 義援金の募集及び配分並びに義援品の受入れの実施機関等の変更に伴う修正

21 平成11年

県防災会議 平成11年 7月27日 内閣総理大臣承認 平成12年 3月15日

1)第6編『復旧・復興対策』の追加

災害応急対策に一定の目途が立った後に実施する復旧・復興対策について定める。

2) 第6編の追加に伴い、第5編と第6編の記述内容の整合性を図った。

第5編 第10章 510-7 がれき・残骸物処理

510-10 応急住宅の確保

510-11 ボランティア活動への支援

第13章 513-3 公共施設等

- 3) 防災関係機関の名称変更に伴う修正(関東森林管理局東京分局、西日本電信電話株式他2社)
- 4) 第1編 第3章 13-3 防災関係機関の防災業務計画の修正に伴う修正(東京管区気象台、東海郵政局、

第2編 第1章 21-4 東海電気通信監理局、西日本電信電話株式会社他2社、日本銀行)

第4編 第1章 41-3

第5編 第1章 51-3

第14章 514-4

- 5) 第2編 第3章 23-1 防災訓練実施後の評価等の追加
- 6) 第4章 24-3 被災宅地危険度判定士等の業務の追加

第5編 第6章 56-5

- 7) 第4編 第8章 「静岡県消費生活条例」の制定に伴う修正
- 8) 第4編 第10章 410-1 「静岡県緊急物資集積場所運営要領」の作成に伴う修正

第5編 第4章 54-1

- 9)第5編 第2章 52-5 国への迅速な第一報及び第二報以降の情報収集・伝達の追加等
- 10) 第5編 第5章 55-1 「静岡県消防相互応援協定」に基づく応援要請の追加
- 11) 第5編 第10章 510-1 他の都道府県との間で締結した災害時の応援に関する協定に基づく緊急物資 510-2 飲料水等の提供及びあっせんの要請の追加
- 12) 第5編 第10章 510-3 (社)静岡県プロパンガス協会との協定内容の変更に伴う修正

- 13) 第5編 第10章 510-8 「伝染病予防法」が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 律」に改正されたことに伴う修正
- 14) 第5編 第12章 512-2 り災身体障害者への援護の実施機関及び協力機関の変更
- 15) 第5編 第14章 514-1 医療機関、避難所等への優先的な応急給水の追加

22 平成12年

平成12年 7月27日 県防災会議 内閣総理大臣承認 平成12年12月27日

1) 地震防災基本計画の改正(平成11年7月)に伴う修正

第2編 第1章 21-1 東海地域の地震・地殻活動に関する情報及び判定会招集連絡報の位置づけ

第3章 23-1 (平常時の防災思想の普及、防災訓練)

第1章 21-1 防災上重要な施設管理者に対する教育の追加

第4編 第1章 41-1 地震災害警戒本部の設置が勤務時間外となった場合の県職員の参集場所を一部見直 したことによる修正

第1章 41-1 緊急消防援助隊の受け入れの準備の追加

41-2 救助資機材の確保準備の追加

第4章 44-4 山間地の避難対象地区における車両を活用した避難の追加

第7章 47-1

- 2) 防災関係機関の名称変更に伴う修正(静岡労働局、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海)
- 3) 第1編 第3章 13-3 防災関係機関の防災業務計画の修正に伴う修正(東京管区気象台、東海郵政局、

第2編 第1章 21-4 関東地方建設局・中部地方建設局、東海旅客鉄道株式会社外2社、日本銀行、

第4編 第1章 41-3 土地改良区)

第5編 第1章 51-3

第14章 514-4

第6編 第1章 61-4

4) 第2編 第4章 24-7 災害弱者に配慮した応急対策等の実施の追加

第5編 第5章 57-1

57-2

- 5) 第5編 第8章 58-3 地方分権一括法に基づく権限移譲に伴う修正(指定物資の立入検査、災害救助法 第10章 510-10 に基づく機関委任事務の廃止)
- 6)第2編 第1章 21-1 「学校の地震防災対策マニュアル(ダイジェスト版)」の作成、防災モデル校の設置 第5編 第6章 56-4
- 7) 第2編 第1章 21-1 県立大学で養成した専門的知識を持つ人材(防災士)の活用の追加
- 8) 第5編 第10章 510-10 トリアージタッグを活用した効率的な医療活動の実施の追加
- 9) 第5編 第12章 512-2 県単独の被災者生活再建支援制度の創設 第6編 第8章 68-3

23 平成13年

平成13年 5月30日 県防災会議 内閣総理大臣承認 平成14年 3月26日

- 1)第1編 第2章 第3次地震被害想定結果の公表に伴い内容を全面的に修正
- 2) 第1編 第3章 13-3 防災関係機関の防災業務計画等の修正に伴う修正

第4編 第1章 41-3 指定行政機関(財務省東海財務局、経済産業省中部経済産業局、国土交通省東京

第5編 第1章 51-3 航空局東京空港事務所)

第6編 第1章 61-4 指定公共機関(水資源開発公団、ケイディディアイ株式会社)

3) 第2編 第2章 22-5 自主防災組織と消防団との連携を追加

4)第3編第2章地震対策緊急整備事業計画の承認(平成12年3月30日付け)に伴う修正5)第4編第12章 6市中金融の内容を地震防災基本計画の改正に合せる修正

- 6) 第5編 第2章 52-5 火災・災害等即報要領の一部改正に伴う修正
- 7) 第5編 第5章 55-2 陸・海・空各自衛隊の連絡窓口を追加する修正
- 8) 第5編 第10章 510-11「災害時のボランティア受入れの手引き」の文言に内容を統一する修正
- 9) 第5編 第13章 513-3 被害情報の収集に地域住民からの情報連絡を追加する修正
- 10) 第5編 第14章 514-8 道路管理者が、他の道路管理者その他の関係機関と連携を図ることを追加する修 正

24 平成14年

県防災会議 平成14年 6月19日 内閣総理大臣承認 平成15年 5月13日

- 1) 防災関係機関の組織改編に伴う修正(名古屋食糧事務所静岡事務所)
- 2) 第2編 第1章 21-1 静岡県防災教育基本方針の策定に伴う修正

第5編 第6章 56-4

- 3) 第2編 第2章 22-4 自主防災組織活動推進委員会の廃止及び自主防災活動推進委員会設置に伴う修正
- 4) 全国共通の用語(災害拠点病院)に統一するための修正
- 5) 第3編 第3章 第2次地震防災緊急事業五箇年計画が内閣総理大臣の承認を受けたことに伴う修正
- 6)第4編 第1章 41-3 地震防災応急対策の内容を明確にするための修正(中部運輸局)
- 7) 金融監督に関する事務ガイドラインの改正に伴う修正(東海財務局)
- 8) 環境、ダイオキシン類対策に対応するための修正
- 9)第5編 第14章 社内規定の内容に合わせた修正(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海)

25 平成15年(1)

県防災会議 平成15年 7月22日 内閣総理大臣承認 平成16年 1月23日

- 1) 防災関係機関の組織改変に伴う修正(日本郵政公社東海支社)
- 2) 第2編 第1章 21-1 静岡県地震防災センターが県直営となったことに伴う修正
- 3) 第2編 第1章 21-1 静岡県災害ボランティア活動ファンドの記述の追加 第5編 第10章 510-11 同
- 4) 第2編 第2章 22-4 地域防災指導員制度に関する記述の追加
- 5) 第5編 第10章 510-4 静岡県医療救護計画の改正に伴う修正
- 6)第5編 第10章 510-9 遺体の捜索及び処理活動に関する記述の修正

26 平成15年(2)

県防災会議 平成16年 2月 6日 内閣総理大臣承認 平成16年 3月30日

1)第4編『地震防災応急対策』の修正

地震防災基本計画の修正(平成15年7月)に伴い、東海地震注意情報が発表された場合の対応を追加

第4編 前文 東海地震注意情報の位置付け、対策検討にあたっての考え方を追加

第1章 県、市町村等の注意情報発表時の対応を追加

第4章 自主防災組織の注意情報発表時の対応を追加

第7章 注意情報発表時における避難対象地区の災害時要援護者等の避難を追加

第10章 注意情報発表時における地域への救援活動の措置を追加

第11章 注意情報発表時における県有施設設備の防災措置を追加

第12章 第12章 防災関係機関等の注意情報発表時における措置を追加

第13章 第13章 新たに「地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」の章を設け、警戒宣言発令時及び注意情報発表時における民間事業所の対策を追加

第14章 第14章 各施設の注意情報発表時における対応を追加

2) 第5編 第1章 地震が発生し、気象庁が東海地震と判定した場合に県災害対策本部を自動設置する修正

27 平成16年

県防災会議 平成16年 7月 1日 内閣総理大臣承認 平成16年 9月30日

1) 東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成に伴い、記述を整理

第1編 第1章 東南海・南海地震の位置付けを追加

第3章 県及び関係市町の東南海・南海地震防災対策計画の作成指導・受理を追加

第5編 第7章 津波対策に関する事項を整理

第13章 発災時の水門、工事中施設等の措置を追加

第15章 地震防災応急計画及び東南海・南海地震防災対策計画を作成すべき事業所が発災時に講ずる災害応急対策の概要を追加

- 2) 第2編 第4章 災害時要援護者に対する迅速的確な支援のための体制整備について追加
- 3) 第4編 第12章 警戒宣言発令時のNTTドコモの;モード災害用伝言板サービスについて追加

第5編 第1章 発災時のNTTドコモの i モード災害用伝言板サービスについて追加

- 4) 第4編 第12章 警戒宣言発令時、JR在来線は吉原及び舞阪でも列車を停止させないこととする修正
- 5) 第5編 第11章 学校の地震防災対策マニュアルに基づき記述を整理・修正

28 平成17年

県防災会議平成17年6月6日内閣総理大臣承認平成17年7月27日

- 1)静岡県の組織改正に伴う修正
- 2) 東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画の作成に伴う修正
- 3) 厚生局と独立行政法人国立病院機構の組織改正に伴う修正
- 4)経済産業局と産業保安監督部の組織改正に伴う修正
- 5) 第2編 第4章 公共建築物の耐震性能の公表について追加

清掃活動についてマニュアルの改定に伴う修正

がれき・残骸物の処理についてマニュアルの改定に伴う修正

- 6) 第5編 第7章 中部運輸局の組織改正に伴う修正
- 7) 第5編 第10章 がれき・残骸物処理に係るマニュアルの改定に伴う修正

29 平成18年

県防災会議平成18年6月16日内閣総理大臣承認平成18年9月22日

- 1) 第2編 第2章 各事業所における災害時の事業継続計画(BCP)の策定を追加
- 2) 第 4章 地震防災戦略を踏まえ、地域目標として「地震対策アクションプログラム2006」を策定し、

地震対策を進めることを追加

津波危険予想地域に対する注意報・警報、避難勧告・指示、避難方法等の周知を追加 避難所での災害時要援護者等への配慮、応急仮設住宅の確保等の避難者対策を追加

- 3) 第3編 第2章 地震対策緊急整備事業計画の承認(平成18年3月30日付け)に伴う修正
- 4) 第4編 第12章 東海旅客鉄道㈱の防災業務計画の修正を踏まえた修正
- 5) 第5編 第6章 被災建築物と被災宅地を区分し、応急危険度判定に係る具体的な行動を追加
- 6) 第 7章 災害時要援護者を避難させるための福祉避難所、2次的避難所の確保を追加
- 7) 参考資料18 東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画の修正(突発時の体制を追加)

30 平成19年

県防災会議平成19年6月8日内閣総理大臣承認平成19年12月6日

- 1)静岡県の組織改正等に伴う修正
- 2) 第3編 第3章 第3次地震防災緊急事業五箇年計画の策定に伴う修正
- 3) 第5編 第10章 静岡県広域火葬計画の策定に伴う修正
- 4) 参考資料19 静岡県地震対策アクションプログラム2006(追加)

31 平成20年

県防災会議平成20年6月17日内閣総理大臣承認平成20年11月13日

- 1)第1編第1章 日本郵政公社民営化に伴う修正
- 2) 第3章 震度観測網の維持・整備を追加
- 3) 第2編 第 1章 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置を追加
- 4) 第 2章 企業防災の促進のための条件整備(県の事業所へのBCP作成支援)を追加
- 5) 第5編 第 1章 地震発災時の必要に応じた土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げについて追加

32 平成21年

県防災会議平成21年8月26日内閣総理大臣承認平成22年1月5日

- 1)静岡県の組織改正等に伴う修正
- 2) 富士山静岡空港の開港に伴う修正
- 3) 第1編 第3章 防災関係機関の防災業務計画等の修正に伴う修正(国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部運輸局、東京管区気象台(静岡地方気象台)、第三管区海上保安本部)
- 4) 第3章 自衛隊の処理すべき事務又は業務の大綱を追加
- 5) 第2編 第2章 地域防災指導員の育成及び能力向上を図る方法の変更に伴う修正
- 6) 第3編 第2章 地震対策緊急整備事業計画の変更承認(平成21年3月6日付け)に伴う修正
- 7) 第3章 第3次地震防災緊急事業五筒年計画の変更承認(平成21年3月6日付け)に伴う修正

33 平成22年

県防災会議平成22年 6月29日内閣総理大臣承認平成22年11月10日

- 1) 県の危機管理体制の充実及び本庁組織の再編に伴う修正
- 2) 第3編 第3章 第3次地震防災緊急事業五箇年計画の変更承認(平成22年3月31日付け)に伴う修正
- 3) 第4編 第1章 防災関係機関の活動に自衛隊の活動を追加

34 平成23年

県防災会議平成23年 6月17日内閣総理大臣承認平成23年11月 8日1) 'ふじのくに' 危機管理計画の策定に伴う修正

2) 地震対策緊急整備事業計画及び第3次地震防災緊急事業五箇年計画の変更

(平成23年3月31日内閣総理大臣承認)に伴う修正

3) 「東海地震に関連する調査情報」等の運用開始に伴う修正

35 平成24年

県防災会議書面決議 平成24年 6月29日

※台風第4号の接近により県防災会議(6月19日予定)は中止

内閣総理大臣修正報告 平成24年 7月11日

- 1) 防災基本計画の修正に伴う修正
- 2) 地震対策緊急整備事業計画の変更及び第4次地震防災緊急事業五箇年計画の承認 (平成24年3月30日内閣総理大臣承認)に伴う修正
- 3) 新東名高速道路開通に伴う修正

35 平成25年

県防災会議 平成25年 6月27日 内閣総理大臣修正報告 平成25年 8月 9日

- 1) 防災基本計画の修正に伴う修正
- 2) 第4次地震防災緊急事業五箇年計画の変更(平成25年3月29日内閣総理大臣承認)に伴う修正
- 3) 指定地方公共機関の追加に伴う修正
- 4) 第4次地震被害想定(第一次報告)の策定を踏まえた修正

36 平成26年

県防災会議 平成26年 6月11日 内閣総理大臣修正報告 平成27年 2月12日

- 1) 防災基本計画の修正に伴う修正
- 2) 第4次地震防災緊急事業五箇年計画(平成26年3月27日内閣総理大臣承認)の変更に伴う修正
- 3) 指定公共機関の追加に伴う修正
- 4) 第4次地震被害想定(第二次報告)の策定を踏まえた修正

37 平成27年

 県防災会議
 平成27年
 6月17日

 内閣総理大臣修正報告
 平成28年
 3月31日

- 1) 県が策定した防災に関する各種計画(静岡県国土強靱化地域計画)等の反映
- 2) 国の防災基本計画や法律改正等を踏まえた修正
- 3) 第4次地震防災緊急事業五箇年計画(平成27年3月20日内閣総理大臣承認)の変更に伴う修正

38 平成28年

県防災会議 平成28年 6月15日 内閣総理大臣修正報告 平成29年 2月16日

- 1) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」の策定に伴う修正
- 2)静岡県第4次地震被害想定追加資料(新L1モデル)の公表に伴う修正
- 3) 地震対策緊急整備事業の実施期間(35年→40年)の延長に伴う修正

					総			則		頁
第1	章 第1 第2 第3	節	計画 過去(予想)	の主旨の顕著な災害なので	Ē					1 1 2 8 8
			2	浚河トラフ					が震・津波)の被害想!	8
					フ・南海ト [.] フ巨大地震				地震・津波	11
					7沿いで発達 東地震)の			震•津波		17
			(元禄型関	7沿いで発達 東地震)の	被害想定の	の結果			19
	第4	.節	防災	関係機関の	D処理すべ	き事務又に	は業務の大	綱		21
				₹						 21
				市町						21
			3 [方災関係機	幾関					22

発 災 前	頁
第2章 平常時対策	27
第1節 防災思想の普及	27
第2節 自主防災活動	27 27 27 27 27 28
第3節 地震防災訓練の実施	27
1 県	27
2 市町	28
3 防災関係機関	29 30 30 30 31 31 32 32
第4節 地震災害予防対策の推進	30
1 緊急消防援助隊の受援体制	30
	30
3 火災の予防対策	31
	31
5 被災建築物等に対する安全対策	32
6 都市防災不燃化促進対策	32
7 地盤災害の予防対策	32
6 都市防災不燃化促進対策 7 地盤災害の予防対策 8 落下倒壊危険物対策	33
一 9 危険予想地域における災害の予防	33
10 被災者の救出活動対策	34
11 要配慮者の支援	34
12 生活の確保 13 緊急輸送活動の確保	34
13 緊急輸送活動の確保	32 33 33 34 34 37 37 37 37 37 38
14 災害廃棄物の処理体制の整備	37
15 公共土木施設等の応急復旧	37
16 情報システムの整備	37
17 緊急輸送用車両等の整備 18文化財等の耐震対策	38
18又化射等の耐震刈束	
19津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	38
第3章 地震防災施設緊急整備計画	39
第1節 地震防災施設整備方針	39
第1節 地震防災施設整備方針 1 防災業務施設の整備	39
2 地域の防災構造化	39 39
3 緊急輸送路の整備	40
4 防災上重要な建物の整備	40
5 災害防止事業	40
4 防災上重要な建物の整備 5 災害防止事業 6 災害応急対策用施設等の整備	40
第2節 地震対策緊急整備事業計画	41
1 防災業務施設の整備	41
2 避難地・避難路の整備	41
3 緊急輸送路の整備	42 43
4 防災上重要な建物の整備	43
5 災害の防止事業	44
第3節 地震防災緊急事業五箇年計画	47
	47
2 地域の防災構造化	48
3 緊急輸送路の整備	49
4 防災上重要な建物の整備	50
5 災害の防止事業	51
6 災害応急対策用施設等の整備	52

	東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時	頁
第4章	地震防災応急対策(発災前の対策及び津波対策を含む)	55
第1	節防災関係機関の活動	55 55 55 56 58
	1 県 【東海地震注意情報発表時等】	55 55
	【警戒宣言発令時】	56
	2 市町	58
	【東海地震注意情報発表時】 【警戒宣言発令時】	<u>58</u>
	3 防災関係機関	59
	【東海地震注意情報発表時】	58 59 59 59 60
	【警戒宣言発令時】	60
	4 自衛隊 【東海地震注意情報発表時等】	63 63 63 64
	【警戒宣言発令時】	63
第2	節 情報活動	64
	1 県	64
	2 市町 3 防災関係機関	65 65 65
第3	1	65
	1 県	l 66
	2 市町	66
	3 防災関係機関 4 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法	67
第4	- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
	【東海地震注意情報発表時】	66 67 67 67 67
**	【警戒宣言発令時】	67
まり	節 緊急輸送活動 1 県	68 68
	2 市町及び防災関係機関	69
	3 中部運輸局	69
第6	節自衛隊の支援	69 69 70 70
第1	節 避難活動1 避難対策	70
	2 避難地の設置及び避難生活	72
第8	節 社会秩序を維持する活動	72
第S	節 交通の確保活動 1 陸上交通の確保対策	/3
	RELX週の唯味対象	72 72 73 73 75
	3 航空交通の確保対策	75
第1	O節 地域への救援活動	75
	【東海地震注意情報発表時】 【警戒宣言発令時】	76 76
	1 食料及び日用品の確保	76
	2 飲料水等の確保	77
	3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理 4 応急復旧資材の確保	77
	4 心忌復旧貧材の催保 5 応急仮設住宅の建設	78 78 78 78 78
第1		78
7,5 .	1 無線通信施設等	78
	2 公共施設等	78
	【東海地震注意情報発表時】 【警戒宣言発令時】	79
	3 コンピュータ	80
第1	2節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	80
	【東海地震注意情報発表時】	79 79 80 80 81 82 84 84
笙1	【警戒宣言発令時】 3節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	84
30 1	<各施設・事業所に共通の事項>	84
	【東海地震注意情報発表時】	84
	【警戒宣言発令時】	85
笋1	<各施設・事業所の計画において定める個別事項> 4節 県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	86 88
为「	4前 宗が官達えば建名する地談寺の地震的火心思利泉 【東海地震注意情報発表時】	88
	【警戒宣言発令時】	89

	発 災 後	頁
第5章	災害応急対策	91
	1節 防災関係機関の活動	91
	1 県	91
	2 市町	93
	3 防災関係機関	94
第2	2節 情報活動	97
第3	3節 広報活動 4節 緊急輸送活動	97
第4	4節 緊急輸送活動	98
	1 県	98
<u> </u>	2 市町及び防災関係機関の緊急輸送	100
第	5節 広域応援活動 1. 行政機関及び民間団体の応援活動	100
	1 行政機関及び民間団体の応援活動	100
	2 自衛隊の支援 3 海上保安庁の支援	103
	4 富士山静岡空港の活用	103
笠0	」 - 年 富工山静岡宝港の沿角 6節 災害の拡大及び二次災害防止活動	104
کمد	1 消防活動	104
	2 7k院活動	105
	2 水防活動 3 人命の救出活動	106
	4 被災建築物等に対する安全対策	107
	5 災害危険区域の指定	107
第	7節 避難活動	108
7,5 .	1 避難対策	108
	2 避難所の設置及び避難生活	110
第8	B節 社会秩序を維持する活動	111
第9	9節 交通の確保対策	111
	1 陸上交通の確保	111
	2 海上交通の確保	113
	3 航空交通の確保	113
第	10節 地域への救援活動	114
	1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保	114
	2 給水活動 3 燃料の確保	115
	3 燃料の催保	115
	4 医療救護活動	115
	5 し尿処理	117
	6 廃棄物(生活系)処理	118 118
	7 災害廃棄物処理 8 防疫活動	119
	9 遺体の捜索及び措置	120
	10 応急住宅の確保	121
	11 ボランティア活動への支援	123
第	11節 学校における災害応急対策及び応急教育	124
713	1 基本方針	124 124
	2 計画の作成	124
第	12節 被災者の生活再建等への支援	125
	1 基本方針	124 124 125 125 125 126
	2 実施事項	125
第	13節 県有施設及び設備等の対策	126
	1 県防災行政無線	126
	2 警察通信無線	126
	3 公共施設等	126
h-h-	4 コンピュータ 	126 126 126 127 128 129 129
第1	14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策	128
第	15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策	129
	1 各施設・事業所に共通の事項	129
	2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項	129
		ı

	復 旧 • 復 興 期	頁
第6章	第四. 海風対策	131
第0早 笠 1	復旧・復興対策 節 防災関係機関の活動	131
第 I	即以为徐陇闵少治到 1 目	131
	1 県 2 県警察 3 市町	131
	2 市町	132
	4 防災関係機関	132
第2	4 D.文人所成为	136
第2	2節 激甚災害の指定 3節 震災復興計画の策定	136
المحاد		136
	1 県 2 市町	136
筆/		137
	1 予算の編成	137
	2 復興財源の確保	137
第5	5節 震災復興基金の設立	137 138
7,50	1 震災復興基金の設立	138
第6	2 復興財源の確保 5節 震災復興基金の設立 1 震災復興基金の設立 5節 復旧事業の推進	138
7,5 0	1 復旧計画の策定	138
	2 基盤施設の復旧	139
第7	節 都市・農山漁村の復興	139 139
	1 都市・農川漁村復興計画の策定	139 139
	2 都市の復興 3 農山漁村の復興(主に都市計画区域外)	139
	3 農山漁村の復興(主に都市計画区域外)	140
第8	3節 被災者の生活再建支援 1 恒久住宅対策	141
	1 恒久住宅対策	141
	2 災害弔慰金等の支給	142
	3 被災者の経済的再建支援	142
	4 雇用対策	142
	5 要配慮者の支援	143
	6 生活再建支援策等の広報・PR 7 相談窓口の設置	143
	7 相談窓口の設置	144
	8 保険の活用	144
第S	節 地域経済復興支援	145
	1 産業復興計画の策定	145
	2 中小企業を対象とした支援	145
	3 農林漁業者を対象とした支援	146
	4 地域全体に影響を及ぼす支援	146

第1章 総 則

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。

この計画の基礎となる第4次地震被害想定の概要を示す。

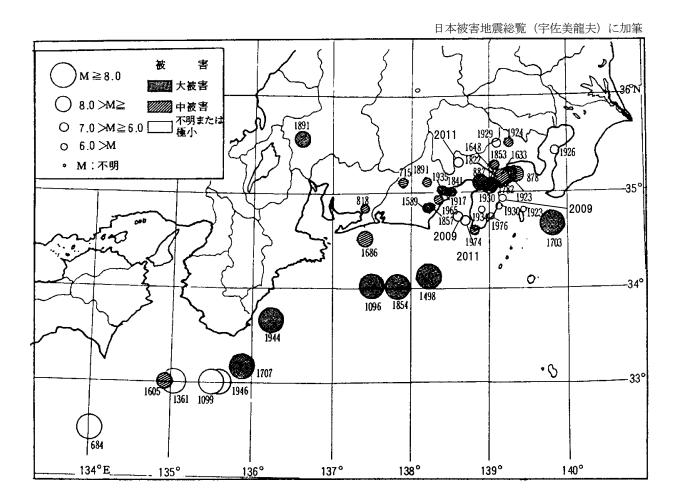
第1節 計画の主旨

この計画は、「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)」第40条の規定に基づき作成する「静岡県地域防災計画」の「地震対策の巻」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

努			内容					
台	平常時に実施する地震防災対策(以下「平常時対策」という。)、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項(以下「地震防災施設緊急整備計画」という。)、東海地震注意情報が発表された場合に実施する 応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。							
性格	 ・本県の地域に係る地震対策について定める。 ・県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等が地震対策に取り組むための基本方針である。 ・第3章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」、「地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定める。 ・「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策のうち、特に緊急に実施するものについて定める。 ・状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行う。 							
	この計画は本編と資料の巻から構成し、本編の構成は次の6章による。							
			2113/24 C					
	第1章	総則	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項					
	7,5 . —	総則 平常時対策						
構	第2章		この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項					
構成	第2章	平常時対策 地震防災施設	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項 平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策					
	第2章 第3章 第4章	平常時対策 地震防災施設 緊急整備計画 地震防災応急	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項 平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策 整備すべき防災事業の種類、目的、内容等 東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生					
	第2章 第3章 第4章 第5章	平常時対策 地震防災施設 緊急整備計画 地震防災応急 対策	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項 平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策 整備すべき防災事業の種類、目的、内容等 東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれがなくなるまでの間に行うべき対策					

第2節 過去の顕著な災害

- 本県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海 洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。
- 陸域には糸魚川ー静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、 伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。
- 特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1 978年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾の地震、2011年静岡県東部の地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。
- 県下に大被害を与えた地震、および県下で震度5以上が観測された地震の分布を示すと次の図のようになる。



	西暦年月日	東経	М	被害等級 津波規模	被		害
番号	和歴年月日	北 緯 震央地名	深 さ (h)	洋波規模 県内最大震度	西 部(遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
3*	684.11.29 天武13.10.14	134.0 32.5 南海·西海道	8.4	[IV] 3 IV	津波による被害が多	少あったと推定される。	
5	715. 7. 4 和銅 8. 5.25	137.9 35.1 遠 江	6.4	[0] IV	山崩れ天竜川を塞ぐ、数十日を経て決壊し、敷智・長下・石田の3郡民家170余区を没す。		
6	715.7.5 和銅 8.5.26	137.4 34.8 三 河	6.7	[1] IV~V	県西境に多少の被害があったと推定される。 れる。		
11*	818 弘仁 9.7	139.3 35.2 関東諸国	7.9	[IV] 1			県東境で多少の被害があったか。
15	841 承和 8	138.9 35.1 伊 豆	7.0	[II] VI+			伊豆: 里落完たからず。人あるいは傷き、 あるいは圧没された。
22	878.11.1 元慶 2.9.29	139.3 35.5 関東諸国	7.4	[II] V			相模・武蔵がとくに強かったという。 県東境にも被害が推定される。 相模国分寺に被害。
26*	887. 8.26 仁和 3. 7.30	135.3 33.0 五畿七道	8.6	[IV] 3 IV	津波による被害が多	少あったと推定される。	
38*	1096.12.17 嘉保 3.11.24	137.5 34.0 畿内·東海道	8.4	III 2 VI		仏神舎屋百姓四百余流失。	
39	1099. 2.22 康和 1. 1.24	135.5 33.0 南 海 道	8.4	[IV] IV	津波による被害が多	少あったと推定される。	
49	1293. 5.27 正応 6. 4.13	鎌倉	7.1	[11]			鎌倉で大被害。伊豆での被害の可能性あり。
56*	1361. 8. 3 正平16. 6.24	135.0 33.0 畿内·土佐·阿波	8.4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったか?		
68*	1498. 9.20 明応 7. 8.25	138.2 34.1 東 海 道	8.6	[IV] 3	山崩れ地裂く。浜名湖海につながる。今 切という。	沿岸に津波死2万6千という。 (志太郡)	伊豆・仁科郷海溢れて陸地に上ること18~ 19町。寺川以下の田園水没す。
79	1589. 3.21 天正17. 2. 5	138.2 34.8 駿河·遠江	6.7	[I] V~IV	民家多く破れ	倒る。(駿・遠)	

	西暦年月日	東経	М	被害等級津波規模		被害	
番号	和歴年月日	北 緯 震央地名	深さ(h)	│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
84*	1605. 2. 3 慶長 9.12.16	134.9 33.0 東海・南海・西 海	7.9	[IV] 3 VI	橋本に津波。100軒のうち20軒のこる。 死者多し。白州丁津波。		仁科郷海溢れ陸を浸すこと12~13町。
96*	1633. 3. 1 寛永10. 1.21	139.2 35.2 駿 豆 相	7.1	[II] 1 V		吉原で家くずれ、地割あり。 三島で家くずれる。(不苦という文書もあり)	熱海に津波。家・田畑流失。箱根で岩くず れ道を塞ぐ。通行の人馬の死あり。
106	1648. 6.12 慶安 1. 4.22	139.2 35.2 小 田 原	7.1	[I] IV			県東境に微小被害推定される。
141	1686.10.3 貞享 3.8.16	137.4 34.5 遠江·三河	7.0	[I] V	荒井で関所・番所・町家少々破損、死者 あり。		
149*	1703.12.31 元禄16.11.23	139.8 34.7 関東諸国	8.2	[IV] 3 IV~V			箱根山崩。町宿大分崩死あり。 番所半分潰れ、石垣棚崩倒。箱根一三島間少し損じ、三島は別条なし。伊豆東海岸に津波、死は 380余(宇佐美)・ 163(須玖美)、27(下田)。下田で潰・流失 332軒・半潰 160軒、破船81、川奈・熱海・竹麻・仁科・片浦に津波。
153*	1707.10.28 宝永 4.10.4	135.9 33.2 五畿七道	8.4	[IV] 4 VI	沿岸に大津波。各地で Quicksand 現象あり。横須賀港塞がる。 荒井口拡大。東海道沿いで震度VI、袋 井・掛川はVI。	駿河湾北岸・吉原・岩本・さったで被害大。湾内に津波。東海道筋の震度はVI。	震度はV以下。津波が各地を襲う。下田で流失・皆潰 857軒、半潰55件、死11人、破痛船53。
163	1718. 8.22 享保 3. 7.26	伊 那	6.4	[f] IV~V	伊那·遠山谷満島村山崩れ、遠山川を堰止め後に決壊。三河佐太村大谷までの間で死50余。県北西境、天竜川沿いに被害が推定される。		
171	1729. 3. 8 享保14. 2. 9						伊豆で大地割れ、川筋に水涌く余震20日 すぎまで小津波か?
207*	1782. 8.23 天明 2. 7.15	139.2 35.2 武 相	7.3	[I] 1 IV~V			田方郡でつよく、箱根で石垣崩れ、小田原に津波。甲州の猿橋くずる。伊豆北部に小被害の可能性あり。
243	1841. 4.22 天保12. 3. 2	138.5 35.0 駿 河	6.4	[0] V~IV		駿府城の石垣30間崩る。久能山銅鳥居・石灯篭いたみ、社堂破損、江尻・清水辺で家・蔵の壁落ち、地裂けて噴水す。三保の砂地2千坪沈下。	
253	1853. 3.11 嘉永 6. 2. 2	139.1 35.3 小 田 原	6.5	[I]		MAY 22 1 21 70 1 0	箱根で落石・山崩。関所破損。 御殿場で潰家1、修善寺・三島その他で 損所ありという。

	西暦年月日	東経	М	被害等級 津波規模		被害	
番号	和歴年月日	北 緯 震央地名	深さ(h)	県内最大震度	西 部(遠 江)	中 部(駿 河)	東 部 (伊 豆)
257*	1854.12.23 嘉永 7.11.4	137.8 34.0 東海·東山·南海	8.4	[IV] 3 VII	御前崎を中心に隆起、1~1.5m沿岸一帯に津波、又低地で液状化現象が各地に見られた。とくに掛川・袋井付近の東海道沿いの被害が大きかった。	駿河湾北岸で震度大。久能山はさほど 大ならず、静岡・清水に火災 湾の東岸一帯に地震隆起、精進川村 296軒のうち全潰 178、半潰 116、無傷 1、一般に山地は軽か	震度V。下田以西の沿岸に津波下田計875 軒のうち840流失・皆潰。30半潰水入、無事 は4軒のみ。人口3,851人のうち、死122。
265	1857. 7.14 安政4.閏5.23	138.2 34.8 駿 河	6.4	[0]		田中城で塀・門・番所・石垣等破損。藤枝に倒家なしという。	
287	1882. 9.29 明治 15	139.05 35.07 熱 海					熱海で落石、墓石の転倒あり。
300	1891.10.28 明治 24	136.6 35.6 愛知·岐阜	7.9	V~VI	遠江で家屋全潰32、半潰31、道路破裂 19、橋梁損落1、堤防崩壊24、天竜川護 岸堤、見附浜松間に諸所破損。	志太鉱泉の天然ガス噴出量倍増、鉱泉 の湧出量も増加。	吉奈・湯ヶ島+15℃、湯ヶ野+5℃、蓮台 寺- x℃、3~4日で復旧。
301	1891.12.24 明治 24	138.2 35.1 山中湖付近	6.4	IV		沼津で土蔵の鉢巻おちる。 駕篭坂峠で土地の陷没(長さ20間巾 3 尺、深さ 3尺)あり、道路の亀裂・山崖く ずれ数ヶ所。	三島で土蔵の庇破損2。
414	1917. 5.18 大正 6	138.4 34.95 静岡付近	5.8		浜松地方で地裂・煙突の倒壊、壁落あ り。	静岡市・煉瓦塀・煉瓦煙突の被害 清水・江尻でも同様の小被害。全体で死2 (静岡市)、傷6。	
430*	1923. 9. 1 大正 12	139.3 35.2 関東南部	7.9	V	県全体で死375、傷1,243 不明68、家屋全壊2,298、 半壊10,219、損失 5、流失 661。	全壊100戸以上の町村は伊東・熱海・網代・御殿場・箱根・北郷・小山・足柄である。 駿東郡の荒廃林野面積率は3.2%。	熱海に津波(12m)、網代で7.2m、被害なし。下田で浸水。
433	1923. 9.10 大正 12	139.4 34.8 大島近海	5.8				稲取・下河津付近で道路破損等小被害。
435	1924. 1.15 大正 13	139.2 35.5 丹沢山塊	6.7	V		駿東郡で傷26、建物全壊10、 半壊243。	
443	1926. 8. 3 大正 15	139.8 35.4 東京湾中部	6.2 35km				熱海で壁落数戸。
453	1929. 7.27 昭和 4	139.1 35.5 丹沢付近	6.1 20km	V		篭坂峠で亀裂。土砂崩壊し県道を埋めた 所あり。富士山で落石。	

	西暦年月日	東経	М	被害等級津波規模		被害	
番号	和歴年月日	北緯震央地名	深さ(h)	^{洋波祝侯} 県内最大震度	西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
461	1930.11.26 昭和 5	139.0 35.1 北 伊 豆	7.3 0~ 5km	VI		清水港・三保港の岸壁崩壊。	死259、傷566、住家全壊 2,077、半壊5,424、焼失75。 丹那断層を生じ、発光現象がみられた。伊 東・大場・長岡・函南村間宮で火災。
476	1934. 3.21 昭和 9	138.9 34.8 天 城 山	5.5 0~ 10km	٧			湯ヶ島一天城峠間で崖崩れ10余、墓石の 転倒(湯ヶ島・与市坂・白田・上河津)。半島 の温泉に異常。
479	1935. 7.11 昭和 10	138.4 35.0 静岡付近	6.3 10km	VI		静岡市・有度山周辺に被害集中。家屋 全壊率10%以上は、高松・西大谷・東大 谷・池田・国吉田 被害計、死9、傷299、 住家全壊237、半壊1,412、清水港の岸 壁、倉庫大破。	蓮台寺温泉の水位が5日前から70cm上昇。震後急下降。 8月5日までに262cm下降する。
506*	1944.12. 7 昭和 19	136.2 33.7 東海沖	7.9 0~ 30km	VI	遠州灘で津波の高さ1~2m。 太田川流域の住家被害率が高く南御厨村で101%、今井村で97 %。	県下全体で、 死255、傷704、住家全壊5,828、 半壊7,815。 静岡市付近に被害率の高い所あり。	下田で津波高さ2.1m。
509*	1946.12.21 昭和 21	135.6 33.0 南海沖	8.0 30km		津波の高さ、舞阪0.8m、御前崎2m。	県下で傷2、住家半壊1、家屋浸水296、 船舶損失105。	津波の高さ 下田2m、 須崎1m。
546*	1960. 5.23 昭和 35	73.5W 38.0S チリ地震津波	8.5	0	舞阪で波高1.1m。	県下で床上浸水1、床下浸水234、非住 家被害13、ろ・かい船被害1、清水で波高 1.3m。	下田で波高1.8m。
567	1965. 4.20 昭和 40	138.18 34.53 静岡付近	6.1 20km	IV		清水市北部の平野で被害大。壁の破損・ 瓦落下土台の破損・柱の移動等があった。全体で死2、傷4、住家一部破損9。	
610*	1974. 5. 9 昭和 49	138.48 34.34 伊豆半島沖	6.9 10km	V			死30、傷102、家屋全壊134 半壊240、全焼5、山(がけ)くずれ101、中 木・入間・石廊崎で被害大。断層を生ず。 温泉の異常あり。
621	1976. 8.18 昭和 51	138.57 34.47 河津町	5.4 0km	III			河津町付近で家屋半壊3戸、一部破損 61戸、ここでの震度はVか。
624*	1978. 1.14 昭和 53	139.81 34.48 伊豆大島近海	7.0 0km	IV			死25、傷139、家屋全壊96 同半壊539戸、道路損壊984ヶ所、崖く ずれ191ヶ所、持越鉱山の鉱さい堆積場 のえん堤損壊、シアンを含む泥流狩野 川へ流入。
636*	1980. 6.29 昭和 55	139.12 34.54 伊豆半島東方沖	6.7 0km	V			伊豆半島東方沖:伊豆半島で家屋全壊 1、同一部破損17、傷8などの被害。

	西暦年月日	東経	М	被害等級津波規模		被害	
番号	和歴年月日	北緯震央地名	深さ(h)	洋波規模 県内最大震度 	西 部 (遠 江)	中 部(駿 河)	東 部 (伊 豆)
646	1983. 8. 8 昭和 58	139.10 35.50 山梨県東部	5.8 30km	IV			小山町を中心に負傷者2、家屋半壊1、一 部破損49、停電42万軒。
	1988. 3.18 昭和 63	139.39 35.40 東京都東部	6.0 100km	II			三島市を中心に家屋一部損壊19。
	1988. 7.26 ~ 昭和 63. 8.10	伊豆半島東方沖	5.2 10km	IV			伊東市を中心に家屋一部破損2。
	1989. 7. 3	伊豆半島東方沖	5.5 10km	IV			伊東市を中心に負傷者22、家屋一部損壊92、道路損壊24、港湾被害11、水道断水200戸、電話不通66回線、停電3,500軒、ブロック塀1ヶ所。
	1997. 3. 3	伊豆半島東方沖	5.7 10km	V弱			伊東市を中心に負傷者3、家屋一部損壊 65、道路損壊8、崖崩れ5、水道断水51戸、 ブロック塀1ヶ所。
	2001. 4. 3 平成13	静岡県中部	5.3 30km	V 強			静岡市を中心に負傷者8人、建物の一部破損。
*	2009.8.11 平成21	駿河湾	6.5 23km	VI弱	掛川市及び牧之原市を中心に断水約7 万戸、停電約9,500戸。	静岡市及び牧之原市を中心に、県下で 死者1、負傷者311、家屋半壊6、一部損 壊8,666、火災3、ブロック塀207ヶ所。 東名高速(上り)牧之原IC付近で盛土崩 壊。	伊豆市を中心に山(崖)崩れ81箇所。
*	2011.3.11 平成23	142.9 38.1 三陸沖	9.0 24km	∨弱			御殿場市を中心に負傷者4、家屋一部損壊 2、下田市で住家床下浸水7、店舗内浸水6
	2011.3.15 平成23	静岡県東部	6.4 14km	VI強			富士宮市を中心に負傷者50、家屋一部損壊521、道路損壊7、崖崩れ8、停電21,700軒、水道断水500戸
	2011.8.1 平成23	駿河湾	6.2 23km	V弱	軽症2人、住宅一部損壊14件	重症1人、軽症9人、住宅一部損壊2件、 島田市で12,000世帯で水道が白濁	軽症1人

第3節 予想される災害

- 本県に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8クラス)がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震(それぞれマグニチュード8クラス)があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震(マグニチュード7.9程度)や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。
- また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、 発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラ フ巨大地震(マグニチュード9クラス)や元禄型関東地震(マグニチュード8.1程度)などの巨大地震 についても発生することを想定する必要がある。
- この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。
- 津波については、上記地震によるものの他、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

1 第4次地震被害想定

- 地震によって、県下の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した 結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。
- 試算については、本県において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・ 南海トラフ沿い で発生する 地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))
相模トラフ沿い で発生する 地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))

- ※ 相模トラフ沿いでは約200~400年間隔で海溝型(プレート境界型)の地震が発生しており、このうち元禄16年(1703年)元禄関東地震は大正12年(1923年)大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。
- 注)内閣府(2012): 南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について(以下同じ)

内閣府(2013): 首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

- なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに県民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。
- 2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波(東海地震、東海・東南 海地震、東海・東南海・南海地震等)の被害想定の結果
- (1) 概説
 - この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南

- 海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの(内閣府(2012)の基本ケース)を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議(2003)の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。
 - 注) 中央防災会議(2003): 「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(第16回)報告書
- これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。
- また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

(2)建物等被害に係る想定結果

(単位:棟)

					被害区分			予知なし		Z (
項					後 き	臣万	冬•深夜	夏•昼	冬•夕	予知あり
414				₹h	全	壊		約171,000		約171,000
地		震		動	#	壊	約165,000	約163,000	約156,000	約169,000
\ 		خلاا		//-	全	壊		約1,800		約1,800
液		状		化	半	壊	約6,400	約6,300	約6,100	約6,500
١,	_	V#-	_	طند	全	壊		約17,000		約17,000
人	I	造	成	地	半	壊	約51,000	約51,000	約51,000	約51,000
\ +).th	全	壊		約2,400		約2,400
津				波	半	壊	約4,900	約4,900	約4,900	約5,000
		崖	崩	مه	全	壊		約2,500		
Ш	•			れ	#	壊	約5,800	約5,800	約5,800	約5,800
火				災	焼	失	約22,000	約28,000	約66,000	約2,500
建	物	:	棟	数				1,41	8,505	
建	物神	皮害	影総	数	全境焼	き及び 失	約217,000	約223,000	約260,000	約197,000
					半	壊	約233,000	約232,000	約224,000	約237,000
建	物	被	害	率	全境焼	表及び 失	約15%	約16%	約18%	約14%
					半	壊	約16%	約16%	約16%	約17%

ブロック塀等転倒数	約23,000 件
屋外落下物が発生する建物数	約47,000 棟

「一」: 被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊: 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊・半壊: 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位:人)

項		地東京八		予知なし			予知あり	
垻		被害区分	冬•深夜	夏•昼	冬•夕	冬•深夜	夏•昼	冬•夕
		死 者 数	約5,500	約2,700	約4,300	約1,600	約800	約1,200
建	物 倒 壊	26 日 奴	(約700)	(約500)	(約500)	(約100)	(約100)	(約100)
'-	うち屋内収容物移	重傷者数	約19,000	約30,000	約19,000	約5,300	約8,700	約5,500
		里肠日奴	(約2,600)	(約2,100)	(約1,600)	(約600)	(約400)	(約400)
劉	• 転倒、屋内落下物)	軽傷者数	約49,000	約52,000	約42,000	約14,000	約15,000	約12,000
		料房日奴	(約9,700)	(約7,800)	(約7,600)	(約2,100)	(約1,700)	(約1,700)
津		死 者 数	約7,400	約2,500	約3,200	約1,000	約700	約800
	早期避難率高十 呼 び か け	重傷者数	約400	約100	約200	約60	約40	約50
		軽傷者数	約800	約300	約400	約100	約80	約100
	早期避難率低	死 者 数	約9,000	約5,700	約7,300	約1,000	約700	約800
		重傷者数	約500	約400	約400	約60	約40	約50
波		軽傷者数	約1,000	約700	約900	約100	約80	約100
		死 者 数	約200	約90	約200	約30	約10	約20
Ш	・ 崖 崩 れ	重傷者数	約100	約60	約100	約20	約10	約10
		軽傷者数	約100	約60	約100	約20	約10	約10
		死 者 数	約800	約500	約2,100	約30	約10	約20
火	災	重傷者数	約500	約600	約1,400	約50	約50	約50
		軽傷者数	約1,200	約1,600	約3,700	約100	約100	約100
ブ	ロック塀の転倒、	死 者 数	-	約10	約20	-	-	-
屋	外落下物	重傷者数	約10	約100	約200	-	約10	約10
/=	71. 70 I 1/0	軽傷者数	約10	約200	約400	-	約10	約20
死	早期避難率高	死 者 数	約14,000	約5.900	約9,900	約2,700	約1,500	約2,100
傷	+呼びかけ	重傷者数	約20,000	約31,000	約21,000	約5,500	約8,800	約5,600
者	1 3 0 % 1)	軽傷者数	約51,000	約54,000	約47,000	約14,000	約15,000	約12,000
数		死 者 数	約16,000	約9,100	約14,000	約2,700	約1,500	約2,100
合	早期避難率低	重傷者数	約20,000	約31,000	約21,000	約5,500	約8,800	約5,600
計		軽傷者数	約51,000	約54,000	約47,000	約14,000	約15,000	約12,000
自	力脱出困難者数•	地震動	約32,000	約27,000	約29,000	約9,100	約7,900	約8,300
要	救助者数	津波	約1,800	約3,600	約2,400	約200	約400	約300

「一」: 被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒 壊:建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者:1ヶ月以上の治療を要する負傷者

・軽傷者:1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約2,200 人(早期避難率高+呼びかけ)~約9,200 人(早期避難率低)

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波(南海トラフ巨大地震) の被害想定の結果

(1) 概説

- この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸(富士川河口断層帯を含む)とし、南西側(日 向灘側)を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。
- 〇 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議(2011)等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。
 - 注)中央防災会議(2011):「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」
- これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地及び山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害と ともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。
- また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

【地震動:基本ケース、津波:ケース①】

(単位:棟)

項				月	被害	区分		予知なし		予知あり		
坦					拟吉		冬•深夜	夏•昼	冬•夕	עינשנוגיר		
地		震		動	全	壊		約171,000		約171,000		
TIR	地 辰 叛		到	半	壊	約161,000	約160,000	約152,000	約165,000			
液		状		化	全	壊			約1,800			
/IX		1/\		10	半	壊	約5,900	約5,800	約5,600	約6,000		
人	I	造	成	地	全	壊		約17,000		約17,000		
		坦	13%	16	半	壊	約51,000	約51,000	約51,000	約51,000		
津				波	全	壊		約28,000		約28,000		
洋 					//×		半	壊	約31,000	約31,000	約29,000	約32,000
Ш		崖	崩	n	全	壊		約2,500		約2,500		
Ш		産	ממ	1 0	半	壊	約5,800	約5,800	約5,800	約5,800		
火				災	焼	失	約22,000	約27,000	約64,000	約2,500		
建	物	† .	東	数				1,418	3,505			
建	物	物被害総数		数	全壊焼	及 び 失	約242,000	約248,000	約285,000	約223,000		
					半	壊	約255,000	約253,000	約244,000	約260,000		
建	物	被	害率		全壊焼	及 び 失	約17%	約17%	約20%	約16%		
~_					半	壊	約18%	約18%	約17%	約18%		

ブロック塀等転倒数	約23,000件
屋外落下物が発生する建物数	約47,000棟

「一」: 被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊: 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊 ・半壊: 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動:陸側ケース、津波:ケース①】

(単位:棟)

				# # #	- /\		予知なし		2 to t 10
項				被害	☑分	冬•深夜	夏•昼	冬•夕	予知あり
+44-	震		動	全	壊		約179,000		約179,000
地	莀		虭	半	壊	約122,000	約121,000	約117,000	約123,000
液	状		化	全	壊		約1,600		
7/2	1 ∧		16	半	壊	約5,700	約5,700	約5,500	約5,700
人	工造	成	地	全	壊		約16,000		
	工 坦	13%	113	半	壊	約47,000	約47,000	約47,000	約47,000
津			波	全	壊	約28,000			約28,000
<i>i</i> =			汉	半	壊	約35,000	約35,000	約34,000	約35,000
Ш	• 崖	崩	n	全	壊		約2,100		約2,100
Т Ш	• <u>唐</u>	月月	16	半	壊	約5,000	約5,000	約5,000	約5,000
火			災	焼	失	約11,000	約14,000	約35,000	約4,500
建	物材	棟	数				1,418	3,505	
建	物被害	総	数	全壊が焼	ひ 失	約238,000	約240,000	約262,000	約231,000
				半	壊	約214,000	約213,000	約208,000	約216,000
建	物被	害	率	全壊が焼	シ び 失	約17%	約17%	約18%	約16%
				半	壊	約15%	約15%	約15%	約15%

ブロック塀等転倒数	約20,000件
屋外落下物が発生する建物数	約71,000棟

「一」:被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊: 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊・半壊: 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動:東側ケース、津波:ケース①】

(単位:棟)

T.			* = =		予知なし		マカちり	
項			被害区分	冬•深夜	夏•昼	冬•夕	予知あり	
地	重	動	全 壊		約191,000		約191,000	
TIR	震	虭	半 壊	約178,000	約177,000	約168,000	約181,000	
液	状	化	全 壊		約1,800			
水	1/\	16	半 壊	約5,900	約5,800	約5,600	約6,000	
人	工造成	t 地	全 壊 約17,000				約17,000	
		χ, 113	半 壊	約50,000	約50,000	約50,000	約50,000	
津		波	全 壊		約26,000			
洋		i汉	半 壊	約30,000	約29,000	約27,000	約31,000	
Ш	崖 崩	i h	全 壊		約2,700		約2,700	
Ш		F 16	半 壊	約6,300	約6,300	約6,300	約6,300	
火		災	焼 失	約19,000	約24,000	約66,000	約2,200	
建	物棟	数			1,418	3,505		
建	物被害	総数	全 壊 及 び焼 失	約257,000	約262,000	約304,000	約240,000	
			半壊	約270,000	約268,000	約257,000	約274,000	
建	物被害	喜 率	全 壊 及 び 焼 失	約18%	約18%	約21%	約17%	
			半 壊	約19%	約19%	約18%	約19%	

	ブロック塀等転倒数	約25,000件
ĺ	屋外落下物が発生する建物数	約58,000棟

「一」:被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊:災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊・半壊:災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

【地震動:基本ケース、津波:ケース①】

(単位:人)

	*** = -		予知なし			予知あり	(羊位・八)
項 目	被害区分	冬•深夜	夏•昼	冬•夕	冬•深夜	夏•昼	冬•夕
	瓦 耂 粉	約5,500	約2,700	約4,300	約1,600	約800	約1,200
	死 者 数	(約700)	(約500)	(約500)	(約100)	(約100)	(約100)
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転	重傷者数	約19,000	約30,000	約19,000	約5,300	約8,700	約5,500
日 、屋内落下物)	里肠日奴	(約2,600)	(約2,100)	(約1,600)	(約600)	(約500)	(約400)
	軽傷者数	約49,000	約52,000	約42,000	約14,000	約15,000	約12,000
	牡汤日 奴	(約9,700)	(約7,800)	(約7,600)	(約2,100)	(約1,700)	(約1,700)
津	死 者 数	約65,000	約31,000	約35,000	約11,000	約7,200	約8,300
早期避難率高十 呼 び か け	重傷者数	約2,300	約900	約1,100	約500	約300	約300
	軽傷者数	約4,500	約1,800	約2,000	約900	約600	約600
	死 者 数	約95,000	約62,000	約72,000	約11,000	約7,200	約8,300
早期避難率低	重傷者数	約4,000	約2,500	約2,900	約500	約300	約300
波	軽傷者数	約7,700	約4,800	約5,500	約900	約600	約600
	死 者 数	約200	約90	約200	約30	約10	約20
山・崖崩れ	重傷者数	約100	約60	約100	約20	約10	約10
	軽傷者数	約100	約60	約100	約20	約10	約10
	死 者 数	約800	約500	約2,000	約30	約10	約20
火 災	重傷者数	約400	約600	約1,300	約50	約50	約50
	軽傷者数	約1,100	約1,500	約3,500	約100	約100	約100
	死 者 数	-	約10	約20	-	-	-
ブロック塀の転倒、 屋 外 落 下 物	重傷者数	約10	約100	約200	-	約10	約10
	軽傷者数	約10	約200	約400	-	約10	約20
死	死 者 数	約72,000	約34,000	約42,000	約13,000	約8,000	約9,600
傷 早期避難率高 十呼びかけ	重傷者数	約21,000	約32,000	約22,000	約5,900	約9,000	約5,900
者	軽傷者数	約55,000	約55,000	約48,000	約15,000	約16,000	約13,000
数	死 者 数	約102,000	約65,000	約78,000	約13,000	約8,000	約9,600
合 早期避難率低	重傷者数	約23,000	約33,000	約24,000	約5,900	約9,000	約5,900
計	軽傷者数	約58,000	約58,000	約52,000	約15,000	約16,000	約13,000
自力脱出困難者数・	地震動	約32,000	約27,000	約29,000	約9,100	約7,900	約8,300
要 救 助 者 数	津 波	約23,000	約33,000	約26,000	約2,700	約3,800	約3,000

「一」: 被害わずか

- 注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。
 - ・倒 壊: 建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
 - ・重傷者:1ヶ月以上の治療を要する負傷者
 - ・軽傷者:1ヶ月未満の治療を要する負傷者
- ※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000 人(早期避難率高+呼びかけ)〜約29,000 人(早期避難率低)
- ※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動:陸側ケース、津波:ケース①】

(単位:人)

	*** = -		予知なし			予知あり	(+1111 - 77)
項	被害区分	冬•深夜	夏•昼	冬•夕	冬•深夜	夏•昼	冬•夕
	FC = 24 %h	約7,800	約4,100	約6,200	約2,200	約1,200	約1,800
	死 者 数	(約700)	(約600)	(約600)	(約200)	(約100)	(約100)
建物倒壊	丢怎老物	約19,000	約35,000	約21,000	約5,600	約10,000	約6,100
(うち屋内収容物移動・転 倒 、 屋 内 落 下 物)	重傷者数	(約2,500)	(約2,100)	(約1,700)	(約500)	(約500)	(約400)
	*8 /与 ** **	約42,000	約52,000	約38,000	約12,000	約15,000	約11,000
	軽傷者数	(約9,700)	(約7,800)	(約7,600)	(約2,100)	(約1,700)	(約1,700)
津	死 者 数	約66,000	約31,000	約36,000	約11,000	約7,200	約8,400
早期避難率高十呼びかけ	重傷者数	約2,300	約900	約1,100	約500	約300	約300
	軽傷者数	約4,500	約1,800	約2,100	約900	約600	約600
	死 者 数	約96,000	約62,000	約74,000	約11,000	約7,200	約8,400
早期避難率低	重傷者数	約4,000	約2,500	約2,900	約500	約300	約300
波	軽傷者数	約7,700	約4,800	約5,500	約900	約600	約600
	死 者 数	約200	約80	約100	約20	約10	約20
山・崖崩れ	重傷者数	約100	約50	約90	約10	約10	約10
	軽傷者数	約100	約50	約90	約10	約10	約10
	死 者 数	約1,500	約1,000	約3,400	約200	約100	約100
火 災	重傷者数	約300	約400	約900	約100	約100	約100
	軽傷者数	約700	約1,000	約2,200	約300	約300	約300
	死 者 数	-	約10	約10	-	-	-
ブロック塀の転倒、屋外落下物	重傷者数	-	約70	約100	-	-	約10
	軽傷者数	約10	約200	約300	-	約10	約20
死用期降難家京	死 者 数	約75,000	約36,000	約46,000	約14,000	約8,500	約10,000
傷 早期避難率高 十呼びかけ	重傷者数	約22,000	約37,000	約23,000	約6,200	約11,000	約6,600
者	軽傷者数	約47,000	約55,000	約43,000	約13,000	約16,000	約12,000
数	死 者 数	約105,000	約67,000	約82,000	約14,000	約8,500	約10,000
合 早期避難率低	重傷者数	約24,000	約38,000	約25,000	約6,200	約11,000	約6,600
計	軽傷者数	約50,000	約58,000	約46,000	約13,000	約16,000	約12,000
自力脱出困難者数・	地 震 動	約50,000	約49,000	約48,000	約14,000	約14,000	約14,000
要救助者数	津波	約23,000	約33,000	約26,000	約2,700	約3,800	約3,000

「一」: 被害わずか

- 注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。
 - ・倒 壊:建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
 - ・重傷者:1ヶ月以上の治療を要する負傷者
 - ・軽傷者:1ヶ月未満の治療を要する負傷者
 - ※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000 人(早期避難率高+呼びかけ)~ 約29,000 人(早期避難率低)
 - ※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動:東側ケース、津波:ケース①】

(単位:人)

7.5		地中区八		予知なし			予知あり	
項		被害区分	冬•深夜	夏•昼	冬•夕	冬•深夜	夏•昼	冬•夕
		死 者 数	約6,000 (約700)	約3,000 (約500)	約4,700 (約500)	約1,700 (約200)	約900 (約100)	約1,400 (約100)
建 (う 倒、	物 倒 壊 ち屋内収容物移動・転 屋内落下物)	重傷者数	約21,000 (約2,700)	約34,000 (約2,200)	約21,000 (約1,700)	約5,900 (約600)	約9,700 (約500)	約6,100 (約400)
		負傷者数	約53,000 (約10,000)	約55,000 (約8,300)	約45,000 (約8,100)	約15,000 (約2,200)	約16,000 (約1,800)	約13,000 (約1,800)
津	C +10 \101 +14 +	死 者 数	約65,000	約31,000	約36,000	約11,000	約7,200	約8,300
	早期避難率高 中呼びかけ	重傷者数	約2,300	約900	約1,100	約500	約300	約300
		軽傷者数	約4,500	約1,800	約2,100	約900	約600	約600
		死 者 数	約95,000	約62,000	約72,000	約11,000	約7,200	約8,300
	早期避難率低	重傷者数	約4,000	約2,500	約2,900	約500	約300	約300
波		軽傷者数	約7,700	約4,800	約5,500	約900	約600	約600
		死 者 数	約200	約100	約200	約30	約10	約20
Ш	・ 崖 崩 れ	重傷者数	約200	約60	約100	約20	約10	約10
		軽傷者数	約200	約60	約100	約20	約10	約10
		死 者 数	約600	約400	約1,600	約40	約20	約30
火	災	重傷者数	約400	約500	約1,300	約50	約50	約50
		軽傷者数	約900	約1,300	約3,400	約100	約100	約100
		死 者 数	ı	約10	約20	-	-	-
ノL] ック塀の転倒、 外 落 下 物	重傷者数	約10	約100	約200	-	約10	約10
	71 73 1 13	軽傷者数	約20	約200	約400	-	約10	約20
死		死 者 数	約72,000	約34,000	約42,000	約13,000	約8,100	約9,700
傷	早期避難率高十呼びかけ	重傷者数	約23,000	約35,000	約24,000	約6,400	約10,000	約6,500
者		軽傷者数	約58,000	約59,000	約51,000	約16,000	約17,000	約14,000
数		死 者 数	約102,000	約65,000	約78,000	約13,000	約8,100	約9,700
合	早期避難率低	重傷者数	約25,000	約37,000	約26,000	約6,400	約10,000	約6,500
計		軽傷者数	約62,000	約62,000	約55,000	約16,000	約17,000	約14,000
	〕脱出困難者数・	地 震 動	約33,000	約29,000	約30,000	約9,500	約8,400	約8.800
要救助者	救 助 者 数	津 波	約23,000	約33,000	約26,000	約2,700	約3,800	約3,000

「一」: 被害わずか

- 注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。
 - ・倒 壊:建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
 - ・重傷者:1ヶ月以上の治療を要する負傷者
 - ・軽傷者:1ヶ月未満の治療を要する負傷者
- ※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人(早期避難率高+呼びかけ)〜約30,0 00人(早期避難率低)
- ※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波(大正型関東地震)の被害想定の結果

(1) 概説

- この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した 場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。
- これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位:棟)

項		Ħ	被害区分	冬•深夜	夏•昼	冬•夕		
+44 (57)		動	全 壊	約10,000				
16	地震		半 壊	約27,000	約27,000	約26,000		
液	状	化	全 壊	約800				
NX	1/\	10	半 壊	約3,100	約3,100	約3,100		
人	工造成	地	全 壊	約40				
		113	半 壊	約100	約100	約100		
津		波	全 壊		約900			
<i>/</i> 丰			半 壊	約2,300	約2,300	約2,300		
ılı	崖崩	崩れ	全 壊	約500				
Ш			半 壊	約1,100	約1,100	約1,100		
火		災	焼 失	約200	約300	約1,600		
建	物棟	数		1,418,505				
建	物被害総	数	全 壊 及 び 焼 失	約13,000	約13,000	約14,000		
			半 壊	約33,000	約33,000	約33,000		
建	物被害	率	全 壊 及 び 焼 失	約1%	約1%	約1%		
			半 壊	約2%	約2%	約2%		

ブロック塀等転倒数	約2,500件		
屋外落下物が発生する建物数	約1,900棟		

「一」: 被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊:災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊 ・半壊:災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位:人)

項	目	被害区分	冬•深夜	夏•昼	冬•夕		
		死 者 数	約100 (約40)	約50 (約20)	約90 (約30)		
建 物 (うち屋内収容 屋 内 落	倒 壊 『物移動・転倒、 下 物)	重傷者数	約1,100 (約200)	約1,400 (約100)	約1,000 (約100)		
		軽傷者数	約5,100 (約800)	約4,600 (約700)	約4,200 (約600)		
津		死 者 数	約2,300	約600	約900		
	早期避難率高十呼びかけ	重傷者数	約100	約5O	約70		
		軽傷者数	約200	約100	約100		
		死 者 数	約2,900	約1,700	約2,400		
	早期避難率低	重傷者数	約200	約100	約200		
波		軽傷者数	約400	約300	約400		
"2		死 者 数	約40	約20	約30		
山 •	崖 崩 れ	重傷者数	約30	約10	約20		
		軽傷者数	約30	約10	約20		
		死 者 数	-	-	約10		
火	災	重傷者数	-	約10	約30		
		軽傷者数	約10	約10	約70		
		死 者 数	-	-	-		
	塀の転倒、 落下物	重傷者数	-	約20	約30		
		軽傷者数	-	約30	約50		
死		死 者 数	約2,500	約700	約1,000		
傷	早期避難率高十呼びかけ	重傷者数	約1,200	約1,500	約1,200		
者	3 3 3 3	軽傷者数	約5,400	約4,700	約4,500		
数		死 者 数	約3,000	約1,800	約2,500		
合	早期避難率低	重傷者数	約1,300	約1,600	約1,300		
計		軽傷者数	約5,600	約4,900	約4,700		
	困難者数・	地 震 動	約600	約400	約500		
要救	助 者 数	津波	約900	約1,800	約1,200		

「一」: 被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒 壊:建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートの D5以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者:1ヶ月以上の治療を要する負傷者・軽傷者:1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約1,600人(早期避難率高十呼びかけ)〜約4.600人(早期避難率低)

5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波(元禄型関東地震)の被害想定の結果

(1) 概説

- この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生 した場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波高の想定をしている。
- これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位:棟)

項目			被害区分	冬•深夜	夏•昼	冬・夕			
طلة	=		# 4	全 壊	約19,000				
地震		動	半 壊	約40,000	約39,000	約39,000			
沛	状		化	全 壊	約1,000				
液				半 壊	約3,700	約3,700	約3,700		
1	工 生	ct:	+4h	全 壊	約80				
人	工造	成	地	半 壊	約300	約300	約300		
津			油	全 壊	約2,400				
<i>i</i> =			波	半 壊	約6,300	約6,300	約6,200		
		ш.	i h	全 壊	約600				
Ш	• 崖	崩		半 壊	約1,400	約1,400	約1,400		
火	火災		災	焼 失	約400	約600	約3,700		
建 物 棟 数			数			1,418,505			
建	物被害総		総数	全壊及び焼 失	約23,000	約24,000	約27,000		
				半壊	約51,000	約51,000	約50,000		
建	物 被	被害率	被害率	率	全壊及び 焼 失	約2%	約2%	約2%	
				半壊	約4%	約4%	約4%		

ブロック塀等転倒数	約3,600件
屋外落下物が発生する建物数	約4,000棟

「一」: 被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全 壊:災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊

・ 半 壊: 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位:人)

						(十位・)ひ
項		B	被害区分	冬•深夜	夏 回	冬•夕
			死 者 数	約200 (約70)	約100 (約40)	約200 (約50)
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物)			重傷者数	約1,900 (約300)	約2,300 (約200)	約1,800 (約200)
			軽傷者数	約7,900 (約1,300)	約6,600 (約1,000)	約4,900 (約1,000)
	津		死 者 数	約4,700	約1,400	約1,900
		早期避難率高	重傷者数	約100	約60	約70
			軽傷者数	約300	約100	約100
			死 者 数	約5,700	約3,500	約4,700
		早期避難率低	重傷者数	約300	約200	約300
	波		軽傷者数	約500	約400	約500
			死 者 数	約50	約20	約40
Ш	•	崖 崩 れ	重傷者数	約30	約10	約20
			軽傷者数	約30	約10	約20
			死 者 数	約10	-	約20
火		災	重傷者数	-	約10	約60
			軽傷者数	約20	約30	約200
_		IR 0 +- IFI	死 者 数	1	-	-
ブ 屋		塀の転倒、 落下物	重傷者数	-	約30	約40
			軽傷者数	-	約40	約90
	死		死 者 数	約5,000	約1,500	約2,100
	早期避難率高 中呼びかに		重傷者数	約2,100	約2,400	約2,000
者			軽傷者数	約8,300	約6,800	約5,300
数 合 早期避難率低 計			死 者 数	約6,000	約3,600	約4,900
			重傷者数	約2,200	約2,600	約2,200
			軽傷者数	約8,500	約7,200	約5,700
自		困難者数・	地 震 動	約1,100	約800	約1,000
要	救	助 者 数	津 波	約2,300	約5,100	約3,200
_						

「一」: 被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒 壊:建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートの D5以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者:1ヶ月以上の治療を要する負傷者・軽傷者:1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約2,400人(早期避難率高+呼びかけ)〜約6,500人(早期避難率低)

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町及び防災関係機関が東海地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。 県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又 は南海トラフ地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)を作成すべき者は、それぞれ東海地震等の防災対 策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (9) 東海地震に関連する情報(「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報 (臨時)」)、警戒宣言、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収 集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難の勧告又は指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (14) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

2 市町

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理(対策計画については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲の存する市町に限る。)
- (8) 東海地震に関連する情報 警戒宣言、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 避難の勧告又は指示に関する事項
- (10) 消防、水防、その他の応急措置
- (11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (12) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における市町有施設及び設備の整備又は点検
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (15) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置

3 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

(1) 指定地万行政機関 機 関 名	処理すべき事務又は業務
1	1022 03 332 332 332
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害情況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局	ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握
農林水産省関東農政局	ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること イ 自ら管理又は運営する施設・設備に関すること ウ 農林漁業関係金融機関に対し金融業務の円滑な実施のための指導に関すること エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること オ 地震防災に関する情報の収集及び報告に関すること
農林水産省関東農政局 静岡支局	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁関東森林管理局	災害復旧用材(国有林材)の供給
経済産業省関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) オ ガスの安定供給に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)
経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安定供給に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))

経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) エ ガスの安全確保に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)
経済産業省中部近畿産業保安監督部	ア 電気の安全確保に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安全確保に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ケ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC一FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ケ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 エ 警戒宣言、東海地震予知情報等の迅速な伝達 (イ) 地震災害警戒体制の整備 (ケ) 人員、資機材等の配備・手配 (エ) 緊急輸送路確保のための交通規制に対する協力 (オ) 道路利用者に対する情報の提供 (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
国土交通省中部運輸局	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨 ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 ウ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令

国土交通省中部運輸局	サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援の ため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	ア 航空の安全確保のための航空情報を発出すること イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制措置を実施すること
気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)	ア 県知事に対して速やかに東海地震に関連する情報の通報を行うこと イ 気象庁が発表する地震動警報(緊急地震速報)の利用の心得などの周知・ 広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東 海地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説 ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 オ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し適切 な措置を講ずること
海上保安庁第三管区海上保安本部	ア 船舶等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 イ 海水浴客等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達 ウ 海難等の海上における災害に係る救助救出活動 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置

(2) 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動 を行う
独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムからの取水の停止等地震防災応急対策の実施イ 警戒体制確立等災害応急対策の実施
日本郵便株式会社東海支社	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する こと ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること
日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会	ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、東海地震予知情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
中日本高速道路株式会社	ア 交通対策に関すること イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること

東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 東海地震予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備	
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 警戒宣言発令時及び災害時における重要通信の確保 イ 警戒宣言発令時及び災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配	
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	
東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社	ア 警戒宣言発令時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施	
電源開発株式会社	ア 警戒宣言発令時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 イ 災害予防広報	
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	
一般社団法人日本建設業 連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	

(3) 指定地方公共機関

3) 指定地方公共機関		
機関名	処理すべき事務又は業務	
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師 会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案(公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公 益社団法人静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会)	
都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 警戒宣言発令時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 警戒宣言発令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置	
一般社団法人静岡県LPガス協 会	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 警戒宣言発令時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等 災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧	
静岡県道路公社	ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧	
静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	ア 警戒宣言、東海地震予知情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報	

静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 警戒宣言発令時及び災害時において特別番組を編成し、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
一般社団法人静岡県警備業協 会	災害時の道路交差点での交通整理支援
土地改良区	ア 災害予防 所管施設の耐震性の確保 イ 警戒宣言発令時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 ウ 応急・復旧 (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施 (1) 所管施設の緊急点検 (ウ) 農業用水及び非常用水の確保
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協 会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(4) 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務	
陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動	
海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動	
航空自衛隊第1航空団 (浜松基地)ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動	

(5) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

処理すべき事務又は業務

- ア 地震防災訓練
- イ 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
- ウ 従業員等に対する防災教育及び広報
- エ 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
- オ 防災組織の整備
- カ 東海地震予知情報等の収集及び伝達
- キ 警戒宣言発令時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- ク 警戒宣言発令時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置
- ケ 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- コ 上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。
 - (ア) 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知
 - (イ) 津波警報等の収集及び伝達
 - (ウ) 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

第2章 平常時対策

地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、 平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1節 防災思想の普及

(共通対策の巻 第2章災害予防計画 第4節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

第2節 自主防災活動

(共通対策の巻 第2章災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。)

第3節 地震防災訓練の実施

- 東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するため の訓練について定める。
- 県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町の実施する訓練に積極的に参加し、 的確な防災対応を体得するものとする。
- O なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、 要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に 十分配慮するよう努めるものとする。

1 県

1-1 防災訓練の内容

- 県は、国、関係都道府県、市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。
- 訓練に当たっては、東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。
- 訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。
- 随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

务	内容
総合防災訓練	 ・東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。 ・なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。 ・この場合は、国の地震災害警戒本部との連携及び国と協議して定めた事項を訓練内容とする。 ア 職員の動員(県地震災害警戒本部設置準備のための要員招集) イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達ウ東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報エ「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動オ警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定カ緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動キ交通規制その他の社会秩序の維持

	ク 救援物資	の準備及び救援物資の輸送
	ケー消防、水	防活動
	コー救援活動	
	サ 救出・救	助
	シ 医療救護	
	スの避難生活	
	セ 道路啓開	
	ソ 航空偵察	
	タ 応急復旧	
	総合防災訓練と	は別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。
個別防災訓練	情報の収集 伝 達 訓 練	 東海地震に関連する情報の発表時及び警戒宣言発令時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることにかんがみ、市町、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。 この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。 訓練に当たっては、有線電話がふくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜、加えるものとする。
	職員の動員訓練	適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。
	防災業務の 訓 練	 各部門が所掌する防災業務に関する訓練は、部局、課(室)若しくは事務所又は県地震災害警戒本部もしくは県災害対策本部が設置された場合のそれらの方面本部単位等(以下「方面本部単位等」という。)において、単独又は関係機関と共同して訓練を実施するものとし、その重点事項は、ア、イを参考に部局、課(室)若しくは事務所又は方面本部単位等において定める。 訓練の主なものは次のとおりである。 戸面本部単位等の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練イ学校、病院、社会福祉施設等の避難等安全対策訓練ウ港湾の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練工工業用水道等における応急措置訓練

1-2 市町及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

- (1) 県は、市町及び防災関係機関に対し、県が実施する訓練に参加を要請する。
- (2) 県は、市町又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

1-3 防災訓練の実施回数

総合防災訓練 年1回以上 個別防災訓練 年1回以上

1-4 防災訓練の広報

訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

2 市町

- 市町は、総合防災訓練、地域防災訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。
- 県及び市町は、訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との 連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

区分	内容
総合防災訓練	ア 職員の動員 イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報 エ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定 オ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動

	力 食料、飲料水、医療その他の救援活動
	キ 消防、水防活動
	ク 救出・救助
	ケー避難生活
	コー道路啓開
	サー応急復旧
	ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。
地域防災訓練	イ この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

3 防災関係機関

- 防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。
- その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

機関名等	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
経済産業省関東経済産業局	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 エ 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策
国土交通省中部地方整備局 海上保安庁第三管区海上保 安本部	ア 組織動員 イ 警戒宣言等の伝達 ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 エ 関係機関との情報共有 救助活動及び船舶の安全措置の指示等
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達 イ 列車の運転規制方及び運転再開方 ウ 旅客の避難誘導
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達 イ 警戒宣言発令を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施 イ 血液製剤の確保及び供給 ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導
日本放送協会	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 放送送出 エ 視聴者対応等
中日本高速道路株式会社	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検
東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社	ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 イ 地震防災応急対策 ウ 災害復旧
都市ガス会社	ア ガス供給停止等非常態勢の確立 イ 防災に関する整備、資材等の確保、点検 ウ 安全について需要家等に対する広報

静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	ア 乗客の避難 イ 情報伝達
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 視聴者対応等
地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導 ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項

第4節 地震災害予防対策の推進

- 地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。
- 地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出の ための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。
- 県は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせて対策を充実・強化する。また、その際、県民の参画を進め、国、市町と連携し、効率的・効果的な地震対策を進めるとともに、市町に対して、県と同様のアクションプログラムの策定を働きかける。
- 業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。
- 災害時には地域における災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

1 緊急消防援助隊の受援体制

○ 県及び市町は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

2 消防用施設の整備

- 県及び市町は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に 努めるものとする。
 - ・消防団による避難誘導のための拠点施設
 - ・緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
 - ・消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点 から移転が必要であるもの
 - ・消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
 - ・地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
 - ・消防救急デジタル無線又は高機能指令センター
 - ・その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

3 火災の予防対策

- 県及び市町は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び県民に理解と協力を求め、地震による火 災を未然に防止するために次の指導を進める。
- 津波に対する安全性の確保、及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

区分	内容
危険物施設 少量危険物取扱所	別に作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に 周知し、その実施を促進する。
高圧ガス(LPガス を含む。)施設	・高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。・特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。
LPガス消費設備	LPガス容器については、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。
都市ガスの安全対策	雑居ビル、建築物の地階及び地下街等における点検の強化、ガス警報設備の設置、通報体制の 整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。
研究室、実験室等薬品類を保有する施設	次のような自然発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。 ア 可燃物と酸化剤の接触による発火 イ 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火 ウ 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火
不特定多数の者が 出入りする施設	劇場、百貨店、旅館、雑居ビル、建築物の地階及び地下街等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。
石油ストーブ	対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
家庭用小型燃料タンク	燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

4 建築物等の耐震対策

4 建築物寺の	则 辰刈束			
区分	内容			
建築主等による 耐震性の向上	建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。 (2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震補強を実施する。			
	次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (1) 県民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。 (2) 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。 (3) 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発			
	新 築 「静岡県建築構造設計指針」、「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び 建築物 工事監理等の徹底			
県・市町による 耐震性の向上	既 存 建築物 「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及 び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強			
	建 築 「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設 設 備 備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強			
	(4) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進 プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、 店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。 (5) 住宅の新増改築等による耐震化の促進			

公共建築物の 耐震化	・県及び市町は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。 ・防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。
コンピュータの 安全対策	県及び市町は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。
家具等の転倒 防止	・県は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、県民に対する啓発指導に努める。 ・事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について安全対策の実施を指導する。
ガラスの飛散 防止	県はガラス類等安全対策指針を定め、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、 家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。
供給ラインの 耐震化	ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、 系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。 ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

5 被災建築物等に対する安全対策

区分	1		内 容	
			בי עץ	
	認定	県は、	「静岡県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、地 建築物応急危険度判定士の認定及び登録を行う。	
応急危険度判定		灰似火火		
אנין אַנאפונטייטיי	体制等		が市町は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施りの体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。	
被災宅地危険度判定	県は、「	県は、「静岡県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士の登録を行う。		
震災建築物の被災度 区分判定		県は、一般財団法人日本建築防災協会等が主催する"震災復旧のための震災建築物の被災度 区分判定基準及び復旧技術指針講習会"の受講を奨励し、その名簿を活用する。		
			地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、 「基づき災害危険区域に指定する。	
災害危険区域の指 定	指定の	目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に 供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。	
	指定の	方法	条例により区域を指定し、周知する。	

6 都市防災不燃化促進対策

○ 県は、地震火災から県民の生命を守るため、避難地、避難路の周辺にある建築物の不燃化を促進するため調査、研究を行い、不燃化事業の実施について指導を行う。

7 地盤災害の予防対策

○ 県及び市町は、地盤や地形の特性から生する災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講する。

区分	内容
山・がけ崩れ防止対 策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップ の配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険 性を広報する。
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。
液状化対策の推進	埋立地や旧河道など浅部の地盤データ収集とデータベース化の充実を図る。 地盤の液状化が予想される地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知 させるとともに、液状化に関する知識の普及に努める。

大規模盛土造成地対 策の推進 地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、必要に応じ造成宅地防災区域を指定し、大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努める。

8 落下倒壊危険物対策

- 地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、 緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社及び日本電信電話株式会社は、次によ り、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行い又は要請するものとする。
- □ 県、市町は下記以外の施設等の設置者、所有者に対し、同様の措置等を実施するよう指導する。

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識、		施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	管 理 者	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯		施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上屋等	設 置 者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物	管理者	・許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。・許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性に向上を図る。・設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブ ロ ッ ク 塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天 井	=r + +	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	所 有 者管 理 者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所 有 者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

9 危険予想地域における災害の予防

(1) 避難計画の策定

市町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

区分	内容
要避難地区の指定	市町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区の指定	市町長は、警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、 山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難地、避難路の指定	市町長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。 また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。
避難所の指定	市町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

(2) 平常時に実施する災害予防措置

区分		内容
避難誘導体制整備	難施設等避難に 避難誘導するた	避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切にめ、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導めるものとする。
	要避難地区に 山・がけ崩 れ危険予想 地域図	ついては次の予防措置を講する。 ・県及び市町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。
山・がけ 崩れ危険	住民への危 険性の周知	・市町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。
予想地域等	警戒宣言 発 令 時	・市町は、警戒宣言が発せられた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。
	地震発生時	・市町長は、当該地域において立っていられないほどの強い地震が起こった場合には、 即刻危険箇所から離れ、避難地(耐震性を有する屋内施設を含む。)へ避難する等地 域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

10 被災者の救出活動対策

○ 建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

一 在1557国家	生物の国家にのる版文自分に対する状態に勤め、と述い語におりるのう、「自動の」と外の計画と言う。				
実施主体	内容				
県	ア 自主防災組織、事業所等及び県民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発 イ 救出技術の教育、救出活動用資料の作成 ウ 自主防災組織に対して行う救出活動用資機材の配備の促進				
市町	ア 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意				
自主防災組織、事業所等	ア 救出技術、救出活動の習得 イ 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施 ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施				

11 要配慮者の支援

○ 高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、 共通対策の巻 第2章第11節「要配慮者支援計画」に準ずる。

12 生活の確保

○ 警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

CONTRACTOR				
実施主体	内容			
経済産業省 関東経済産業局	緊急に必要な生活必需品であって県内で調達できないものの調達先に関する資料の整備生活必需品の緊急輸送に係る防災関係機関との連携協力体制の確立	i		

農林水産省関東農政局 静岡農政事務所	緊急に必要な食料であって県内で調達できないものの調達あっせんの準備
県	ア 県内における緊急に必要な食料及び生活必需品(以下「緊急物資」という。)の調達可能量調査の定期的な実施 イ 県内における緊急物資調達計画の策定大量調達が可能な大手小売業者及び製造業者を中心に、知事との間に調達に関する協定を締結 ウ 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定の締結エ 流通在庫のない緊急物資備蓄の検討オ 市町が行う食料の備蓄の推進カ 広域物資拠点の選定及び運営管理等の検討キ 県民が実施する緊急物資確保対策の指導ク 米穀販売業者に対する精米の在庫量の増加と安全な保管の要請
市町	ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄 イ 市町内における緊急物資流通在庫調査の実施 ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄 エ 市町内における緊急物資調達及び配分計画の策定 オ 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討 カ 住民が実施する緊急物資確保対策の指導 キ 給食計画の策定
県民	ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄 イ アのうち、3日分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等を含む非常持 出品の準備 ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進 エ 緊急物資の共同備蓄の推進

(2) 飲料水の確保

実施主体	内容
県	ア あらかじめ定める「震災時給水対策要綱」作成指針に基づき市町を指導する。 イ 県民及び市町が実施する水の確保対策の指導を行う。
市町	ア 復旧資材の備蓄を行う イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。 ウ 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに貯水槽を設置する。 エ 工事業者等との協力体制を確立する。
県民	ア 家庭における貯水 (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。 (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保 (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。 (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。 (ウ) ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要とされる資機材等を整備する。

(3) 燃料の確保

実施主体	内容
	・緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に
県	関する覚書」に基づき、重要施設(災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設の うち、県が別途指定したもの)の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。

重要施設の管 理者等

- ・重要施設の管理者その他の災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、自家発電設備、 燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行うよう努める ものとする。
- なお、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境 を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の 増大に努めるものとする。

(4) 医療救護

(十) 区况外设			
実施主体	内容		
県	ア 国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、市町で対応できない広域的な医療救護活動を実施する。 イ 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うとともに、DMAT等の受入れ機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域医療搬送への対応機能、DMATの派遣機能等を有する災害拠点病院を指定し、国が定める指定要件に合致しているか、定期的に確認する。 ウ 県外からの救護班(DMAT等医療チーム)の要請及び受け入れ、重症患者の搬送等の広域計画を作成する。 エ 県外からの支援薬品等の受入れ及び供給体制の整備を図る。 オ 医療救護施設の受入可能患者数等を把握する。 カ 家庭救護の普及を図る。		
市町	ア 直接地域住民の生命、健康を守るため、市町医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。 イ 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。 ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。 エ 救護班(DMAT等医療チーム)の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。 オ 住民への献血者登録の推進を図る。 カ 家庭救護の普及を図る。		
自主防災組織	ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。		
県民	ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。 イ 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。 ウ 献血者登録に協力する。		

(5) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内容
県	ア 防疫の実施について国及び他の都道府県と協議する。 イ 食品衛生、消毒方法等を指導する。 ウ 災害時健康支援ガイドライン等に基づき健康支援活動に係る体制整備を図る。
市町	ア し尿処理及び防疫実施計画を作成する。 イ し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。 ウ 防疫用薬品の調達計画を作成する。 エ 住民が行う防疫の指導をする。 オ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

(6) 清掃活動

実施主体	内容
県	あらかじめ定める「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に基づき市町を指導する。
市町	ア 被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。 イ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担 を明示し協力を求める。

(7) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

○ 市町は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

○ なお、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものと する。

	必要な設備及び資機材
ア 通信機材	キ 物資の集積所
イ 放送設備	ク 仮設の小屋又はテント
ウ 照明設備(非常用発電機を含む。)	ケ 仮設便所
エ 炊き出しに必要な機材及び燃料	コ 防疫用資機材
オ 給水用機材	サ 清掃用資機材
カ 救護所及び医療資機材	シ 工具類

(8) 救援・救護のための標示

区分	内容
公共建築物・病院の 屋上への番号標示	県及び市町は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に 行うため小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。
孤立予想地域	県及び市町は、孤立するおそれがある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、 促進する。

(9) 応急住宅

区分	内容
供給体制の整備	県及び市町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
あっせん等体制の 整備	県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の 把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

13 緊急輸送活動の確保

- 道路管理者、港湾管理者、漁港管理者及び空港管理者は、発災後の道路、港湾、漁港及び空港 の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める ものとする。
- ② 建設産業の若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、 県は将来にわたる担い手確保のため、建設業者の担い手確保・育成の取組を支援するものとする。
- 障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。

14 災害廃棄物の処理体制の整備

	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
実施主体	内容	
県	あらかじめ定める「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」に基づき市町を指導する。 広域処理体制の確立に努めるものとする。	
市町	(1)災害廃棄物処理計画を定める。 (2)災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。	

15 公共土木施設等の応急復旧

- 県及び市町は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。
- 特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

16 情報システムの整備

○ 災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化

及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

17 緊急輸送用車両等の整備

○ 災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機の整備を図る。

18 文化財等の耐震対策

- 文化財建築物、文化財所蔵施設の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止する ための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。
- 県は上記の取組を支援するため、本県独自の耐震診断指針である「予備基礎診断」の担い手を育成し、 所有者・市町等の依頼に応じて派遣する。

必要な対策

- ア 文化財等の耐震措置の実施
- イ 安全な公開方法、避難方法の設定
- ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
- エ 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
- オ 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
- カ 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

19 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された市町は、南海トラフ地震に伴い発生する津波から 避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画(津波避難対策緊急事業計画)を作成することができる。なお、 市町はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の 目標およびその達成期間について、南海トラフ推進計画に定めておくものとする。

第3章 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく 地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)」に基づく地震防災緊急事業及び その他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第1節 地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

整 備 方 針

- (1) 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を予め除去又は軽減すること。
- (2) 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。
- (3) 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を 図り総合的に推進するものとする。

1 防災業務施設の整備

[43 5 4 5 1 4 1 5 3 4 6 6 6 7 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	
区分	内容
消防用施設の整備 及び消火用水対策	・地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。・河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。
通信施設及び情報 処理体制の整備	 ・地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 ・このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。 ・情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。 ・住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

2 地域の防災構造化

יון אַלוּאָן יאָליאָן יאָליאָן יאָליאָן יאָליאָן יאָליאָן יאָליאָן יאָליאָליאָלי	
区分	内容
避難地の整備	・既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、一次避難地及び広域避難地の整備を図る。・農村、山村、漁村においては、避難人口の規模に応じた避難地の整備を図る。
避難路の整備	幹線避難路等市町長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、 避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。
消防活動用道路の 整備	人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
共同溝、電線共同 溝等の整備	災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益 物件を収容するための施設について、各事業者、地元住民及び市町と調整を行いつつ整備を図る。
老朽住宅密集市街 地地震防災対策	建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、 建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

3 緊急輸送路の整備

	A TE MID
区分	内容
道路の整備	 ・緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 ・地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 ・第1次緊急輸送路(高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路)、第2次緊急輸送路(第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路)及び第3次緊急輸送路(第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路)を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。
港湾・漁港施設の 整備	人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために、防災拠点港湾、防災港湾を 指定し、耐震強化岸壁等の整備を図る。
交通管制施設の 整備	災害時の交通の混乱を防止し、円滑な緊急輸送を実施するために、交通情報の収集又は提供に 係る交通管制施設を整備するとともに、信号機の無停電化を図る
ヘリポートの整備	緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物の整備

	SE MOTE M
区分	内容
医療救護施設の整備	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
社会福祉施設の整備	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
学校等施設の整備	児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、 学校等の施設の耐震化を図る。
不特定多数が利用 する公的建物の整備	教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎、消防施設、 警察施設等の整備	庁舎、消防施設、警察施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の拠点となる 施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	・地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。・地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

5 災害防止事業

X	分	内容
山崩れ、地すの防止	べり等	・地震による災害の発生を防止するため、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危 険渓流及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。・ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。
津波による災防止	害の	津波により著しい被害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、 避難の円滑化を図るために、河川・海岸・港湾・漁港施設の整備を図る。

6 災害応急対策用施設等の整備

区分	内容
飲料水・電源等を確保するための施設 又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常 用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。
又は政備の登開	るにめり)地は・这個、「10地球の発揮を図る。
備蓄倉庫の整備	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。
応急救護設備等の 整備	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要 な設備又は資機材の整備を図る。
緊急輸送用車両等 の整備	緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機の整備を図る。

第2節 地震対策緊急整備事業計画

東海地震による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から平成31年度までの40年間である。

1 防災業務施設の整備

(1) 消防用施設の整備

区分	内容				
事業の目的	地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、可搬式 小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。				
整備の水準	・「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき消防ポンプ自動車、100m3耐震性貯水槽、60m3耐震性貯水槽、40m3級防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 ・特に建築物の密集地域には、耐震性貯水槽と移動が容易な可搬式小型動力ポンプを重点的に整備する。				
	事業名事業主体事業業概要概算事業費				
事業総括表	消防防災施設 市町 100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、 百万円整備事業 40m³級防火水槽等				
	消防防災設備市町消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動49,693整備事業カポンプ等				
	計 9,010施設 49,693				

(2) 通信施設の整備

区分		内容			
事業の目的	・警戒宣言発令時及び地震発生時には、電話のふくそう、途絶が予想される。・このため、防災関係機関からの情報収集及び伝達を円滑にするため必要な無線通信施設を整備する。 なお、市町事業については整備の促進を図る。				
整備の水準	・市町から地域住民へ的確に情報を伝達するため、津波危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域、市街地を優先して県下全域に無線通信網を整備する。・県、市町間の情報を正確かつ迅速に収集、伝達するために県防災行政無線の整備拡充を図る。				
	事業名事業主体	事業概要	概算事業費		
********	防災行政無線回線 県 強 化 整 備 事 業	中継局新設 5、回線中継 2,000MHz化、 市町等端末22ブロック分割整備	百万円 1,134		
事業総括表	同時通報用無線施 市町 設等整備事業	35市町、親局 36、基地局 8、中継局 9、 子局 10,251、移動局 352	4,290		
	計		5,424		
			_		

2 避難地・避難路の整備

(1) 避難地の整備

区分	内
事業の目的	広域避難地について、避難困難地区の解消、受入能力の増強等避難危険の解消を図る。
整備の水準	地震災害のおそれが高く、人口の集中した地域をかかえる8都市において、避難距離2km以内に面積1 Oha以上(既存のオープンスペース等を含む。)の広域避難地を確保することを目途に整備の促進を図る。
	事業名事業主体事業機要概算事業費
事業総括表	公園事業 市 14箇所 約55.1ha 百万円 26,682

(2) 避難路の整備

事業の目的 避難の円滑化を図る。なお、市町事業については、整備の促進を図る。 地震災害のおそれが高く、人口の集中した地域をかかえる10都市において、広域避難地へ至る主意を避難路のうち、多数の住民の安全な避難を確保するため特に必要と認められる道路について、幅員1m以上に拡幅改良を行うとともに、老朽橋の架け替えを行う。 事業名 事業主体 事業機需要 概算事業費 事業名 事業主体 事業機需要 概算事業費 資本 1.4km 68,272 市 39箇所 延長約19.8km 47,878 小計 44箇所 延長約21.2km 56,150 市 4箇所 延長約1.2km 5,949	区分			内	容			
整備の水準 な避難路のうち、多数の住民の安全な避難を確保するため特に必要と認められる道路について、幅員1 m以上に拡幅改良を行うとともに、老朽橋の架け替えを行う。 事業名 事業主体 事業概要 概算事業費 百万円 8,272 市 39箇所 延長約 1.4km 8,272 市 39箇所 延長約 1.9.8km 47,878 小計 44箇所 延長約 21.2km 56,150 市 4箇所 延長約 1.2km 5,949	事業の目的		幹線避難路を整備することにより、避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等 避難の円滑化を図る。なお、市町事業については、整備の促進を図る。					
事業総括表 場 5箇所 延長約 1.4km 百万円 8,272 市 39箇所 延長約19.8km 47,878 小計 44箇所 延長約21.2km 56,150 市 4箇所 延長約 1.2km 5,949	整備の水準	な避難路のうち、多数	地震災害のおそれが高く、人口の集中した地域をかかえる10都市において、広域避難地へ至る主要な避難路のうち、多数の住民の安全な避難を確保するため特に必要と認められる道路について、幅員15m以上に拡幅改良を行うとともに、老朽橋の架け替えを行う。					
事業総括表 街路事業 「市 39箇所 延長約 1.4km 8,272 1.2km 47,878 1.4km 39箇所 延長約19.8km 47,878 1.2km 56,150 1.2km 5,949 1.2km 1.2km 5,949 1.2km 1.2km 5,949 1.2km		事 業 名	事業主体	事	業概要	概算事業費		
事業総括表 市 39箇所 延長約19.8km 47,878 小計 44箇所 延長約21.2km 56,150 市 4箇所 延長約 1.2km 5,949	事業総括表	生 W	県	5箇所	延長約 1.4km	_,		
市 4箇所 延長約 1.2km 5,949		14 16 争 未	市	39箇所	延長約19.8km	47,878		
			小計	44箇所	延長約21.2km	56,150		
			市	4箇所	延長約 1.2km	5,949		
		土地区画整理事業	組合	2箇所	延長約 O.9km	951		
小 計 6箇所 延長約 2.1 km 6,900			小 計	6箇所	延長約 2.1 km	6,900		
計 50箇所 延長約23.3㎞ 63,050		計		50箇所	延長約23.3km	63,050		

内

3 緊急輸送路の整備

(1) 道路の整備 区 分

事業の目的	緊急輸送路として、第1次緊急輸送路(高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路)、第2次緊急輸送路(第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路)及び第3次緊急輸送路(第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路)を指定し、人員・物資の輸送に支障のないように整備する。						
整備の水準		緊急輸送路について、トンネル、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所等で東海地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋梁の整備を行う。					
		事 業 名	事業主体	事 業 概 要	概算事業費		
		道路改良事業(一般国道)	県•市	約 63箇所	百万円 139,021		
	改」	川県道	11	約 37箇所	31,358		
		特改一種事業(一般国道)	11	約 31箇所	16.996		
	築	川県道	11	約 28箇所	8,052		
		橋梁整備事業(一般国道)	11	約 23箇所	5,657		
		11 (県 道)	11	約 3箇所	5,058		
			小計	約185箇所	206,142		
		橋梁整備事業(一般国道)	県・市	約 3箇所	5,591		
= *** ///\t-T - 		川県 道	11	約 7箇所	5,302 19,868		
事業総括表 	橋	橋梁補修事業(一般国道)	11	約 107箇所	19,000		
	梁	川(県 道)	11	約 71箇所	8,958		
			小計	約 188箇所	39,719		
		災害防除事業(一般国道)	県・市	約399箇所	24,435		
	災害防除	川県 道	11	約339箇所	11,351		
			小計	約738箇所	35,786		
		dž		約1,111箇所	281,647		
			-				

(2) 港湾施設の整備

X 5	r)			内		容		
事業の目	的	人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために、係留施設(耐震強化岸壁等)を整備するとともに、臨港交通施設(橋梁)の耐震化を行い、発災後は海路による救援活動を積極的に行う。						
整備の水	準	港、御前崎港)及び防災	伊豆半島、東部、中部、西部の4地区に防災拠点港湾(熱海港、下田港、沼津港、田子の浦港、清水港、御前崎港)及び防災港湾を配置し、緊急輸送路と関連させて係留施設(耐震強化岸壁等)及び臨港交通施設(橋梁)の整備を図る。					
		事業名	事業主体		事業	概要	概算事業費	
		尹 未 位	(係留施設	')		城 女	百万円	
			(MICE SOUR	岸壁	6港	延長約785m	2,313	
			県	物揚場	1港	延長約175m	5,901	
				桟 橋	2港	延長約118m		
			市	岸壁	1港	延長約90m	191	
事業総括	事業総括表	港湾改修事業		岸壁	7港	延長約875m		
					小計	物揚場	1港	延長約175m
				桟 橋	2港	延長約118m		
		(臨港交通旅	函設)					
		県	橋 梁	2港(4橋)	延長約315m	3,316		
		dž					9,408	

(3) 漁港施設の整備

区分			内	容	
事業の目的	緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために耐震強化岸壁を整備し、海路による救援活動を積極的に行う。				
整備の水準	港湾施設と関連して海路による救援活動等の実施に必要な漁港について、耐震強化岸壁を整備する。			此岸壁を整備する。	
	事 業 名	事業主体	事	業概要	概算事業費
事業総括表	漁港修築改修事業	県	岸壁 2漁港	延長約 570m	百万円 1,467
		市	岸壁 1漁港	延長約 150m	257
	計		3 漁港	岸壁延長約 720m	1,724

4 防災上重要な建物の整備

(1) 医療救護施設の整備

区分	内容					
事業の目的	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化を促進する。 なお、市町及び公的医療機関の事業について整備の促進を図る。					
整備の水準	救護所・救護病院及び災害拠点病院等を有機的に結びつけ、医療救護活動を迅速、的確に実施できるようにする。特に、医療救護活動の拠点となる救護病院及び災害拠点病院等については、調査を実施し、必要に応じ改築を行う。					
	事業名 事業主体 事業 機要 概算事業費					
	病院施設緊急整備					
事業総括表	事 業 市町十一部 約13箇所 延床面積 34,240㎡ 7,484					
	公的病院 約 5箇所 延床面積 20,168㎡ 3,932					
	計 約20箇所 延床面積 62,088㎡ 12,991					

(2) 社会福祉施設の整備

区分	位									
事業の目的	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守る。なお、市町及び民間事業については整備の促進を図る。									
整備の水準	社会福祉施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また、鉄筋建物等については、耐震診断の結果により改築、補強を行う。									
	事業名事業主体事業機要機算事業費									
		約	1 箇所	300m²		百万円 42				
	社会福祉施設整備	町 約	74箇所	定員約	6,505人	7,264				
	(木造、改築) 法	福祉 約	26箇所	11	2,185人	2,741				
	小/	計 約1	O1箇所	11	8,690人	10,047				
		製 約	2箇所	11	174人	2,129				
事業総括表	社会福祉施設整備 市	町約	11箇所	11	614人	4,028				
3 5 7 3 7 5 7 5 7	事 業 社会 (非 木 造 改 築) 法	福祉 約	33箇所	11	2,198人	14,081				
	小	計約	46箇所	11	2,986人	20,238				
			3箇所	11	290人	176				
	社会福祉施設整備 市	町約	6箇所	11	人008	54				
	事	福祉 人	14箇所	11	1,180人	617				
	Ŋ\	計 約	23箇所	11	2,270人	847				
	計	約1	70箇所	11	13,946人	31,132				

(3) 学校施設の整備

区分	内容									
事業の目的	児童、生徒の生命の安全確保を図るとともに、災害応急対策の円滑化を図る。									
整備の水準	・公立小・中学校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また、鉄筋建物等については耐震診断の結果により改築、補強を行う。 ・このうち、非木造の屋内運動場の補強及び大規模地震の際に倒壊または崩壊する危険性の高い公立小・中学校の施設については、地震防災緊急事業で実施する。									
	事業名事業法事業機要機等業費									
	公立小·中学校危険建物 改築事業(木造改築) 約 3 1 0校 改築面積 約326,763㎡ 41,047									
事業総括表	公立小·中学校危険建物									
	公立小·中学校危険建物 改築事業(非木造補強) 約 774校 補強面積 約1,797,058㎡ 66,855									
	計 約1,678校 延面積 約2,845,041㎡ 238,850									

5 災害の防止事業

(1) 山崩れ、地すべり等の防止

	· • · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区分	内容
	・地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される地す
	べり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び保安林又は保安施設地区について、防災
事業の目的	施設の整備を図る。
	・ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。
	・市町事業については、整備の促進を図る。

・地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流のうち、避難路、緊急輸送路及び人家 に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定をすすめるととも 整備の水準 に、防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。 ・人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調整等の措置ができるように堤 体の補強、及び付帯構造物の新設・改修を行う。 要 事 業 名 事業主体 業 概 概算事業費 百万円 通常砂防事業 86 所 筃 14,304 予防治山事業 所 18,399 11 688 筃 復旧治山事業 11 1, 476 筃 所 49,446 地すべり対策事業 (小計) 180 筃 所 45,753 県 61 筃 所 14,246 事業総括表 (農林水産省) 46 8,136 (林野庁) " 筃 所 (国土交通省) 11 73 笛 所 23,371 723 急傾斜地崩壊対策事業 11 筃 所 113,242 県営ため池整備事業 11 37 筃 所 4,298 団体営ため池整備事業 市町 87 筃 所 3,708 3, 277 計 所 249,150

(2) 津波による災害の防止

X	分			内容					
事業の	自的		毎岸・港湾	それのある地域における住民の生命・身体・貝 ・ 漁港施設等の整備を図る。)促進を図る。	才産を保護し、避難の円滑				
整備の)水準	人口の集中した後背地をもつ、河川・海岸・港湾・漁港において、堤防等の施設高が予想される津波に対応できるように、堤防護岸の新設、かさ上げ、補強、防潮水門・陸閘の設備等を整備する。							
		事業名	事業主体	事業概要	概算事業費				
		広域河川改修事業等	県	2河川	百万円 8,197				
		総合治水事業	11	1 河川	300				
		耐震対策河川事業	11	1 〇河川	21,983				
事業総	括表	地 震 • 高 潮 対 策 河 川 事 業	11	26河川	24,430				
		漁港海岸保全事業	11	3海岸 堤防護岸 延長約 4,472m	7,693				
		11	市町	10海岸 4,262m	8,988				
		港湾海岸改修事業	県	11海岸 24,096m	24,093				
		海岸高潮対策事業	11	9海岸 12,632m	13,922				
		計			109,606				

(単位:百万円)

区分		承 切针而	事業主体別内容				
事業名		承認計画事業費	県	市町	その他		
避難地整備		26,682		26,682			
避難路整備		63,050	8,272	53,827	951		
消防用施設整備		49,693		49,693			
	防 災	35,786	31,326	4,460			
緊急輸送路整備	改良等	245,861	212,783	33,078			
	港湾・漁港	11,132	10,684	448			
通信施設整備		5,424	1,134	4,290			
緩衝緑地整備							
病 院 整 備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932		
	木造・改	10,047	42	7,264	2,741		
福祉施設整備	非木造・改	20,238	2,129	4,028	14,081		
	非木造•補	847	176	54	617		
	木造・改	41,047		41,047			
学校設備(小·中)	非木造•改	130,948		130,948			
	非木造•補	66,855		66,855			
油 油 苹 笠	広域河川	54,910	54,910				
津波対策	海岸等	54,696	45,708	8,988			
	建設	150,917	150,917				
山崩れ等防止	林野等	75,981	75,981				
	農地等	22,252	18,544	3,708			
合	計	1,079,357	614,181	442,854	22,322		

注 この表は、平成28年3月23日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画

東海地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。

平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画に続き、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画を策定し、実施している。

1 防災業務施設の整備

(1) 消防用施設の整備及び消火用水対策

区分		内容						
事業の目的		災から、人命、財産を守るため、消防 町事業については整備の促進を図る。	用施設及び消火用水の確保に必要					
整備の水準	 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、耐震性貯水槽、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 ・地震発生時の消火活動に農業水利施設の貯水又は流水を容易に活用できるようにするため、調整池への配水施設の設置、用排水施設、ため池施設への防火水槽及び給水栓の設置並びに農業水利施設への進入路等を整備する。 ・地震発生時の消火活動に河川の流水を容易に活用できるようにするため、河川の護岸に階段等の施設を整備する。 							
	事業名事	業主体 事業 概	要概算事業費					
	河 川 事 業	県消防用階段護岸	1 2箇所 45					
	地域用水環境整備事業	県 防火施設(防火水槽)	42箇所 220					
古光松红丰	中山間地域総合整備事業	県 防火施設(防火水槽)	1箇所 11					
事業総括表	都市防災総合推進事業	市 耐震性貯水槽	44箇所 370					
	消防防災施設整備費 補 助 事 業 市		71箇所 08箇所 22,654 10箇所					
	計	4	-88箇所 23,300					

(2) 通信施設及び情報伝達施設の整備

区分	内								
事業の目的	電話のふくそう、途絶が予想される地震災害時において、被害状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関の情報収集、伝達に必要な無線通信施設の整備を図る。								
整備の水準	地震災害時における市町及びその地域の防災関係機関、生活関連機関の情報連絡網を確保するため、 市町防災行政無線地域防災無線系を整備する。								
	事 業 名	事業主体	事業機	<u></u>	概算事業費				
事業総括表	消防防災施設整備費補 助 事 業	市町	防災無線通信設備	37箇所	百万円 1,893				
于未加加以	都市防災総合推進事業	市	デジタル中継局	1 箇所	78				
	計			38箇所	1,971				
				<u> </u>					

2 地域の防災構造化

(1) 避難地の整備

区分		内	容							
事業の目的	地震災害時における近隣住民の円滑な避難及び救援・復旧活動の拠点を確保するため、避難地の整備を図る。									
整備の水準	同時に、近隣の区画整理に	・既成市街地の区域及びその周辺の地域において、広域避難地、一次避難地となる都市公園を整備する。 同時に、近隣の区画整理により避難地周辺の耐震化、不燃化を進める。・防災拠点港湾において、避難者の輸送や緊急物資の輸送のためのオープンスペースとなる港湾緑地を整備する。								
	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費						
	港湾環境整備事業	県	1 箇所 1.90ha	百万円 378						
事業総括表	都 市 公 園 事 業	市	7箇所 6.19ha	765						
	土地区画整理事業	組合	1箇所 1.05ha	13						
	都市再生整備計画事業	市町	2箇所 0.89ha	69						
	計		1 1 箇所 10.03ha	1,225						
	·		·							

(2) 避難路の整備

区分	内容									
事業の目的	・幹線避難路等市町長の指定する避難路について、避難所要時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。・市町事業については、整備の促進を図る。									
整備の水準	・人口の集中した地域において、広域避難地へ至る幹線避難路について幅員15m以上に拡幅改良を行うとともに、老朽橋の架け替えを行う。・農村、山村における避難路として、1次避難地へ通ずる農道を優先し、幅員3m以上の農道及び農村集落道を整備する。									
	事業名 事業主体 事業、概要 概算事業費									
********	畑地帯総合整備事業 県 農 道 6箇所 6,200m 1,840 1,840									
事業総括表	土地区画整理事業 市·組合 街路 17箇所 2,546m 3,203									
	都市再生整備計画事業 市 街 路 66箇所 1,790m 2,474									
	計 89箇所 10,536m 7,517									

(3) 消防活動用道路の整備

区分	内容									
事業の目的	人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域において、消防活動の円滑化、延焼の防止を図るため、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。									
整備の水準	・幅員6m以上の道路から消防ホースの届かない市街地において、幅員6m以上の道路の新設又は拡幅 改良を行う。・山村の消防活動が困難な区域において、消防自動車が通行できるよう集落道を整備する。・対象となる地区すべての整備を完了する。									
	事業名事業主体事業、概要概算事業費									
事業総括表	土地区画整理事業 市·組合 街路 11箇所 500m 百万円 117									
5 7/4//3/22	都市再生整備計画事業 市 街路 1箇所 770m 271									
	計 1 2箇所 1,270m 388									

(4) 共同溝等の整備

区分						内		容			
事業の目的	_	地震発生時における電柱等の倒壊による交通の遮断を回避し、電気供給施設の耐震性を高めるため、 電線類の地中化を図る。									
整備の水準	市街地の幹線道路を中心に、静岡県無電柱化推進計画に基づき電線共同溝の整備を進める。										
		事業名 事業主体 事業 概要 概算事業費									
		道	路	事	業	県・市	電線共同溝	15箇所	5,340m	百万円 9,147	
		街	路	事	業	県・市	電線共同溝	13箇所	3,670m	3,779	
事業総括表						市	電線共同溝	8箇所	720m	245	
子术师的口式		土地	区画	整理	事 業	政令市	電線共同溝	17箇所	2,400m	3,537	
						小 計	電線共同溝	25箇所	3,120m	3,782	
		都市	再生整	備計画	事業	市	電線共同溝	1箇所	300m	300	
		住宅i	市街地絲	総合整備	事業	市	電線共同溝	1箇所	180m	96	
			Ē.	†				55箇所	12,610m	17,104	

(5) 老朽住宅密集対策

区分		内			容				
事業の目的	地震発生時において、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市 街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。								
整備の水準	土地区画整理事業及びまちづくり交付金により計画された箇所について完了する。								
事業総括表	事業名 土地区画整理事業	事業主体	事 2	業 箇所	概	要 9.98ha	概算事業費 百万円 6,342		

3 緊急輸送路の整備

(1) 道路の整備

区分		内		容		
事業の目的	知事の指定する第1次、第2次、第3次緊急輸送路について、地震災害時に人員・物資の輸送に支障のないように整備を図る。					
整備の水準	・知事の指定する緊急輸送路のうち、地震による被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良を行う。 ・緊急輸送路に指定された都市計画道路、緊急時に迂回路としての効果が見込める農道の整備を図る。					
	事 業 名	事業主体	事	業	斑 要	概算事業費
	道路事業	県	道路改築	6箇所	4,600m	百万円 2,490
		政令市	道路改築	6箇所	4,480m	14,254
事業総括表		小計		12箇所	9,080m	16,735
	街 路 事 業	県・政令市	街 路	3箇所	1,370m	2,027
	農業農村整備事業	県	農道	1箇所	2,840m	734
	計			16箇所	13,290m	19,496
			•			

(2) 港湾施設の整備

区分	内容
事業の目的	陸路の寸断、交通支障が予想される地震災害時に、海路からの救援活動を行うため、緊急輸送ネット ワークに位置づけられた防災港湾において、人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送機能の確保に必要 となる耐震強化岸壁等の整備を図る。
整備の水準	特に緊急性が高い1次緊急輸送ルートに位置づけられた防災拠点港湾の清水港、田子の浦港及び御前 崎港について、耐震強化岸壁を整備する。
事業総括表	第4次五箇年計画では、実施事業なし。

(3) 漁港施設の整備

区分	内		
事業の目的	陸路の寸断、交通支障が予想される地震災害時に、海路からの救援活動を行うため、緊急輸送ネットワークに位置づけられた防災港湾(漁港)において、人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送機能の確保に必要となる耐震岸壁等の整備を図る。		
整備の水準	防災港湾(漁港)のうち特に拠点性が高い県営漁港について、耐震強化岸壁及び臨港道路を整備する。		
	事業名事業主体事業機要概算事業費		
事業総括表	水産基盤整備事業 県 1港 (道路540m) 百万円 130		

(4) 交通管制施設の整備

区分	内
事業の目的	地震災害時の交通の混乱を防止し、円滑な緊急輸送を実施するために、停電を感知すると自動起動して信号機に電源を供給する自動起動型信号機電源付加装置を整備する。
整備の水準	地震発生時において、緊急交通路を確保するとともに、県下の主要都市の交通混乱を抑止するため、 第1次緊急輸送路を重点に自動起動型信号機電源付加装置の整備を図る。
事業総括表	事業名 事業主体 事業概要 概算事業費 交通安全施設等 整備事業 具警察 自動起動型信号機電源付加装置 38箇所 百万円 89

4 防災上重要な建物の整備

(1) 社会福祉施設の整備

区分	内容
事業の目的	自力避難が困難な社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、特別養護老人ホーム、知的障害 者更生施設、母子生活支援施設、及び認定こども園の耐震化を図る。
整備の水準	特に自力避難が困難な者が入所する施設や、現存率の低い施設を重点に、改築又は補強を行う。
事業総括表	第4次五箇年計画では、実施事業なし。

(2) 公立幼稚園・小中学校施設の整備

区分	内		
事業の目的	事業の目的 園児・児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震 補強計画や不適格改築計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。		
整備の水準	公立幼稚園・小中学校の補強工事や改築工事を行う。		
事業総括表	事業名 事業 概要 概算事業費 公立学校施設整備事業 市町 78校(校舎52棟 百万円屋内運動場42棟) 69,440		
	公立幼稚園施設整備事業 市町 15園(園舎16棟) 3,268		
	計 93校・園(110棟) 12,708		

(3) 公立特別支援学校施設の整備

	11/21/2 1 1/1/10H2 1 # HIII
区分	内容
事業の目的	児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開を図るため、耐震補強計画・設計及び 工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。
整備の水準	公立特別支援学校の改築及び補強工事を行う。
事業総括表	第4次五箇年計画では、実施事業なし。

(4) 地域防災拠点施設の整備

区分	内容		
事業の目的	・地震災害時における地域の災害応急対策の拠点を確保するため、災害対策本部施設の新設や耐震性の 不足する災害対策本部施設の耐震補強及び防災拠点施設、総合監理施設の設置を図る。		
整備の水準	・地震災害時における地域の災害応急対策の拠点として、災害対策本部施設となる市役所新庁舎の建設 や市役所支所の耐震化、消防庁舎を含めた防災拠点施設、平常時における防災意識の啓発機能を有す る総合監理施設を整備する。		
	事業名 事業主体 事業 概要 概算事業費		
	新 庁 舎 等 建 設 事 業 市 1箇所 1 施設 百万円 2,120		
事業総括表	庁舎耐震化事業 市 2箇所 2施設 300		
	防災拠点施設整備事業 市 町 3箇所 3施設 878		
	計 6箇所 6施設 3,298		

(5) 公的建造物の整備

区分	内容
事業の目的	地震災害時に災害の発生の防御又は拡大を防止するため、災害応急対策を行う施設等の整備を図る。
整備の水準	県の所有する災害時の拠点となりうる施設(避難所として使用される施設を含む)のうち、地震による倒壊の危険性が高いものを整備する。
事業総括表	第4次五箇年計画では、実施事業なし。

5 災害の防止事業

(1) 土砂災害の防止

区分	内		
事業の目的	・地震災害時における土砂災害の発生を 予測されるなど地震防災上緊急度が高 ・ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害	高い箇所について、防災施設の整	備を図る。
整備の水準	・ 家屋の密集している地域のうち、土砂災る。 ・人家、道路等を下流域にもつ危険なため池体の補強、及び付帯構造物の新設・改修を	也については、貯水の放流、調整等の	
	事業名事業主体	事業概要	概算事業費
事業総括表	砂防事業県	砂防設備 16渓流	百万円 3,250
	ため池等整備事業 県	ため池の改修 12箇所	480
	計		3,730

(2) 津波による災害の防止

区分	内		容	
事業の目的	・津波により著しい災害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るため、海岸保全施設の整備を図る。 ・津波・高潮危機管理対策は、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び津波対策の促進により、津波・高潮発生時における人命の優先的な保護を推進することを目的としており、津波避難施設、津波情報施設の設置、津波ハザードマップ作成を支援する堤防の耐震調査などの対策を実施する。			
整備の水準	東海又は神奈川県西部地震による津波浸水できるように、堤防・護岸の新設及びかさ上			
	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費 百万円
	(水 産 庁 所 管) 耐 震 対 策 緊 急 事 業	県	1海岸 堤防護岸 200m (陸閘5基)	345
事業総括表	(国土交通省港湾局所管)海岸環境整備事業	県	1海岸 堤防護岸 552m	979
	(国土交通省水管理・国土保全局所管) 津波・高潮危機管理対策緊急事業	県	3海岸	660
	計			1,984

6 災害応急対策用施設等の整備

(1) 水・自家発電設備等の整備

<u>」 </u>	が 光 电 設 備 寺 の 宝 備		
区分	内容		
事業の目的	地震災害時において地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水及び電源の確保に必要となる施設又は設備の整備を図る。		
整備の水準	 ・飲料水、生活用水を確保するため、水道施設及び簡易水道施設に係る配水池の大容量化及び緊急遮断弁を整備する。 ・広域避難地、一次避難地である防災公園(都市公園)について、地震災害時における防災機能を高めるため、飲料水の供給に資する耐震性貯水槽を整備する。 ・飲料水等の生活用水を確保し、児童、生徒及び地域住民の避難所施設として地震災害時における防災機能を高めるため、公立小中学校や公共体育施設に浄水型水泳プールを整備する。 ・生活用水を確保するため、使用可能な農業水利施設への貯水槽及び給水栓の設置、並びに農業水利施設への進入路等を整備する。 ・水道施設の配水池等貯水施設から飲料水、生活用水を配送するため、給水車を整備する。 ・消防及び救命活動等に必要な電源を確保するため、電源車を整備する。 		
	事業名 事業主体 事業、概要 概算事業費		
	スポーツ施設整備事業 市 公立学校浄水型水泳プール 1箇所 222		
事業総括表	緊急時給水拠点確保事業 市 配水池 1箇所 219		
	簡易水道等施設整備事業 市 配水池 4箇所 175		
	消防防災施設整備費補助事業 市 給水車 1箇所 10		
	計 7箇所 626		

(2) 備蓄倉庫の整備

区分			内		ş	容		
事業の目的	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。				00			
整備の水準	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、各市町における整備計画に基づいて、備蓄 倉庫を整備する。							
		事 業 名	事業主体	事	業	概	要	概算事業費
事業総括表		消防防災施設整備費補助事業	市	備蓄倉庫			11箇所	百万円 390
					•	•	•	

(3) 応急救護設備等の整備

区分	内容					
事業の目的	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備 又は資機材の整備を図る。					
整備の水準	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、各市町における整備計画に基づいて、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材を整備する。					
	事業名事業務場要機類					
事業総括表	消防防災施設整備費補助事業 市 震災初動資機材 1箇所 百万円 1					

地 震 防 災 緊 急 事 業 五 箇 年 計 画 事 業 費 総 括 表 (単位: 百万円)

事業主体別内容						容
事業名	区分	計画事業費	国	県	市町	その他
	一次避難地(都市公園)	765			765	
避難地	一次避難地(区画整理等)	82			69	13
	港湾避難地	378		378		
 避 難 路	農 道 等	1,840		1,840		
	区 画 整 理 等	5,677			5,433	244
	河 川 施 設	45		45		
┃ ┃消 防 用 施 設	農業用水施設	231		231		
אם טוג נול כא פול 	前 震 性 貯 水 槽	370			370	
	消 防 施 設	22,654			20,114	2,540
消防活動用道路	区 画 整 理 等	388			360	28
	農道	734		734		
	道 路	16,735		2,490	14,245	
緊急輸送路	街 路	2,027		158	1,869	
	漁港	130		130		
	交通管制施設	89		89		
	道 路	9,147		2,280	6,867	
共 同 溝 等	街路	3,779		192	3,587	
	区 画 整 理 等	4,178			4,178	
 公立幼稚園・	校 舎	4,490			4,490	
	屋内運動場	4,950			4,950	
3. 1 3 12	園 舎	3,268			3,268	
	水産庁所管海岸	345		345		
津 波 対 策	/ y	979		979		
	国土交通省水管理・国土保全局所管海岸	660		660		
 土砂災害対策	砂防設備	3,250		3,250		
	た め 池	480		480		
地域防災拠点施設	防災拠点施設	3,298			3,298	
防災行政無線	防災無線通信設備	1,971			1,971	
	配 水 池	394			394	
水、自家発電設備等	公立学校プール	222			222	
	給 水 車	10			10	
備蓄倉庫	備蓄倉庫	390			390	
応急救護設備	震災初動資機材	1			1	
老朽住宅密集対策	区 画 整 理 等	6,342			6,342	
合	≣†	100,299		14,281	83,193	2,825

注 この表は、平成27年3月20日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。

第4章 地震防災応急対策(発災前の対策及び津波対策を含む)

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、県民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市町・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第1節 防災関係機関の活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の県、市町及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

1 県

【東海地震注意情報発表時等】

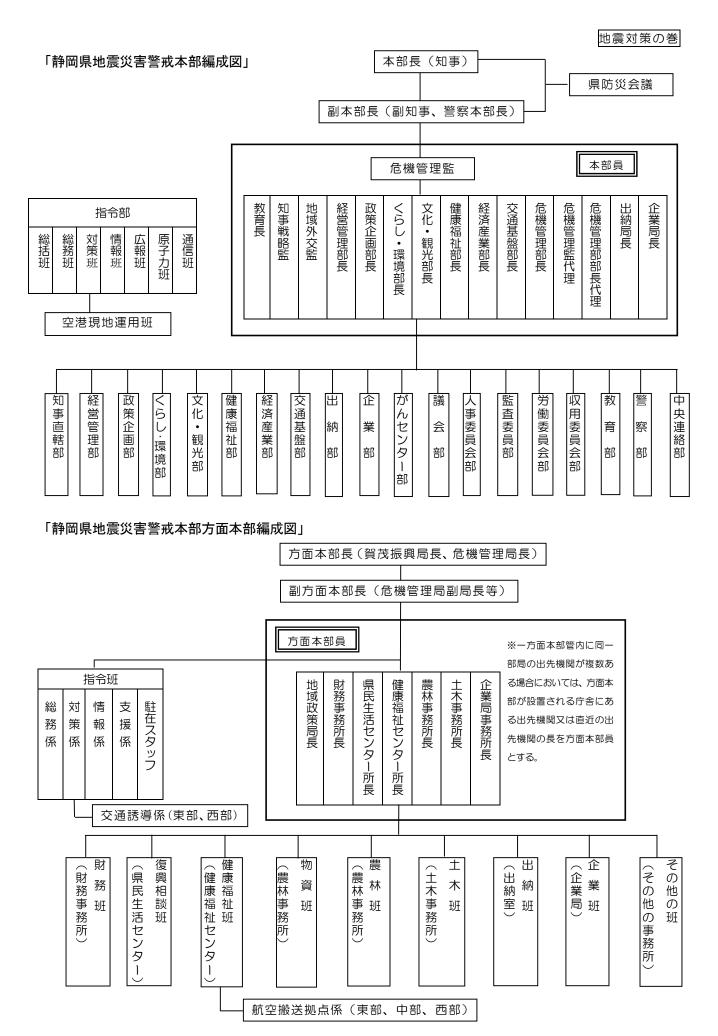
【 木两地辰江总用刊	
区分	内容
防災体制の確保	 東海地震注意情報が発表されたときは、知事は、別に定める静岡県地震災害警戒本部等運営要領(昭和54年11月14日施行)(以下「地震災害警戒本部等運営要領」という。)に基づき、指定した参集先に職員を参集させ、地震災害警戒本部及び方面本部の設置の準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集させ、警戒本部等運営要領の定める情報収集体制により、情報収集・伝達及び連絡体制を確保させる。
主な業務内容	東海地震注意情報発表時において実施する主な業務は、次のとおりである。 ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、市町や防災関係機関等との情報の共有 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備工 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置オ 市町及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整カ 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の準備要請及び受入準備 キ 物資等の調達協定者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請り必要に応じて市町等への職員派遣ケ 静岡県地震災害警戒本部の設置準備コ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

	分	内容					
静岡県地震災害警戒本部		知事は、警戒宣言が発せられたときは、静岡県地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置する。					
組織及び所掌事務		 ・地震災害警戒本部、地震災害警戒本部の方面本部(以下この編で「方面本部」という。)の編制及び運営は、静岡県地震災害警戒本部条例(昭和54年条例第30号)」及び地震災害警戒本部等運営要領の定めるところによる。 ・地震災害警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。 ア 警戒宣言、東海地震予知情報その他地震防災上必要な情報の収集及び伝達、市町や防災関係機関との情報の共有 イ 地震防災応急対策上必要な広報ウ 緊急輸送の実施又は調整 エ 災害発生に備えた食料、医薬品等の確保準備 オ 社会秩序を維持する活動 カ 市町及び防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整 キ 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の受入準備及び調 整 					
国の現地警戒 本部との連携		国の地震災害警戒本部が設置され、現地警戒本部が置かれた場合は、静岡県地震災害警戒本部は、 当該現地警戒本部との連携を図り、適切な地震防災応急対策を実施する。					
動員及び配備		地震災害警戒本部等運営要領及び災害応急対策要員及び地震防災応急対策要員指名要領の定めると ころによる。					
初動体制の確保	本部	本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するがに必要な要員は、直ちに地震災害警戒本部の業務に就く。					
	方面本部	方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員、方面本部支援班員及び報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するた要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。					
その他要員		それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。					

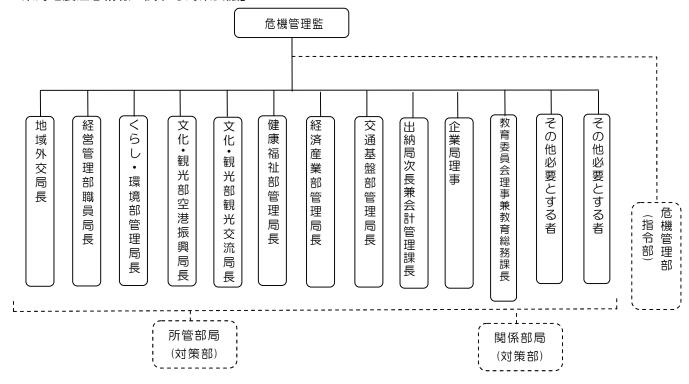
「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」

	配備体制	配備基準		配備局等		
事前配備体制	【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事	気象庁が東海地震に関 連する情報である「東 海地震に関連する調査	本庁	知事公室広聴広報課、文化·観光部空 港振興局、交通基盤部、危機管理部		
備制	態の推移に伴い、状況により他の職員を動 員できる体制	情報(臨時)」を発表したとき	出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、 空港管理事務所、漁港管理事務所、危 機管理局等		
情報 害營	震災害警戒本部設置準備体制(全職員動員体制)】 の収集及び連絡活動のほか、静岡県地震災 所本部・方面本部の設置準備、地震防災応 対策の準備等を行なう体制(ただし勤務時間 おいては通常業務に支障が生じないよう留	気象庁が東海地震に関 連する情報である「東 海地震注意情報」を発 表したとき	県職員全員			
直を置し	震災害警戒本部設置体制(全職員動員体制)] に静岡県地震災害警戒本部・方面本部を設 、全職員で情報の収集及び地震災害応急対 実施する体制	「警戒宣言」が発令さ れたとき	県職員全員			



地震一57

「東海地震注意情報に関する対策会議」



2 市町

【東海地震注意情報発表時】

【宋 <i>声</i> 地辰注息情:	内 容
防災体制の確保	・東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、各市町地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて市町地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。 ・東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。
応急対策の内容	市町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は、次のとおりである。 ア 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備 エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡問整 キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 グ 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保 ケ 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設 コ 必要に応じて世震災害警戒本部の設置準備 サ 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携 (ア)必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。 (イ)必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に要請する。 (ク)住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。 シ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
消防、水防機関の 措置	・消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等 ・消防団、水防団は、団員の連絡体制の確保 ・必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

	(直台元刊時) 内 容		
75	市	町長は、警戒宣言が発せられたときは、市町地震災害警戒本部(以下「市町警戒本部」という。)を設置する。	
市町警戒本部	所掌事務	ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達 イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携 (ア)警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。 (イ)必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。 (ウ)住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。 ウ 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定 エ 消防職員、団員及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備 オ 消防、水防等の応急措置 カ 避難者等の救護 キ 緊急輸送の実施 ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入 ケ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備 コ 自主防災組織活動の指導、連携 その他地震防災上の措置	
消防	消防本部	市町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 ア 情報の収集と伝達 イ 消火活動、救助活動の出動体制の確立 ウ 地域住民への避難の勧告又は指示の伝達 エ 出火防止のための広報	
、水防機関の措置	消防団、水防団	ア 情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立 ウ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施 エ 水利の確保(流水の堰止め等を含む。) オ 住民の避難誘導 カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備 キ 警戒区域からの避難確保のパトロール ク 救助用資機材の確保準備 ケ その他状況に応じた防災、水防活動	

3 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

术内心放江心门和			
区分	内容		
防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。		
応急対策の内容	東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。 ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市町との情報の共有 イ 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報 ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施 エ 利用者等の社会的混乱を防止する活動 オ 県及び市町が実施する応急対策の連絡調整 カ 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備 キ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備		

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

(1) 指定地力行政機関	ル帝叶《たちもかし」マキナフサ田
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
警察庁関東管区警察局	管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整
総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための 調整及び電波の監理
財務省東海財務局	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整
農林水産省関東農政局	ア 生鮮食料品及び加工食料品等の供給に関する準備(関係団体への要請を含む。) イ 農林漁業関係金融機関に対する指導 ウ 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導
農林水産省関東農政局 静岡支局	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁関東森林管理局	災害復旧用材(国有林材)の供給等に関する準備
経済産業省関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保ウ 電気の安定供給に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) エ ガスの安定供給に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡 浅羽町の区域に限る。)を除く。)
経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安定供給に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))
経済産業省関東東北産業保 安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) エ ガスの安全確保に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧粤田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)
経済産業省中部近畿産業保 安監督部	ア 電気の安全確保に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安全確保に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))

国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	ア 施設対策等 (ア) 河川管理施設等の対策等 (イ) 道路施設対策等 (ウ) 港湾施設対策等 (I) 営繕施設対策等 (I) 営繕施設対策等 (オ) 電気通信施設等対策等 イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ 他機関との協力 エ 広報
国土交通省中部運輸局	ア 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導 イ 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達 ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請 エ 海上保安部と協力して海運事業者の応急措置の実施指導
国土交通省東京航空局 静岡空港出張所	ア 航空機の安全確保のための航空情報の発出依頼 イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制の連絡調整
気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)	ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報 イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 ウ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し、 適切な措置を講ずること
海上保安庁第三管区海上保安本部	ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止 ウ マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導

(2) 指定公共機関

(2) 指定公共機関	
機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
独立行政法人国立病院機構	知事の要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動の 準備
独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムから取水している時は、水源管理所操作室から直ちに遠隔操作により取水の全面停止及び現地佐久間操作室での全閉の確認 イ 関係機関への連絡及び情報収集
日本郵便株式会社東海支社	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の 広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止
日本銀行	ア 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導 イ 通貨の円滑な供給の確保 ウ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 エ 金融機関の業務運営に係る措置 オ 地震防災応急対策に関する広報
日本赤十字社 静岡県支部	ア 医療救護班の派遣準備 イ 血液製剤の確保及び供給の準備 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会	ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
中日本高速道路株式会社	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 イ 列車の運転規制 ウ 旅客の避難、救護 エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配

西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 通信の異常ふくそうが起きないよう広報の実施 イ 防災関係機関の非常、緊急通信の優先接続 ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社	ア 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部(非常災害対策本部)の設置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
電源開発株式会社	必要に応じて、電力施設の特別巡視・点検・機器調整、応急安全措置等の実施
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業 連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(3) 指定地方公共機関

(3) 指定地方公共機関	
機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師 会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備
都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報 イ 施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県LPガス協 会	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防の広報 イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
静岡県道路公社	ア 道路情報板等による情報伝達 イ 交通対策 ウ 災害発生後に備えた応急復旧体制の確立
静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	ア 警戒宣言の伝達、東海地震予知情報 イ 列車の運転規制 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 報道特別番組の編成 イ 東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の 放送 ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
土地改良区	ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ 緊急点検

4 自衛隊

【東海地震注意情報発表時等】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 各部隊の災害派遣準備 エ 情報組織の展開 オ 県庁等への連絡班の派遣 カ 通信組織の編成等
海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア 司令部の設置準備 イ 各部隊の災害派遣準備 ウ 県庁等への連絡班の派遣等 エ 県及び防災関係機関との連絡体制の強化
航空自衛隊第1航空団 (浜松基地)ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 情報組織の展開 エ 県庁等への連絡班の派遣 オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 県庁等への方面現地調整所の開設 イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備 ウ 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資 の緊急輸送等の支援
海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア 司令部の設置(防災派遣命令後) イ 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立 ウ 地震防災派遣を開始 エ 東部方面総監部への連絡員の派出 オ 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等
航空自衛隊第1航空団 (浜松基地) ほか	ア 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化 イ 地上部隊の災害派遣の準備 ウ 浜松基地等の練習機の域外基地への避難 エ 救難機の周辺基地への集中 オ 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプター による情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

第2節 情報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市町及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

1 県

区分	内容
東海地震注意 情報、警戒宣言 及び東海地震 予知情報の受 理、伝達、周知	(1)消防庁から通知される東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理は消防防災無線電話(地上回線・衛星回線)又は有線電話により、気象庁(静岡地方気象台)から通知される東海地震注意情報及び東海地震予知情報の受理は防災情報提供システム又は有線電話・FAX(防災行政無線電話)により、警戒本部設置前は危機管理部において、警戒本部設置後は警戒本部において受理する。 (2)市町及び防災関係機関に対する情報の伝達は主として県防災行政無線によって行う。伝達のルートは、あらかじめ定める「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」(以下「情報広報実施要領」という。)による。 (3)東海地震注意情報発表時に参集する要員及び警戒本部要員に対する伝達は、勤務時間内は庁内放送により行う。 勤務時間外及び休日等については、別に定める連絡系統図により行う。
	(4)東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等は、報道機関の協力を得て周知徹底を図る。
地震防災活動に関する情報の収集等及び伝達	 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ効果的に実施するための情報収集及び伝達は県防災行政無線等によって行う。 収集及び伝達すべき情報の種類、優先順位、取扱い部局等については「情報広報実施要領」に定める。ア 避難の勧告、指示の状況イ 避難の状況ウ 市町及び防災関係機関の東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 工 住民生活、社会・経済活動等の状況オ 交通機関の運行及び道路交通の状況カ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況キ 市町からの要請及び防災関係機関への要請
国の現地警戒本部等に対する報告	東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの 間及び警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで又は東海地震が発生するまでの間におい て、県警戒本部等から次の事項について、その状況を遂次報告する。 ア 避難の状況 イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
防災関係機関 の有機的連携 の推進	 (1)放送協定に基づく報道機関の情報伝達 ・あらかじめ締結した放送協定による県等からの要請に基づき、日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、県民の的確な応急対応を促すため、東海地震注意情報の発表・警戒宣言の発令・東海地震予知情報等、交通機関の運行状況や道路の交通規制状況等の正確・迅速な情報伝達を実施する。 (2)県、市町間の情報連絡の基本ルート及び情報活動の緊密化・情報の収集及び伝達は、警戒本部等と方面本部、方面本部と市町警戒本部等各相互間のルートを基本として、警察署及び関係機関との緊密な連携のもとに行う。 ・東海地震注意情報が発表された時及び警戒宣言が発令された時は、情報活動の緊密化のため、警察署は方面本部(同所を管轄する警察署のみ)及び市町警戒本部等に警察官を派遣するものとし、方面本部も必要に応じて職員を市町警戒本部等へ派遣する。

2 市町

区分	内容
東海地震注意 情報、警戒宣言 及び東海地震 予知情報の受 理、伝達、周知	 (1)県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては防災担当課、勤務時間外及び休日等においては、あらかじめ県に届けた部署において行うものとする。 なお、市町警戒本部設置後においては、市町警戒本部において受理するものとする。 (2)警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号(サイレン、半鐘)を用いて、地域住民等に伝達するものとする。 (3)東海地震注意情報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、有線放送、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。
地震防災活動に 関する情報の収 集及び伝達	 ・東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。 ・消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。 ・情報の種類の主なものは、次のとおりである。ア 避難の状況 イ 交通機関の運行及び道路交通の状況 ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況 オ 情報の変容、流言等の状況 カ 住民生活、社会・経済活動等の状況 ト 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定(地震防災応急対策実施時のみ)ク 消防(水防) 職員・団員等の配備命令(地震防災応急対策実施時のみ)ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等(地震防災応急対策実施時のみ)
県警戒本部等に対する報告	 ・東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに行うものとする。 ・その主なものは、次のとおりである。 ア 避難の状況 イ 市町において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

3 防災関係機関

区分	内容
東海地震予知情報等の 収集及び伝達	県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。
地震防災活動に関する 情報の収集及び伝達	(1)収集方法 各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要 な情報を自らの責任において収集するものとする。
旧和00块来次0位连	(2)警戒本部への報告 「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに報告するものとする。

第3節 広報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに県民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

1 県

区分				内容
広報事項		上広報すべき 機関と事前に協 主な広報事項に ア 東海地震 イ 主な交通材 ウ 家庭におい	事項については、 協定を締結し、防 は、次のとおりて	宣言及び東海地震予知情報の内容と意味 が道路交通情報 5災対策
広報実施方法	間て	及び警戒宣言 、県警戒本部	が発令されてから 手の広報及び情報 いとして次の広報 NHK、SBS	東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの ら東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間におい 限の発表は、報道機関等の協力を得て一元的に行い、その方法は、ラジ 限媒体によって行う。 S (静岡放送)、K・MIX(静岡エフエム放送) S (静岡放送)、SUT(テレビ静岡)、SATV(静岡朝日テレビ)、 第一テレビ)
		その他の	印刷媒体	県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物
		広報媒体	その他の媒体	同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、インターネット
市町からの広報要請の処理	東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの 間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間におい て、県警戒本部等は、市町からの広報の要請があった場合は、報道機関等の協力を得てこれを処理する ものとし、市町の県に対する広報の要請には、広報文案を添えるものとする。			
県民からの問 い合わせ等の 処理	東海地震注意情報・東海地震予知情報・警戒宣言等の内容や意味、公共交通機関やライフラインの状況、家庭内の防災対策等の問い合わせに対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。			

2 市町

区分	内容
広報事項	市町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。
広報実施方法	ア 同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車等 イ 自主防災組織を通じての連絡 ウ 県に対する広報の要請

3 防災関係機関

区分	内容
広報事項	 防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し 民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。 広報する事項は別に定める「情報広報実施要領」による。 その主なものは、次のとおりである。 ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況 イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
広報実施方法	広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、県及び市町と連携 を密にするものとする。

4 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

情 報 源	情 報 内 容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関 運行状況、地域の情報・指示・指導等
同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、 CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等
携帯電話、スマートフォン	緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
自主防災組織を通じての連絡	主として市町からの指示、指導、救助措置等
サイレン、半鐘	警戒宣言が発せられたことの伝達
インターネット	地域の情報・指示・指導等
デジタルサイネージ	地域の情報・指示・指導等

第4節 自主防災活動

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

- (1) 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ
- (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ
- (5) 東海地震注意情報発表時に、津波・山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の災害時要援護者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。

なお、避難の実施にあたっては、市町や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。

【警戒宣言発令時】

区分	内容
自主防災組織 本部の設営	活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。
情報の収集・伝達	・市町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。・東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。・応急対策の実施状況について、必要に応じ市町へ報告する。
初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
防災用資機材 等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

	次の事項について、	各家庭へ呼びかける。	
家庭内対策の 徹底	家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。	
	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る 等安全対策を施す。	
	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講 するとともに、火はできる限り使わない。	
	備蓄食料・飲料水 の確認	備蓄食料及び飲料水を確認する。	
	病院・診療所の外 来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。	
	<u> </u>		
避難活動	佐達し 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部	山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難勧告又は指示を、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確町に報告する。 難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織にお難地まで搬送する。 で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区又はで避難地または避難対象地区外までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困区(警戒宣言が発せられた時に市町長の避難の勧告・指示の対象となる地域)難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地避難を勧める。	
	避難生活 • 医療救	活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。 護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。 、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市町等と連絡を取り、その確保 る。	
社会秩序の維持	・ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の伝達に努め、流言ひ語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。・生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。		

第5節 緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。 地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

1 県

区分	内容
緊急輸送対象 の基本方針	(1)警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員、物資について行う。(2)地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。(3)警戒宣言発令後相当期間が経過し、県内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の現地警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。

緊急輸送の 対象となる 人員、物資等	ア 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材 イ 緊急の処置を要する患者 ウ その他 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。 (ア) 食料 (1) 日用品等 (ウ) その他緊急に輸送を必要とするもの。
	(1) 輸送の方法
	・緊急輸送路により必要な輸送を行う。 陸上輸送 ・国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。
	海上輸送 ・原則として海上輸送は行わないものとする。
輸送体制の 確 立	航空輸送 ・県等のヘリコプターによるほか、国の現地警戒本部又は関係省庁に対し、航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。
	(2) 輸送手段の確保 次により、輸送手段の確保を図る。 ア 県有車両の活用 イ 民間車両等の借上げ ウ 輸送手段確保のための国への協力要請 エ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請
	・市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは県警戒本部において調整を行う。・この場合、次により調整することを原則とする。
	優先順位 内 容
緊急輸送の 調 整	第1順位 県民の生命の安全を確保するため必要な輸送
	第2順位 防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送
	第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

2 市町及び防災関係機関

実施主体	内容
市町	・市町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町が行うことを原則とする。・市町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要求するものとする。・緊急輸送の方針、輸送する人員、物資については、県に準ずる。
防災関係機関	地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

3 中部運輸局

中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行う。

第6節 自衛隊の支援

警戒宣言が発せらせた場合、知事は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、国の現地警戒本部又は防衛省に対して自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

区分	内容
国の現地警戒本部 等に対する要請	 ・知事は、国の現地警戒本部又は防衛省に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請する。 ・依頼する業務は、次のとおりである。 ア 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供 イ 地震発生直前の航空写真の作成 ウ 特定の緊急患者の移送 エ 防災要員等の輸送
自衛隊との連絡調整	・警戒本部は、各種情報を的確に把握するため、陸上自衛隊東部方面総監部と情報交換を行う。 ・警戒本部は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合、支援活動の細部に関し、関係部隊等と 連絡調整するものとする。
地震防災派遣部隊の受入	・警戒本部は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。 ・市町へ自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、市町警戒本部との連絡調整を行う。

第7節 避難活動

市町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者(以下「避難実施等措置者」という。)は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、市町や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者等(介護者も含む)の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

1 避難対策

区分	内容
基本方針	(1) 市町が、市町地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難の勧告・指示の対象となる地域(以下「避難対象地区」という。)の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等(介護者等を含む)に限り、避難を実施することができるものとする。なお、この場合、市町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。
	(2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。 ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民 等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保す るよう努めるものとする。
	(3) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。

	(4) 避難誘導	学や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。
		D地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防める付近の安全な空地等へ避難する。
	勧告・指示 の基準	市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。
	勧告・指示 の伝達方法	 ・市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。 ・市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。
避難のための勧告 及び指示	避難に関して の周知事項	 ・市町(消防機関及び水防団を含む。)及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 ・東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 ア 避難対象地区の地区名 イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ 避難経路及び避難先 エ 避難する時期 オ 避難行動における注意事項(携帯品、服装等)
禁ケ ート [警戒区域設 定対象地域	市町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難関しての周知事項」に準じて周知を図る。
警戒区域 の設定	警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法	市町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。
避難計画の作成	・避難実施等措置者は、あらかじめ市町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。 ・避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。	
避難状況の報告	(1) 市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から次に掲げる避難状況の報告を求める。 ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。 ア 避難の経過に関する報告一危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。 (7) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。) (4) 上記事態に対し、応急的にとられた措置 (b) 市町等に対する要請事項 イ 避難の完了に関する報告一避難完了後、速やかに行う。 (7) 避難地名 (1) 避難者数 (2) 必要な救助・保護の内容 (1) 市町等に対する要請事項	
	(2) 市町は、	避難状況について県へ報告する。

2 避難地の設置及び避難生活

区分		内容
基本方針	設置するとと	海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を さに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難 設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講する。
避難地の設置及び避難生活	避難生活者	避難地で避難生活をする者は、津波や山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない 旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。
	設置場所	・津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。・原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。
	設置期間	・警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。 ・避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。
	避難地の運営	 ・市町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。 ・避難地には避難地の運営等を行うために必要な市町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ・避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 ・自主防災組織は、避難地の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

第8節 社会秩序を維持する活動

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が 生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、県民の的確な防災対策を促進する。

区分	内容
予想される混乱	ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関する流言 イ 帰宅者による道路の混乱 ウ 電話のふくそう エ 避難による混乱 オ 自動車による道路交通の混乱 カ 買出し、旅行者等の混乱

	(1) 知事は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、警察及び市町の情報等により、各種の混乱の生するおそれのあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、県民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。 (2) 県警察本部は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられた時に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。 ア 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。
	なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。
	イ 犯罪情報の収集を行う。
	ウ 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関と の連携を配意した警戒活動を行う。
県の実施事項	エ 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。
	オ 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。 カ 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。
	キ 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導す A
	る。
	なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう おりまする。 (2) ************************************
	(3)物資、物価対策
	ア 東海地震注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じ、警戒本部等を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。
	イ 生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例(平成11年条例第35号)」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。
関東経済産業局が 実施する物資物価 対策	・所管に係る生活必需品等の物資の異常な価格の高騰、買占め又は、売り惜しみに関して、これを しないよう呼びかけるとともに、関係事業者等を監視していくものとする。

第9節 交通の確保活動

警戒宣言発令時の陸上交通、海上交通及び航空交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、船舶、航空機又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通 規制を実施する。

1 陸上交通の確保対策

(1) 自動車運転者のとるべき措置

区分	内容
東海地震 注意情報 発表時	・走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。・東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。
警戒宣言 発令時	 ・走行中の車両は次により行動する。 ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。 イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしない。 ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。 ・避難のために車両を使用しない。

(2) 交通規制の方針

区分	内容
東海地震 注意情報 発表時	東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を 実施するとともに、次の措置を講する。 ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。 イ 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。 ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理 者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。
警戒宣言 発令時	警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講する。 ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。 ウ 東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。 エ 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。 オ 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

(3) 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

区分	内容
県内への一般車両の流入制限	 ・隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両(軽車両を除く。)のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両(以下この編において「緊急輸送車両」という。)以外の車両を極力制限する。 ・この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
県内における車 両の走行抑制	県内における一般車両の走行は極力抑制する。
東名高速道路等 の流入制限	東名高速道路及び新東名高速道路の各インターチェンジにおいては、緊急輸送車両以外の流入を制限する。
広域交通規制	警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。 ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、国道1号、国道42号、国道52号、東富士五湖道路 イ 必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。 路線名 設 置 場 所 国道 1号 田方郡函南町 箱 根 峠 国道 1号 湖西市白須賀 道の駅潮見坂 国道 52号 富士宮市内房 甲 駿 橋 静岡市清水区興津中町 国道52号入口交差点 東富士五湖道路 駿東郡小山町 須 走 I C
緊急交通路等を 確保するための 措置	・緊急交通路等については、各流入部において緊急輸送車両以外(軽車両を除く。)の通行を禁止する。

(4) 緊急輸送車両の確認等

- ア 緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。
- イ 確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両について は、事前に必要事項の届出をすることができる。
- ウ これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。

2 海上交通の確保対策

· <u> </u>				
区分		内容		
東海地震注意情報発表時	 海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令された時に講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。 ア港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。 イ利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用や、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。 ウ船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止準備、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。 			
警戒宣言発令時	海上、港湾及 び港則法の 適用を受け る漁港	 海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。 ア 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。 イ 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。 		
	港則法の適 用を受けな い漁港	・漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、 次の措置をとるよう要請するものとする。 ア 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。 イ 避難できない船舶については、係留を完全に行う。 ウ 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。		

3 航空交通の確保対策

区分	内容
東海坦震注意情報発表時	 ・空港管理者は、警戒宣言が発令された場合に適切な対応が図られるよう、次に掲げる措置を講ずる。 ア 空港の運用は、継続する。 イ 空港利用者及び空港施設内事業者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。 ウ 警戒宣言が発令された場合に速やかな空港の運用休止が行えるように、要員の確保、緊急車両及び保安車両の点検整備、工事の中止、火気取扱いの原則中止など必要な措置を講ずる。
警戒宣言発令時	・空港管理者は、警戒宣言が発令された場合は、次の措置を講する。 ア 緊急輸送等の機能を除き、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行うとともに、空港への入場制限等を 実施し、緊急輸送等の機能を確保する。 イ 空港利用者及び空港施設内事業者に対して、警戒宣言が発令された旨を伝達するとともに、公共交通機 関の運行停止等の情報を提供する。

第10節 地域への救援活動

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

東海地震注意情報発表時においては、県、市町及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

- ア 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令 時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。
- イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。
- ウ 県及び市町は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、県民に対して貯水の励行を呼びかける。
- エ 県及び市町は医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- オ 県及び市町は、広域搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- カ 県民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時】

1 食料及び日用品の確保

(1) 調達方針

- ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。
- イ 県又は市町の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。
- ウ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

(2) 県、市町及び防災関係機関等がとる措置

<u>(4) 木、</u>	「中国人の例グ国际版图表示での祖画
実施主体	内
県	ア 市町長の要請に応じ、当該市町域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した県内の物資保有者とする。 イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を、必要に応じて確認する。 ウ 必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、国に対し調達を要請する。 エ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、保管命令を発する。 オ 広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。
市田	ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。 イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。 ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。 エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。
防災関係機関	 農林水産省政策統括官付貿易業務課 県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。 農林水産省関東農政局静岡支局 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 経済産業省関東経済産業局 県の要請に基づき、所掌に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講ずる。 日本赤十字社静岡県支部 地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。
自主防災 組織及び 県民	・自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等緊急物資確保のための措置を実施する。 ・また、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。

(3) 調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、県民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市町は、県に対して緊急物資の調達を要請する。

2 飲料水等の確保

県、市町及び県民は地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。

実施主体	内容
県	ア 県民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。 イ 市町が実施する飲料水対策を指導する。 ウ 広域的な応援体制を確立する。 エ 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。
市町	ア 住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。 イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 エ 応急復旧体制の準備をする。
県 民	ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。 イ 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

県、市町及び県民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生 及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

県及び市町は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

朱久し中町は、木海地長江志信和元衣時に引き続き、人の石動を行う。			
実施主体	内		
県	ア 災害拠点病院に対し、医療救護活動の準備を要請する。 イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会等の医療関係団体及び国等に対し、医療救護の応援準備を要請する。 ウ 広域搬送拠点施設との連絡調整や、SCUの設備及び資器材を点検・配置する等、広域医療搬送の準備を行う。 エ 国に対して医薬品等の応援の準備を要請する。		
市町	ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。 イ 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。 ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。 エ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。 オ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるように、関係機関と調整を図る。		

(2) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内容
県	国等に対して、健康支援活動の応援の準備を要請する。
市町	ア 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。 イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。
自主防災 組 織	自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

(3) 廃棄物処理

① し尿処理

実施主体	内容
県	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 応急対策等を実施するに当たり、協定を締結した民間団体等に対し、発災時の協力を要請する。 ウ 保健所は、市町に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかにし尿処理施設の被害状況を保 健所に連絡するよう指示する。

市町	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。 ウ し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。 エ し尿収集車の緊急車両手続を準備する。
----	--

② 廃棄物 (生活系)・がれき・残骸物処理

実施主体	内容
県	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 応急対策等を実施するに当たり、協定を締結した民間団体等に対し、発災時の協力を要請する。 ウ 保健所は、市町に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかにごみ処理施設の被害状況及び がれき・残骸物の発生見込みを保健所に連絡するよう指示する。
市町	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 仮集積場の確認を行う。 ウ ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

4 応急復旧資材の確保

県は、地震発生後に速やかに応急復旧に要する資機材を供給できるよう、必要に応じて関係団体等へ供給可能量の確認を行うとともに、発災時の協力を要請する。

5 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅の建設に関する協定に基づき、社団法人プレハブ建築協会、静岡県木造応急仮設住宅建設協議会へ発災時の協力を要請する。

第11節 県有施設設備の防災措置

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において県が行う点検、整備等について定め、地震防災 応急対策の円滑な実施を確保する。

東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備 的措置を講ずるとともに、必要に応じて、県民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令 時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

1 無線通信施設等

- 無線機器管理取扱規程に定めるところより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。
 - ア 通信施設(予備電源を含む。)を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
 - イ 充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。
 - ウ 災害現場からの映像送信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。
 - エ 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

2 公共施設等

- 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、港湾、漁港、河川、海岸、ため池、道路、砂防、空港等、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。
- 東海地震注意情報発表時には県の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の 実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令 時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【東海地震注意情報発表時】

【果海地震汪恵情報:				
区分	内			
	・次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。・特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。			
港湾及び漁港施設	・津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘、樋 門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用 者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等 の措置を講ずる。			
等	・必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木 の流出防止、係留柵の強化等の実施に努めるよう要請することができる。			
	・必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木 の流出防止・転落防止の強化、出入口の締切り、部外者立入禁止の措置を 要請することができる。			
	・耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に 岸壁等 一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は 部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる			
河川及び海岸保全 施設	津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、閘門、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。			
ダム、ため池及び用 水路	警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設 点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。			
道路	・道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、東海地震注意情報の発表を周知する。・道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講する。			
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・市町・住民間の連絡体制の確認等の 準備的措置を講ずる。			
工事中の公共施設、建築物、その他	警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。			
本庁、総合庁舎及びその 他災害応急対策上重要な 庁舎	本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下 倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。			
水道用水供給施設及び工 業用水道施設	警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。 ただし、東駿河湾工業用水道は送水を停止する。			
静岡空港	第9節「交通の確保活動」の3「航空交通の確保対策」の【東海地震注意情報発表時】に準じる。			

【警戒宣言発令時】

【音观旦日元刊时】	(从旦日光) 时 /					
区分		内容				
港湾及び漁港施設 等		て、点検及び応急措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設等につ必要な措置を要請するものとする。				
	防潮施設等	・津波の危険のある地域においては、水門、陸閘、樋門等の閉鎖操作を行う。 ・水防資機材の点検、配備を行う。				
	水面貯木場	・利用者に対し、貯木の流出防止、係留索の強化等の実施に努めるよう要請する。				
	陸上貯木場 (港湾施設内)	・利用者に対し、貯木の流出防止・転落防止の強化、出入口の締切り、部外者立入禁止の措置を要請する。				

F					
	岸 壁 等 ・耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに 一般使用を禁止する。				
河川及び海岸保全 施設	津波の危険のある地域においては、水門、閘門、樋門等の閉鎖操作を行う。				
ダム、ため池及び用 水路	・ダム、ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてダム、ため池からの放流、用水路の断水、又は減水を行う。・市町長に対し、必要に応じ地域住民に対し避難の指示をするよう要請するものとする。				
道路	 ・車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を道路情報表示装置等により道路利用者に対し行う。 ・緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。 ・災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。 ・地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。 ・幹線避難路における障害物除去に努める。 				
砂防、地すべり、急 傾斜地、治山等	土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報 収集・伝達のための県・市町・住民間の連絡体制を整える。				
工事中の公共施設、建築物、その他	工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。				
本庁、総合庁舎及びそ の他災害応急対策上 重要な庁舎	本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下 倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。				
水道用水供給施設及び工 業用水道施設	溢水等を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。 ただし、東駿河湾工業用水道は送水を停止する。				
静岡空港	第9節「交通の確保活動」の3「航空交通の確保対策」の【警戒宣言発令時】に準じる。				

3 コンピュータ

- コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。
 - ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。
 - イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。
 - ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、県民の生活に密接に関係のある防災関係機関が県民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、県民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、県民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

【東海地震注意情報発表時】

区分	内 容			
水道(市町)	飲料水の供給を継続するとともに、 警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。			
電力 (東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社	・電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。・浜岡原子力発電所については、代替電力確保等必要な措置を行うとともに、電力の需給状況を勘案しながら、段階的な停止などの準備的措置を講する。			
ガス(都市ガス会社)	ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。			
通信 「西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会江ス・ティ・ティ・ドコモ東東支社」	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、 状況により安否確認等に必要な措置を実施する。			
放送	・東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。・警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。			
市中金融	・金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、 東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。・警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策 の準備的措置を実施する。			
Oil	列 車 の 運転規制等 ・ 旅客列車については、運行を継続する。 但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。 ・ 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。			
鉄道	旅客等に 対する対応 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。			
バス	 ・平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 ・警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 ・帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。 ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。 			
道路	 ・平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 ・警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 ・警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。 			
旅客船	 ・平常どおり運航を継続するものとするが、必要に応じて新たな運航を中止することができる。 ・乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 ・警戒宣言発令後の運航中止等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 ・警戒宣言発令時の運航中止等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、乗客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。 			

病院•診療所	 ・災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。(外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。) ・設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の引渡しを実施できる。) ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の利渡した例の場所等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施できる。)
百貨店・スーパー等	 ・百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。 ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。 ・営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講する。
静岡空港	・平常どおり運用を継続し、旅客等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、警戒宣言発令後の空港の運用休止(緊急輸送等を除く)等についても周知する。・警戒宣言発令時の空港の運用休止(緊急輸送等を除く)等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客等の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

[] [] [] [] [] [] [] [] [] []			
区分	内容		
水道(市町)	・飲料水の供給は継続する。 ・地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。		
電力 (東京電力パワーグリンツ ッド株式会社 中部電力株式会社	・電力の供給は継続する。・地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害 予防措置、資機材の確保等の措置を行う。・浜岡原子力発電所については、電力の需給状況を勘案しながら運転を停止する。		
ガス(都市ガス会社)	・ガスの供給は、ガス使用者が支障を来さない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。・重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。		
通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドンモ乗抜社	 あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。 このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。 		
放送	・臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。・地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。		
市中金融	ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 (ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。 (イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。 (ウ) 現金自動預払機(以下「ATM」という。)については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。 (エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。		

			(-	休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 ⑦ 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。 ⑥ ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。 ⑥ ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。	
			章 』 工	営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営 とは舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新 動やインターネットのホームページに掲載する。 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡 分猶予等の措置を適宜講する。	
				警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速 りかに平常の営業を再開するものとする。	
		保険会社及び証券会社の営業	イ 営 型 ウ オ	営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う 営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新 聞やインターネットのホームページに掲載する。 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行 つない。 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。	
鉄道	指定公共機関である鉄道	機関であり	新幹線	ア 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。 イ 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で 運転して停車する。 ウ 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継 続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。	
			在来線	ア 強化地域への進入を禁止する。 イ 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度 で運転して停車する。 ウ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を 制限して運行を継続する。	
		旅祭に対る対		・警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法 及び内容により列車の運転状況について案内する。 ・滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関 係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。	
	指定地方公 共機関であ る鉄道		・列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。・旅客の避難、救護に関する事項は指定公共機関である鉄道に準ずる。		
バス		・バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、市町のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。・警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。			
道路		・強し・強い。 きょう かんしょう いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん	化地がない。化地が化地が出来る。	域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。 域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限 域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送 難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。 路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のイン エンジからの流入を制限する。 両は低速走行する。	

旅客船	 ・航行中の旅客船は、安全な海域に避難又は、津波の危険がなく入港を制限しない港に入港する。 ・航行中の旅客船であっても、河川又は湖沼に就航するもの及び夜間航行を禁止されているものにあっては、速やかに最寄りの港に着桟し乗客を下船させ必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。 ・着桟中の旅客船は、直ちに乗客を下船させ、必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。 ・海上避難する旅客船は、数日分の食料、水を準備する。
三保飛行場(一社)日本 飛行連盟·赤十字飛行 隊	津波による被害が予想されるため利用しない。ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路上は利用できるよう 準備する。
病院•診療所	 ・救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。
百貨店・スーパー等	 ・百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。 ・顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。 ・営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講する。
静岡空港	・航空機の離着陸を原則禁止し、旅客等に対して警戒宣言発令及び空港の運用休止(緊急輸送等を除く)、公共交通機関の運行停止等を周知する。・滞留旅客等が発生した場合は、あらかじめ決められた避難地等へ避難させるなど必要な措置を講じる。

第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

<各施設・事業所に共通の事項>

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

- ○東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的 措置を講ずる。
- 〇建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。
- 〇地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は、次のとおりとする

共通に定めるべき事

- (1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- (2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項
 - 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
 - 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
 - ・施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項
 - ・避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
 - 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
 - その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
- (3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること
 - 東海地震注意情報の内容と意味等
 - 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容
 - 冷静な対応の実施
 - ・公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
 - ・当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
 - ・その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
- (4 避難対象地区内にある施設の準備的措置

避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

共通に定めるべ

、 き 事

- ○警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震 防災応急対策を実施する。
- 〇ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
 - (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ・地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
 - ・防災要員の参集連絡方法、参集手段等
 - (3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項
 - 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
 - ・情報収集・伝達手段の確保
 - 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
 - ・施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - ・設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
 - ・備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員 等の配備手配に関する事項
 - 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
 - 商品 製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
 - その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
 - (4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること
 - 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等
 - ・当該施設における地震防災応急対策の内容
 - ・公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
 - ・その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
 - (5) 避難対象地区内の施設の避難対策

避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市町と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

<各施設・事業所の計画において定める個別事項>

各施設の特殊性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

各施設の特殊性・公益性等に応じく、次の点に留意しく地震防災心忌計画に定める。					
施設•事業所	地震防災応急計画に定める個別事項				
 病院・診療所	東海地震注意 情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。			
737 BZ M77	警戒宣言 発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。			
	東海地震 注意情報 発表時	 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。 県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。 			
百貨店・スーパー等	警戒宣言 発令時	 ・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により県民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。 ・営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講する。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 ・県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。 ・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。 			
石油類、火薬類、高 圧ガス、毒物・劇物、 核燃料物質等の製 造、貯蔵、処理又は	東海地震 注意情報 発表時	・警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講する。 ・応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を 段階的又は部分的に実施する。			
取扱いを行う施設 (大規模地震対策制措置法第7条第1 項第2号に掲げる施設以は事業所)	警戒宣言 発令時	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。			
鉄道事業その他一般 旅客運送に関する事	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】鉄道、バス、旅客船、静岡空港に準ずる。			
業(大規模地震対策特別措置法第7条第 1項第3号に掲げる事業所)	警戒宣言 発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】鉄道、バス、旅客船、静岡空港に準ずる。			
学校・幼稚園・ 保育所・認定こども 園	○県教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、県は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。 ○学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。 ○生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。				

			・生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が 確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施 する。
		東海地震注意情報発表時	イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・ 通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒 等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを 実施する。
			また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の 安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 ウ 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機 させることについては保護者と十分に協議をしておく。
		警戒宣言 発令時	・生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。
		75,2	・家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。
社会福祉施設		東海地震注意情報発表時	 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置イ家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置
		警 戒 宣 言 発令時	 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講する。 ア家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送
±5/-	· 声兴	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意 情報発表時】の5放送に準ずる。
加汉之	<u> </u>	警戒宣言 発令時	・第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】の5放送に準ずる。
	そ		・応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を
f			構内作業員に対して退避措置を実施するとともに、集積場等において必要な応急 的保安措置を実施する。
(情報発表時時】港湾及び漁港施設等に準ずる。 貯木場		第11節 県有施設設備の防災措置の2公共施設等の【東海地震注意情報発表時】港湾及び漁港施設等に準ずる。
業意			第11節 県有施設設備の防災措置の2公共施設等の【警戒宣言発令時】港湾及 び漁港施設等に準ずる。
3	マ 動物園	東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時に実施する応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。・応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。
Pili		警戒宣言 発令時	特定動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置を実施する。
	1	1	

		キケルモン 立	な 4 0 体 『社///8月万秋/8月体 a 詳 ナフ 上 ゾ フ 3 **ウ 4 体 月 体 a 井 田 a 『 士 ケ 山 舌 〉 立
	道路	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】道路に準ずる。
		警戒宣言 発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】道路に準ずる。
	ガス事業	東海地震注意 情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意 情報発表時】ガスに準ずる。
		警戒宣言 発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】ガスに準ずる。
	水道事業	東海地震注意 情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意 情報発表時】水道に準ずる。
		警戒宣言 発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】水道に準ずる。
	電気事業	東海地震注意 情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意 情報発表時】電力に準ずる。
		警戒宣言 発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】電力に準ずる。
	従業員 1000人 以上の工場	東海地震注意情報発表時	・警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講する。 ・従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。
		警戒宣言 発令時	防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第14節 県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

県が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災 応急対策の概要を示す。

県が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

区分		内容	
各施設が共 通して定め る事項	ア 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立 ウ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置 エ 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検		
	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。		
	病院	東海地震注意情報発表時の診療体制	
施設の特性に応じた主	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(家族等への引渡し方法等) イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法 等	
要な個別事 項	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法	
	水道用水供給施設及 び工業用水道施設	警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備	
	静岡空港	ア 警戒宣言発令時における空港の運用休止の準備 イ 滞留旅客の避難先の確保と移送方法	
	•		

【警戒宣言発令時】

区 分	.				
各施設が共 通して定め る事項	ア 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達 イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立 ウ 避難誘導等利用者等の安全確保措置 エ 消防、水防等の事前措置 オ 応急救護 カ 施設及び設備の整備及び点検 キ 防災訓練及び教育、広報				
	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。				
	病院	警戒宣言発令時の診療体制			
施設の特性に応じた主	 学校 	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(家族等への引渡し方法等) イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法 等			
要な個別事項	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法			
	水道用水供給施設及 び工業用水道施設 溢水等による災害予防措置				
	静岡空港	ア 空港の運用休止措置 イ 滞留旅客の避難先の確保と移送方法			
		イ 滞留旅客の避難先の確保と移送方法			

第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等の災害応急対策について定める。 海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたよう な広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策 活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発 生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災関係機関の活動

地震発生時の県、市町及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1 県

区分	内 容
災害対策本部 の 設 置	・知事は、地震が発生し気象庁が東海地震と判定したとき又は地震が発生し災害応急対策を実施する 必要があると認めたときは、静岡県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置する。 ・災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。 ・警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。
組織及び所掌事務	 ・災害対策本部、災害対策本部の方面本部(以下この編で「方面本部」という。)及び現地災害対策本部(以下この編で「現地本部」という。)の編成及び運営は、静岡県災害対策本部条例(昭和37年条例第43号)及び静岡県災害対策本部運営要領(昭和37年12月14日施行)(以下「災害対策本部運営要領」という。)の定めるところによる。 ・災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。また、現地本部をおいた場合は、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な事務は、現地本部において対処する。ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達イ災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報ウ水防その他の応急措置エ被災者の救助、救護、その他の保護オ施設及び設備の応急の復旧カ防疫その他の保健衛生キ犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持タ緊急輸送の確保及び調整ケ国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請並びに支援の受入調整ケ国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請並びに支援の受入調整ケア東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の受入及び調整ケランティアの受入れの調整
国の現地対策 本部との連携	国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれた場合は、静岡県災害対策本部は、当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害 応急対策の実施に努めるものとする。
職員動員及び配備	 ・職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び地震防災応急対策要員及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。 ・本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。 ・方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。 ・それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。

配備体制		配備内容	配備部局等	
	【情報収集体制】 県内(出先機関事務所に おいては、管轄する市	各所属所要の人員による、 情報収集及び連絡活動を 主とした体制	本庁	交通基盤部、文化·観光部空港振興局、危機管 理部
事前配	町)の震度観測点で震度 4を観測する地震を気象 庁が発表したとき		出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局等(※1)
.,	【警戒体制】 県内(出先機関事務所に おいては、管轄する市	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移 に伴い、速やかに警戒活動 等実施する体制	本庁	知事公室広聴広報課、地域外交局、文化 • 観 光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部、危 機管理部
	町)の震度観測点で震度 5弱の地震を観測し気 象庁が発表したとき		出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局等(※2)
県内は、	書対策本部設置準備体制】 (出先機関事務所において 管轄する市町)の震度観測 震度5強の地震を観測し	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく※実際会報策を	本庁	災害対策本部員、指令部各班員等、各部各班員 (※3)
	展及3強の地震を観測し 庁が発表したとき	に基づく災害応急対策を 実施し、直ちに災害対策本 部を設置できる体制 ※他の職員は参集の準備	出先	必要な方面本部の指令班員(市町情報収集要員 含む)及び方面本部各班員、拠点要員(※3)
【災害対策本部設置準備体制 (全職員動員体制)】 県内の震度観測点で震度6 (弱・強)、震度7の地震を観 測し気象庁が発表したとき		全職員で被災情報の収集 及び応急対策を実施し、直 ちに災害対策本部を設置 して支援のできる体制	県聙	損全員

- ※1 賀茂振興局については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。
- ※2 必要により、危機管理局等は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。
- ※3 各部各班員、方面本部各班員、拠点要員のうち、必要な要員

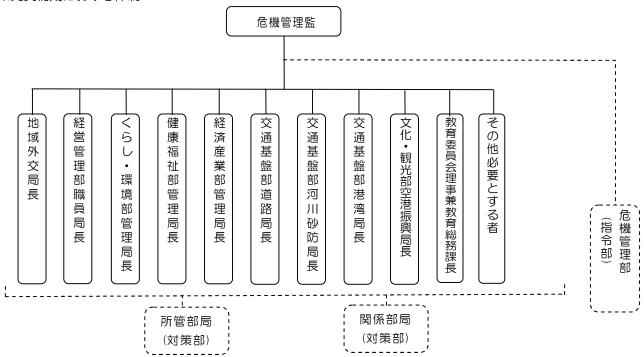
(1) 本部員会議

- ア 知事(本部長)は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。
- イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部局長) 及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることがで きる。
- ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、 本部員会議に報告する。
- エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、 本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

(2) 対策会議

- ア 対策会議は、別図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。
- イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、対策会議に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。
- ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に 対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。

<県対策会議図> ※発災初期における体制



2 市町

区分		内容
	_	長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めた時は、市町災害対策本部を設置する。 警戒本部から市町災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。
市町災害対策本部	所掌事務	ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ 消防、水防その他の応急措置 エ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊等の受入 オ 被災者の救助、救護、その他の保護 カ 施設及び設備の応急の復旧 キ 防疫その他の保健衛生 ク 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定 ケ 緊急輸送の実施 コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 シ 自主防災組織との連携及び指導 ス ボランティアの受入れ
機関の措置	消防本部	ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火・救急・救助活動 ウ 地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達 エ 火災予防の広報
	消防団、水防団	ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動 ウ 一次避難地の安全確保及び避難路の確保 エ 地域住民等の避難地への誘導 オ 危険区域からの避難の確認 カ 自主防災組織との連携、指導、支援

3 防災関係機関

防災関係機関は、災害応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	(() 宇応台が築として港本で世界
機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制 エ 管区内各県警察の相互援助の調整
総務省東海総合通信局	電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理
財務省東海財務局	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請イ 地方公共団体において国有財産(普通財産)を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局	ア 事業所等の被災状況の把握 イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
農林水産省関東農政局	ア 生鮮食料品等の情報の収集、供給対策の実施の推進及び連絡調整 イ 被災害農林漁業者等に対する資金の融通、指導
農林水産省関東農政局 静岡支局	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する災害復旧用材(国有林材)の供給
経済産業省関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月 29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31 日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、 伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) エ ガスの安定供給に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡 浅羽町の区域に限る)を除く。)
経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月 29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31 日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、 伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安定供給に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡 浅羽町の区域に限る。))
経済産業省関東東北産業保 安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) エ ガスの安全確保に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)

経済産業省中部近畿産業保 安監督部	ア 電気の安全確保に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安全確保に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))
国土交通省関東地方整備局国土交通省中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努めるア 施設対策等 (ア) 河川管理施設等の対策等 (イ) 道路施設対策等 (ア) 港湾施設対策等 (ア) 港湾施設対策等 (ア) 港湾施設対策等 (ア) 営繕施設対策等 (ア) 電気通信施設対策等 (ア) を変し、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TECーFORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 (ア) 災害対策用建設機械等の出動及び管理 (ア) では、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 (ア) 災害対策用建設機械等の出動及び管理 (ア) では、対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
国土交通省中部運輸局	陸上輸送に関すること ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置 イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん 海上輸送に関すること ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置 イ 遭難航空機の捜索及び救助 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)	ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説 イ 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置 ウ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める
海上保安庁第三管区海上保安本部	ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 イ 海難等の海上における災害時の救助・救急活動 ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制 限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置 オ 排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去 カ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 キ 海上における災害に係る救助・救急活動 ク 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持

(2) 指定公共機関

機関名	災害応急対策として講ずる措置
独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う

独立行政法人水資源機構	佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
日本郵便株式会社東海支社	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (I) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める
日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
中日本高速道路株式会社	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届 けサービスの提供
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行
東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、 テレビ等を利用しての広報
電源開発株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、 テレビ等を利用しての広報
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	ア 地震情報(東海地震予知情報を含む。)の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合 会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(3) 指定地方公共機関

(3) 指定地方公共機関	
機関名	災害応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師 会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案(公益社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く) ウ 災害時口腔ケアの実施(社団法人静岡県歯科医師会)
都市ガス会社	ア 二次災害の発生防止のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給 エ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス協 会	ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
静岡県道路公社	ア 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	災害発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送
一般社団法人静岡県トラック 協会	協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
土地改良区	ア 用水の緊急遮断 イ 災害応急復旧の実施 ウ 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協
一般社団法人静岡県建設業協 会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力

第2節 情報活動

(共通対策の巻 第3章災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。)

第3節 広報活動

(共通対策の巻 第3章災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

第4節 緊急輸送活動

災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 県

緊急輸送対策の 基本方針	(1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。(2) 緊急輸送は県民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。(3) 県内で輸送手段等の調整ができないときは、国又は全国知事会に協力を要請する。
緊急輸送の対象 等	ア 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者 イ 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者 ウ 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資 エ り災者を受け入れるため必要な資機材 オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材 カ その他知事が必要と認めるもの
緊急輸送体制の 確立	・交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。 ・なお、緊急輸送計画の作成に当たっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧 状況、輸送必要物資の量を勘案する。

(1) 陸上輸送体制

区分	内容
輸送路の確保	 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された第1次、第2次、第3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
輸送手段の確保	 緊急輸送は、自衛隊、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社等の協力を得て次の車両により行う。 知事は県内において輸送手段の調達ができない場合、又は、県外から輸送を行う場合で必要があるときは、国又は全国知事会に協力を要請する。 ア 県有車両イ 自衛隊の車両ウ 鉄道輸送会社等の車両 鉄道輸送会社等との連絡体制は、「共通対策の巻」による。 工 運送業者等の車両
広域物資拠点及 び要員の確保	・方面本部ごとの広域物資拠点は、別に定める。 ・緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、広域物資拠点に県職員を派遣する。

(2) 海上輸送体制

区分	内容
輸送路の確保	 ・港湾及び漁港の管理者は、市町、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 ・災害対策本部は、港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。 ・港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、海上保安庁の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

	・緊急輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。
輸送手段の確保	なお、知事は必要に応じて、国又は全国知事会に対して、協力を要請する。 ア 県有船舶 イ 海上自衛隊の艦艇 ウ 海上保安庁の船艇 エ その他官公庁船 オ 民間船舶及び漁船
緊急物資集積 場所及び要員 の確保	・港湾及び漁港の管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して緊急物資集積場所を確保する。 ・緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、緊急物資集積場所に県職員を派遣する。

(3) 航空輸送体制

区分	内容	
輸送施設の確保	 ・災害対策本部は、航空緊急輸送計画を作成するため、静岡空港の利用可能状況を把握するとともに、自衛隊に要請し浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地の利用可能状況を把握する。 ・ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。 ・方面本部は、管内市町を通じあらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、災害対策本部に報告する。 ・必要に応じて、三保飛行場の利用可能状況を把握する。 ・一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。 ・なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。 	
輸送の手段	緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。 ア 自衛隊等の航空機 イ 県等のヘリコプター ウ 他の都道府県等のヘリコプター エ 赤十字飛行隊及び民間の航空機	
緊急物資集積場 所及び要員の確 保	自衛隊の各部隊と事前の協議を行い、必要に応じて、浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地内 に緊急物資集積場所を設けるとともに必要に応じ連絡調整に当るため、県職員を派遣する。	

(4) 緊急輸送のための燃料確保対策

区分	内容
自動車、船舶の燃 料	・県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。・県は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。・給油所等の稼動状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。
航空機の燃料	県の所有する防災ヘリコプター、県内で運行するドクターヘリ及び他の都道府県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため必要な燃料については、静岡空港の防災用備蓄燃料を使用するとともに、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。

(5) 輸送の調整等

• 市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。なお、この場合、次により調整することを原則とする。

- 1		
	優先順位	内容
	第1順位	県民の生命の安全を確保するために必要な輸送
	第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
	第3順位	災害応急対策のために必要な輸送

• 「災害救助法」適用に基づく県の実施事項については「共通対策の巻」による。

2 市町及び防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内容
市町	・市町の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市町が行うことを原則とする。・市町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。・緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準する。・市町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。
国土交通省中部運 輸局	中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

第5節 広域応援活動

広域激甚な災害に対応する県、警察、市町、自衛隊等の応援活動の概要を示す。

災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

1 行政機関及び民間団体の応援活動

(1) 県

区分	内 容		
指定行政機関等 に対する災害応 急対策の実施の 要請	(1) 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等に対し、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。 ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣について必要な事項 (2) 知事は、必要があると認めるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにして職員の派遣についてあっせんを求める。 ア 派遣のあっせんを求める理由 イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣あっせんについて必要な事項		
全国知事会に対 する応援要請	知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めたときは、相互応援協定に基づき、全国 知事会に応援を要請する。		
市町に対する応援	 知事は、市町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。 知事は市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町長に対し次の事項を示して当該市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。ア 応援を必要とする理由イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等ウ 応援を必要とする場所エ 応援を必要とする期間オ その他応援に関し必要な事項 		

	対象となる民間団体等	ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団 イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒	
民間団体等に対 する応援協力の 要請	時期及び要請事項	知事は、市町から要請があったとき、又は知事が必要と認めたときは、 次の事項を示して応援協力を要請する。 ア 応援協力を要請する人員 イ 作業内容 ウ 作業場所 エ 集合場所 オ その他応援協力要請に関し必要な事項	
	実施方法	応援協力要請の具体的実施方法は「共通対策の巻」による。	

(2) 県警察

県公安委員会は、大規模な被害が発生した場合、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し「警察法(昭和29年法律第162号)」第60条第1項に基づく援助を要求することができる。

ただし、機動警察通信隊については管区警察局に要請する。

- ア 援助を必要とする理由
- イ 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材、服装、携行品等及び期間
- ウ 援助を必要とする場所
- エ 県内経路(特に道路の破損がある場合)
- オ その他必要事項

(3) 消防

知事は、災害の状況により消防の県外からの広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法(昭和22年法律第226号)」第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の応援を要請する。

- ア 災害の種別・状況
- イ 人的・物的被害の状況
- ウ 必要な応援部隊の種類と部隊数
- エ 応援部隊の集結場所及び到達ルート

(4) 市町

区分	内容
知事等に対する 応援要請等	市町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項
他の市町長に対する応援要請	・市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。・「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(5) 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

2 自衛隊の支援

知事は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、自衛隊法第83条第1項に基づき支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請するものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

(1) 派遣要請

(1) 派追	安請
区分	内容
要請事項	ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握 イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助 ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助 エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動 オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動 カ 道路又は水路の確保の措置 キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫 ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援 コ 防災要員等の輸送 サ 連絡幹部の派遣 シ その他知事が必要と認める事項
要請手続	 知事は、次の事項を明らかにした要請書により、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地 方総監又は航空自衛隊浜松基地第1航空団司令に対して、要請する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ア 災害の情況及び派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項
市町長の 災派遣要 請の要求	 ・市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア〜エの事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。 ・ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。 ・また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の情況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

(2) 自衛隊との連絡

	制体との注相					
区分		内	容			
	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、 陸上自衛隊にあっては第34普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監 部と、航空自衛隊にあっては第1航空団(浜松基地)と密接な情報交換を行う。					
	機関名	高云平口	県防災征	亍政無線		
	1成 闰 石	電話番号	音 声	FAX		
情報交換	陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科	0550-89-1310	地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000	地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001		
	海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3500	衛星系 8-156-9001	衛星系 8-156-8001		
	航空自衛隊 第1航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-9001 衛星系 8-153-9001	地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001		
連絡班の 派 遣 等	・知事は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)に対して、連絡班の派遣を要請する。・自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。					
自衛隊支 援活動の 総合調整	知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。					

(3) 受入れ体制・撤収要請・経費区分

区分	内容
災害派遣部隊 の受入れ体制	・県及び市町は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。・市町長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。・市町長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。
災害派遣部隊 の撤収要請	知事は、当該市町長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)に対して、派遣部隊の撤収を要請する。
経費の負担区分	自衛隊が災害応急対策又は、災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及 び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、原則として当該市町が負担するものとする。

3 海上保安庁の支援

知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請するものとする。

(1) 支援要請

区分	内容	
要請事項	ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援	
要請手続	 ・知事は、次の事項を明らかにした要請書により、清水海上保安部又は下田海上保安部を窓口として海上保安庁第三管区海上保安本部長に要請する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ・清水海上保安部又は下田海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部もしくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとする(海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載)。 ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ 支援活動を必要とする期間 ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項 	
市町長の支援 要請の依頼手 続き	 ・市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア〜エの事項を明示した要請書により、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。 ・ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ・知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 	

(2) 海上保安庁との連絡

区分	内容
情報交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、第三管区海上保安本部と密接な情報交換を行う。
連絡員の派遣	知事は、清水海上保安部又は下田海上保安部に対して連絡員の派遣を要請する。

4 富士山静岡空港の活用

県は、全国の防災関係機関等から災害応急対策活動に係る広域応援を受け入れるため、救助・消火活動、医療活動等を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点として富士山静岡空港を活用する。

×	分	内 容				
		○警察災害派遣隊航空機、緊急消防援助隊航空機、自衛隊災害派遣部隊航空機、ドクターへリ等の駐機・				
		給油等を行う救助活動拠点				
	.1.	〇災害派遣医療チーム(DMAT)の空路参集拠点				
富士	_	〇広域医療搬送等を行う航空搬送拠点				
静岡	空港	〇広域物資輸送拠点の補完(航空輸送拠点)				
		〇陸上自衛隊が設置する後方支援拠点				
		○警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の陸路での集結及び活動等の拠点				

第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、県、市町、自主防災組織並びに県民が実施すべき事項を示す。

降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講じることとする。特に海岸保全施設等に被害があった地域では二次災害の防止に十分留意するものとする。

1 消防活動

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

	(1) 県民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
	(2) 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱
基本方針	う事業所においては二次災害の防止に努める。
	(3) 消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための市町消防計画の定めるところによ
	り多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。
	(4) 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
基本 刀 町	(3) 消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための市町消防計画の定めるところり多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。

実施主体		内容
消防本部及び 消防団	火災発生状 況等の把握	消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市町 災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。 ア 延焼火災の状況 イ 自主防災組織の活動状況 ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路 エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用 可能状況

消防本部及び 消防団	消防活動の 留意事項	消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。 ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。 イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。 ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。 エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。
事業所(研究 室、実験室を 含む。)	火災予防措 置	火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、 毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
	火災が発生 した場合の 措 置	・自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
	災害拡大 防止措置	・都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。 ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。
自主防災組織	・各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。・火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。・消防隊(消防署、消防団)が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。	
県 民	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
	初期消火活 動	火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

2 水防活動

地震による洪水に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、県及び市町の水防計画の定めると ころによる。

区分	内容
水防管理者及 び水防管理団 体の活動	 ・地震による洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事の命を受けた 職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行っ た旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。 ・水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び 当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡 大しないよう努める。 ・河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な 応急措置を講ずるものとする。

水防活動の (2 応援要請	(1) 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。 ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。 イ 水防管理者は、必要があれば市町長に対し応援を求める。 ウ 水防管理者は、水防のために必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を要請する。 (2) 市町長は、必要があるときは、次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 期間その他応援に必要な事項 (3) 水防区長は、管轄区域の相互応援についての調整を行うとともに、必要に応じ自衛隊及び警察官の出動を水防本部に要請する。
------------------	--

3 人命の救出活動

	(1) 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。) に対する救出活動は、市町長が行うことを原則
基本方針	と する。
	(2) 県、県警察及び自衛隊は、市町長が行う救出活動に協力する。
	(3) 県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
	(4) 市町は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
	(5) 自主防災組織、事業所等及び県民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
	(6) 自衛隊の救出活動は「第5節 広域応援活動」の定めるところにより行う。
	(7) 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

実施主体	内容
県	 ・知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その
県警察	被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。
市町	 ・職員を動員し負傷者等を救出する。 ・市町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
自主防災組織、事業所等	自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 (1)組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 (2)救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 (3)自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 (4)自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。 (5)救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。
自衛隊	県の要請に基づき救出活動を実施する。

4 被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、次の安全対策(被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定)を実施する。

実施主体		内容
県	物築	県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び地震被災建築物応急危険度判定 支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整 を行う。
7	等地	県は、市町から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道府県に対して支援を要請する。
市町	建築物	・市町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。・併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。
市町	宅	市町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
県民	 ・県民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 ・県民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 	

5 災害危険区域の指定

知事又は市町長は、地震、津波等により著しい危険が生するおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

区分	内容
指定の目的	・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	・条例により区域を指定し、周知する。

第7節 避難活動

地震災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

1 避難対策

(1) 基本方針

- ア 地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。
- イ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。
- ウ 避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限 り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(2) 情報・広報活動

- ・県、市町及び防災関係機関は、地震等に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第2節 情報 活動」に準ずる。
- ・県、市町及び防災関係機関は、地震等に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第3節 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。
- 住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震等に関する情報を入手するよう努める。

(3) 避難のための勧告・指示

区分	内容
勧告・指示の 基準	 ・市町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をする。また危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をする。 ・警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。 ・知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難の勧告又は指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。 ・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。
勧告・指示の内容	避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難の勧告・指示が出された地域名 イ 避難路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項
勧告・指示 の伝達方法	市町長又は知事は、避難の勧告又は指示をしたときは、直ちに勧告又は指示が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

(4) 警戒区域の設定

区分	内容
設定の基準	 ・市町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する 危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 ・警察官又は海上保安官は市町長(権限の委託を受けた市町の職員を含む。)が現場にいないとき、又は 市町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨 を市町長に通知する。 ・知事は、災害の発生により市町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市町長に代わっ て警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。 ・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市町長(権限の委託を受けた市町の職員を含む。)、警察官又 は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を 市町長に通知する。
規制内容実施方法	・市町長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。・市町長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(5) 避難方法等

<u>(5)</u> 避難方	
区分	内容
避難地への市 町職員等の配 置	市町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員(消防職員、消防団員を含む。)を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
避難方法	災害の状況により異なるが原則として次により避難する。 要避難地区で避難を要する場合 ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域 (ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。 (イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織(以下「自主防災組織等」という。)は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。 (ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。 (エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。 イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。 その他の区域で避難を要する場合 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。
幹線避難路の 確保	市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	 要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集 イ 地震等に関する情報の伝達 ウ 避難者の把握(避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等) エ 必要な応急救護 オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 ・ 市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。
避難以兄の執告	「第4章 地震防災応急対策(津波対策を含む) 第7節 避難活動 1 避難対策」の項の「避難状況の報告」に準ずる。

2 避難所の設置及び避難生活

(1) 基本方針

市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

避難所の運営に当たっては、県が作成した「避難所運営マニュアル」を参考とし、要配慮者等に配慮するものとする。

(2) 避難所の設置及び避難生活

	の設置及び過		
区分		内容	
避難生活者	避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する 場所を確保できない者とする。		
設置場所	 ・山・がけ崩れ等の危険のない地域に設置する。 ・避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 ア 学校、体育館、公民館等の公共建築物イあらかじめ協定した民間の建築物ウ 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等(自主防災組織等が設置するものを含む。) ・安全性の確認にあたり、県は「災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書」に基づいて被災建築物の応急危険度判定を依頼するものとする。 ・障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 ・状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。 ・状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。 ・避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。 		
福祉避難所、 2次的避難所	・要配原 市 る。 ・福祉 に努る ・大規模 入れる る。	患者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努め 避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保	
	をき とし	たすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的 た2次的避難所である。	
設置期間	市町長は、地震情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。		
避難所の運営	 ・市町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。 ・避難所には避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ・避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 ・自主防災組織は、避難所の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。 ・市町は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。 ・生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 ・食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。 		
その他	災害救助法に基づく県の実施事項は「共通対策の巻」による。・県管理施設の避難所としての利用については、「共通対策の巻」による。		

第8節 社会秩序を維持する活動

(共通対策の巻 第3章災害応急対策計画 第18節「社会秩序維持計画」に準ずる。)

第9節 交通の確保対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上、海上及び航空交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。

1 陸上交通の確保

(1) 自動車運転者のとるべき措置

<u>(/) 日 </u>	世世末ものともへき指直
区分	内容
緊急地震速報を聞いたとき	・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
地震が発生したとき	 ・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得す道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 ・ 遊難のために車両を使用しないこと。 ・ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間(以下「指定道路区間」という)においても、同様とする。 ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 (f) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ウ 通行禁止区域内又は指定とさは、車両をできる限り道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(2) 県、県公安委員会(県警察)、道路管理者等

区分	内容
情報の収集	県は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、市町、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。
陸上交通確保の基本方針	 ・県公安委員会(県警察)は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。 ・道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。 この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。 ・県公安委員会(県警察)及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。 ・道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

	1	
交通規制の 実 施	初動の措置	警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において交通規制を行う。県公安委員会(県警察)は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。
	緊急輸送路等 の確保	・知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。
	交通規制実施 後の広報	県公安委員会(県警察)は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。
	道路交通確保 の実施体制	道路管理者、県警察は他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。
	道路施設の復 旧	道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。
	交通安全施設 の復旧	県公安委員会(県警察)は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交 通安全施設の応急復旧を行う。
道路交通確保の 措置	警察官の措置 命令等	ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。 イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。 ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
	除去障害物の 処分	・除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。・適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。
	由比地区にお ける緊急輸送 路の確保	由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。
県知事又は県 公安委員会 (県警察)に よる緊急通行 車両の確認等	いて行う。 ・緊急通行車両ア 確認 イ 確認 緊急通行 きについ 警戒 質	の確認は、「災害対策基本法」第50条第1項に掲げる災害応急対策に従事する車両につ の確認事務手続き 事務処理、受付、手続等は別に定める の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、 方車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続 いては、別に定める。 電言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては、 対策基本法施行令」第33条第2項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書と
鉄道確保の 措 置)流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の 前送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の仮設等応急工事を行う。

2 海上交通の確保

区分	内容
情報の収集	県は地方整備局、運輸局、海上保安庁、自衛隊、市町、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。
海上交通の 制 限	 海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、 筏等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。 海上保安庁は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。 海上保安庁は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。
海上交通確保の 措 置	(1) 海上交通の調整 県は、海上保安庁等、防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の 選定等の調整を行う。 (2) 港湾施設等の応急措置 港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のため の応急措置を講する。 (3) 海上自衛隊及び海上保安庁等に対する支援要請 知事は、市町又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、応援要請があったときは、海上自衛隊、海上保安庁等に対し応援を要請する。 (4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。 (5) 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講する。 (6) 海上保安庁は、警報の伝達、排出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講する。

3 航空交通の確保

区分	内容
情報の収集	空港管理者は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設等の空港施設の被害状況、航空機の被害 状況、空港利用者の被災状況等空港内及び空港周辺の状況についての情報収集を行う。
空 港 の運用制限	・空港管理者は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じるときは、直ちに運用を一時休止し、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行う。・空港管理者は、空港の安全を図るため、空港利用者の混乱防止及び避難誘導、空港への入場制限等必要な措置を講ずる。
空港機能確保 の 措 置	・県は、東京航空局等関係機関と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。・空港管理者は、空港機能を確保するため、障害物の除去、応急修理等の応急措置を講ずる。

第10節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、 医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体捜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について 県、市町、自主防災組織、県民等が実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

緊急物資の 確保計画量	県及び市町は、別に定める各品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識 に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内容
県	 ・知事は、市町から緊急物資の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。 ・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。 ・緊急物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達する。 ・緊急物資の輸送は当該物資調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。 ・災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。 ・知事は、必要量の調達が困難な緊急物資について、国に対して、調達又はあっせんを要請する。 ・必要に応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずる。 ・知事は、国に対する応援要請によっても緊急物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、緊急物資の調達を要請する。 ・「災害救助法」に基づく県の実施事項は「共通対策の巻」による。
市町	 ・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。 ・緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市町長は、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあっせんを要請する。 ア 調達又はあっせんを必要とする理由 イ 必要な緊急物資の品目及び数量 ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ 連絡課及び連絡責任者 オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 カ 経費負担区分 キ その他参考となる事項 ・緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 ・避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。
県 民 及 び 自主防災組織	・緊急物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに県民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市町に供給を要請する。・自主防災組織は市町が行う緊急物資の配分に協力する。・自主防災組織は必要により炊き出しを行う。
日本赤十字社 静岡県支部	日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市町を通じ被災者に配分する。
農林水産省、 経済産業省	県から緊急物資の調達について協力要請があった時は、緊急物資をあっせんし又は調達する。

2 給水活動

実施主体	内容
県	 ・知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんを要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。 ・知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。 ・知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導を行う。 ・「災害救助法」に基づく県の実施事項は、「共通対策の巻」による。
市町	 ・飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。 ・市町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。 ア 給水を必要とする人員イ 給水を必要とする期間及び給水量ウ 給水する場所 エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 ・自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。 ・地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。
県 民 及 び 自主防災組織	 ・地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 ・地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。 ・地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 ・市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

3 燃料の確保

実施主体	内容
県	・知事は、市町から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。 ・県は、県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府現地対策本部等に対して、燃料の供給を要請する。
市町	・市町は炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。・市町長は、炊き出しに必要とするLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。ア 必要なLPガスの量イ 必要な器具の種類及び個数
県 民 及 び 自主防災組織	地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。

4 医療救護活動

(1) 基本方針

- ア 市町は、当該市町域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお救護病院を確保できない場合及び管内に救護病院がない場合には仮設救護病院を設置する。
- イ 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市町独自では対応できない事態に対応する。
- ウ 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送(以下「広域医療搬送」という。) するとともに、被災地外からのDMAT(災害派遣医療チーム)等医療チーム(救護班)受入による治療を実施する。
- 工 県は、災害拠点病院及び市町等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市町が行う。
- オ 県及び市町は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- カ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(以下「トリアージ」という。)を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- キ 県及び市町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、救護班の派遣等を行うものとする。
- ク 県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域 的な医療救護活動を実施する。

(2) 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区分	、		
	設置	市町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。	
救護所	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)。 イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項	
	設置	市町は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。	
救護病院	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)。 イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、広域搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項	
災害拠点病院	設置	県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。	
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ) イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 ウ 重症患者の広域搬送拠点への搬送手配 エ DMAT等医療チームの受入れ及び派遣 オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し	

(3) 県、市町、県民及び自主防災組織

	明、宗氏及び日主防火組織
実施主体	内 容
県	あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講する。 ・知事は、市町から救護班の派遣要請があったときは関係機関に対して救護班の派遣を要請する。 ・知事は、市町から医薬品等の調達について要請があったときは医薬品備蓄センター及び静岡県医薬品卸業協会等から調達・あっせんを図る。 ・知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、県内血液センターへ供給を要請する。 ・知事は、市町から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 ・知事は、市町から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。 ・被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院への受入れのため必要な措置を講する。 ・被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を広域医療搬送するために必要な措置を講する。
市町	あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講する。 ・救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 ・傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。 ・傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。 ・救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。 ・医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。 ・輸血用血液の確保について必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼び掛ける。 ・市町長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。 ア 必要な救護班数 イ 救護班の派遣場所 ウ その他必要事項 ・被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。
県 民 及 び 自主防災組織	・傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。・傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

(4) 日本赤十字社静岡県支部の活動

区分	内容
医療救護班 の派遣	・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出動させる。・医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。
広域応援	 日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ日本赤十字社に対し、医療救護班の派遣を要請する。 日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。 医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。

5 し尿処理

し尿の処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施基本方針 を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に従って迅速・適正に処理する。

実施主体	内容
県	 ・市町の要請に基づき、市町の行うし尿処理について必要な指導を行う。 ・市町の要請に基づき、県内市町、他県、国又は関係団体に対して、し尿処理の応援を要請する。 ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。 ・流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域関係市町に連絡を行う。 ・速やかに流域下水道施設の応急復旧に努めるものとする。
市町	・下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。・仮設便所等のし尿の収集・処理体制を速やかに整備するとともに、必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。・速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。
県 民 及 び 自主防災組織	下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

廃棄物(生活系)処理

基本方針

生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理 の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュア ル」に従って迅速・適正に処理する。

実施主体	内容
県	・市町の要請に基づき市町の行うごみ処理について必要な指導を行う。・市町の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。
市町	・被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに収集体制を住民に広報する。 ・収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
自主防災組織	・地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。・仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
県 民	・ごみの分別、搬出については、市町の指導に従う。・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

7 災害廃棄物処理

応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生す る災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に 従って迅速・適正に処理する。 基本方針

災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画 的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

実施主体 内 容 災害廃棄物 県 処理対策 災害廃棄物の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物処理対策組織を設置する。 組織の設置 ・災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市町を支援・指導する。 情報の収集

		収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。 ア 国、近隣都県、県内非被災市町 イ 関係団体 (ア) 社団法人静岡県産業廃棄物協会 (イ) 静岡県産業廃棄物処理協同組合			
		処理方法の市町への周知	災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」等による「がれき・残骸物の処理方針」(以下「処理方針」という。)を被災市町へ周知し、対応状況の把握・助言を行う。		
		災害廃棄物 処理対策 組織の設置	市町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。		
		情報の収集	市町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア 家屋の倒壊に伴う解体件数 イ ごみ処理施設等の被災状況 ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況 エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 オ 仮置場、仮設処理場の確保状況		
		発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。		
市	⊞Ţ	仮置場、仮設 処理場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。		
			中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。		
		関係団体への 協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力 を要請する。		
		災害廃棄物の 処理の実施	県が示す処理方針に基づき、また事前に策定した市町がれき・残骸物処理計画に則し、 被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。		
		解体家屋の 撤 去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。		
企	業		発棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 居廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。		
県	民	・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市町の指示する方法にて搬出等を行う。 ・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。			

8 防疫活動

実施主体	内容
県	ア 知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下この項において「法」という。)第17条に基づく健康診断を実施し、患者及び保菌者を早期発見することで感染症のまん延防止を図る。 イ 知事は、感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするため法第15条に基づく調査を実施する。ウ 知事は、法第28条2項に基づき汚染場所・物件の消毒及びねずみ族・昆虫の駆除を実施し、又は市町に対しその措置を指示する。 エ 知事は、法第31条に基づき生活用水の供給を制限又は禁止すべきことをその管理者に命ずる。オ 市町から要請があったときは、防疫薬品及び資機材の供給の調整を行う。
市町	ア 知事の指示により必要な防疫活動を行う。 イ 被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。 ウ 県の項の工に定める措置が講じられた場合、使用者に対し生活用水の供給を行う。 エ 防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。 オ 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。 カ 保健所を設置する市は、県の項のア及びイに定める措置をとる。
県 民 及 び 自主防災組織	飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。
関係団体	飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び市町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

〇 地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

9 遺体の捜索及び措置

	1						
基本方針	収容施設を (2)遺体収を (3)県は、でする。 (4)当該地域 索及び措置 (5)市町はなかじめ定め	県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体であておくとともに、その周知に努める。 別施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。 時間の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市町に助言域内の遺体の捜索及び措置は、市町が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の捜 に協力する。 あらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらいるよう努める。 遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。					
		遺体の指直を行う必要が主じた場合は、遺体収合地設と設置する。 同か遺体措置を行う必要が生じた場合において、市町から要請があったときは、必要に応					
	じて大規模な遺体収容施設を設置する。						
実施主体		内容					
	遺体の捜索	市町職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。					
		設 市町は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺 置 体収容施設を設置する。					
	遺体収容施 設	市町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院(仮設救護病院)、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。					
市町	遺体の処置	オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。 市町は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な 処置(洗浄、縫合、消毒、一時保存)を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り 人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。					
	広域火葬	大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼 して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように 遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬 計画に基づき火葬を行う。					
	県への要請	市町長は、遺体の捜索、措置、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。 ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数 イ 捜索が必要な地域 ウ 火葬施設の使用可否 エ 必要な輸送車両の台数 オ 遺体措置に必要な器材、資材の数量 カ 広域火葬の応援が必要な遺体数					
県	知事は、市ずる。知事は、遺又はあった知事は、	静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の応援を得て、 割り振り調整、応援資機材集積拠点の指定等、広域火葬を行うために必要な措置					
県民及び自 主防災組織	で調する。 行方不明者についての情報を、市町に提供するよう努める。						

10 応急住宅の確保

基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル(災害時の応急住宅対策マニュアル)等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(1) 県

(1)						
区 分		分	内容			
被害状況の把握			市町の被災状況により、県下全体の被災状況を把握する。			
体	制の	整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。			
設住		応急建 設住宅 の建設	・被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。 ・あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。 ・知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。			
住宅の確保	住宅	応急借 上げ住 宅の借 上げ	民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。			
	公営住宅等の 一時入居		・応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。 ・県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。 ・国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。			
	応急住宅の入居者 の認定及び管理		・知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。・入居者の認定に当たっては、一人暮しの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。			
住 ^s	官の応急	修理	・知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。			
建築資機材及び 建築業者等の調達、 あっせん			 ・県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、「住宅の応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書」を提出した業者等に協力を求めて調達する。 また、建築業者の応援動員、国有林材の購入及び県営林材の利用については、一般対策編による。 ・市町長からあっせんの要請があったときは、知事はアに定める者に対し協力を要請する。 ・資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼するものとする。 なお、当該物資発注先において輸送できないときは、緊急輸送計画の定めるところにより措置する。 			
住居等に流入した 土石等障害物の除去			知事は、市町長から要請があったときは、障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・あっせんを行う。			

(2) 市町

X	分	内容
被害状況の把握		「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。
体制の整備		応急住宅対策に関する体制を整備する。
応急仮 設住宅	応急建 設住宅 の建設	・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。 ・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。
の確保	応急借 上げ住 宅の借 上げ	・借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。
応急仮設住宅 の管理運営		・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。・その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

応 急 住 宅 の入居者の認定	・避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 ・入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。					
市町営住宅等の 一 時 入 居	市町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。					
応急住宅の管理	・住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに 入居者名簿を作成する。 ・入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。					
住宅の応急修理	建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急 修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に 住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことの できない部分について応急修理を行う。					
	・市町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。 ① 被害世帯数(全焼、全壊、流失) ② 設置を必要とする住宅の戸数					
建築資機材及び建築業者等の調	応急仮設住宅の場合 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項					
達、あっせん要請	① 被害世帯数(半焼、半壊) ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項					
	・市町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。					
住居等に流入し た土石等障害物 の 除 去	・住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を 行う。なお、市町長は、市町のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要 請する。 ア 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別) イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間 エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 除去した障害物の集積場所の有無					

11 ボランティア活動への支援

基本方針

応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティア や市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル(災害時のボランティア受入れ手引き)を踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。

実施主体		
県	静岡県災害ボラ ンティア本部・情 報センターの設 置及び運用	 ・県は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。 ・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティア本部の支援、市町災害ボランティア本部との連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。 ・県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。 ・県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
	ボランティア団 体等に対する情 報の提供	県は、(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
	ボランティア活 動経費の助成	県は、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの活動経費に充当する。
	ボランティア活 動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センター・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。
	市町災害ボラン ティア本部の設 置、運用	 ・市町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に市町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市町災害ボランティア本部を設置する。 ・市町災害ボランティア本部は、市町社会福祉協議会ボランティアセンターの職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ・市町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。
市町	ボランティア活 動拠点の設置	 市町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、 災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把 握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を 設置する。 ・市町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努 める。
	ボランティア団 体等に対する情 報の提供	市町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
	ボランティア活 動資機材の提供	市町は、市町災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第11節 学校における災害応急対策及び応急教育

小・中・高・特別支援学校(以下この章において「学校」という。)の児童、生徒、教職員及び施設、設備が 災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策 の概要を示す。

1 基本方針

- (1) 県教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。また、県は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。
- (2)また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市町、市町教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策の巻による。
- (3)学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4)中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区分		内容
災害応急対 策	避難所指定の有無等 ・計画に定める項目は ア 学校の防災組 イ 教職員動員計 ウ 情報連絡活動 エ 生徒等の安全	、次のとおりとする。 織と教職員の任務 画
	計画の作成及び実施	に当たっては、次の事項に留意する。
	被害状況の把握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。
	施設・設備の確保	・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。
	教育再開の決定・ 連絡	生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。
	教育環境の整備	・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、 生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。
応急教育	 給食業務の再開	・施設·設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食 の配送方法等について協議する。
	学校が地域の避 難所となる場合 の対応	・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。
	生徒等の心のケア	・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

第12節 被災者の生活再建等への支援

り災者のうち援助を必要とする住民に対して、生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付等の援助を迅速に行い、保護を図る。

1 基本方針

- (1) 市町その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。
- (4) 市町は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2 実施事項

∇ \triangle				
区分	10.441 +++	>+=+:-=n.¬ :	内	
県又は市町が 実施する事項			听者を他の施設₹ 保護の緊急適用	等へ一時保護する場合のあっせん こうしゅう しゅうしゅう
県又は市町が 民間の協力を		実施機関	市町(被害が大	大きい場合は県と共催)
得て実施する	り災者に対す る牛活相談	相談種目	生活、資金、法	法律、健康、身上等の相談
事項		協力機関		協議会(県、市町)、法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、 置委員、その他関係機関
	り災母子・寡婦世帯に対す	実施機関	県(健康福祉も	2ンター)、市(中核市に限る。)
	る母子・寡婦	協力機関	市町、民生委員	• 児童委員、母子福祉協力員
	福祉資金の貸 付け	貸付額	「母子及び寡婦	幕福祉法施行令」第7条に規定する額
			児 童	県、市町
	り災身体障害 児者に対する 補装具の交付	実施機関	18歳以上	市町
		1-7-1-1-10KBB	児 童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員
		協力機関	18歳以上	民生委員·児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生 相談所
	等	対 象	り災身体障害児	君
		交付等の内容	災害により負	装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生(育成)医療の給付 5児者の更生相談
	義援金の募集 及び配分	実施機関	県、市町	
		協力機関		、市町)、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福市町)、報道機関、その他関係機関
		募集方法	災害の程度を考る。	き慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け協議決定す
		配分方法	関係機関により)構成する配分委員会を設け、協議決定する。
	義援品の受入 れ	実施機関	県、市町	
		協力機関	報道機関、その	D他関係機関

り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け 民間団体等が	皮災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表す ること等により受入れの調整に努める。	受入方法		
民間団体等が 中央投機器 社会短礼物議会(周 本町)	富祉資金の貸付け	新に対する生活	り災低所得者	
は同じはない 実施機関 社会福祉協議会(県、市町) 他の協力を得	会(県、市町)	社会福祉協	実施機関	- 4. 3
て実施する事 協力機関 県、市町、民生委員・児童委員	生委員・児童委員	県、市町、	協力機関	17 1807 0 5
項 貸付額 「生活福祉資金貸付制度要綱」第5に規定する額	金貸付制度要綱」第5に規定する額	「生活福祉	貸付額	坦

第13節 県有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な県有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を 示す。

1 県防災行政無線

区分	内容
県庁統制局の 機 能 確 保	・統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。(なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。)・県出先機関等及び市町との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互無線、移動系無線等を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。
中継局の機能確保	 ・中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。 ・多重区間に障害があり中継が困難な場合は、衛星系によるが、その他移動系無線機を使用して連絡を確保する。 ・上記2つの措置によっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西2点において無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。
総合庁舎局等の 機 能 確 保	総合庁舎・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。・電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、可搬型衛星地球局のほか移動系無線機を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。
市町及び他機関 端 末 局	・端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。・障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、方面本部と市町、方面本部と県庁の間の通信を確保する。

2 警察通信無線

- (1) 固定局の障害については、高出力型携帯無線機又は無線自動車を固定局の代行として運用する。
- (2) 中継局施設に障害がある場合は、代行中継局を開設して通信の確保を図る。

3 公共施設等

X	分		内容
		被害状況の収集、施 設の点検、情報連絡	道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施 設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
道	路	応急措置の実施、 2次災害の防止	県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講するとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講する。
		緊急輸送路の確保、 資機材の確保、応急 復旧工事の実施	緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策 業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、 仮工事等の応急復旧工事を実施する。

河 川 及 び 海岸保全施設	被害情報の収集、施 設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。 ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、 2次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、 応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に 関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工 事等の応急復旧工事を実施する。
	市町長への連絡	避難等が必要な場合は、すみやかに当該市町長へ状況の連絡に努める。
砂防、地すべり及び急傾斜地等	被害情報の収集、施 設の点検、情報連絡	パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、 2次災害の防止	2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な 応急措置を講ずる。
	資機材の確保、 応急工事の実施	2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
	市町長への連絡	避難等が必要な場合は、すみやかに当該市町長へ状況の連絡に努める。
	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能 の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及 び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。
港湾及び	応急措置の実施、 2次災害の防止	危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修 繕等の応急措置を講ずる。
漁港施設等	緊急輸送岸壁の確 保、資機材の確保、 応急復旧工事の実施	 緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。 また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。
	被害状況の把握	ダム、ため池及び用水路の被害状況を調査する。
ダム、ため池 及び用水路	応急措置の実施及び 下流域の市町又は 警察署長への必要な 措置の要請	施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講する。
本庁、総合庁舎 及びその他災	被害状況の把握	庁舎管理者は、本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施 設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
害応急対策上 重要な庁舎等	緊急措置の実施	施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊 急措置を講する。
危険物保有 施 設	発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。	
水道用水供給 及び工業用 水 道 施 設	災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。	
静岡空港	第9節「交通の確保対策」の3「航空交通の確保」に準じる。	

4 コンピュータ

- (1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

県民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

\geq		内容
水道(市町)		ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。
電力 (東京電力パワーグリッド株式会社) (中部電力株式会社)		ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 イ 電力が不足する場合は、他電力会社へ電力の緊急融通を依頼し、電力供給の確保に努める。 ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。 オ 水力、火力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる
ガス		ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により60カインを目途に、ガスの供給を停止する。 イ 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ウ 都市ガス及びLPガスの施設の安全点検を実施する。 エ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。 オ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。 カ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
通信	西日本電信電話 株式会社 東日本電信電話 株式会社	 ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171サービスを提供する。 (ウ) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
	株式会社NTT ドコモ東海支社	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
放送(日本放送協会、民間放送会社)		ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。 ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。
市中金融		ア 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。 イ 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。 ウ 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。 (ア) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等 (イ) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い (ウ) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
鉄道		ア 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。 ウ 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

道路	ア 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。 イ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。 ウ 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。 エ 県警察は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。
旅客船	ア 早期運行の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講する。 イ 海上運送事業者は、防災関係機関の要請に基づき、災害応急対策に協力する。
静岡空港	ア 空港管理者は、空港施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。 イ 空港管理者は、空港機能を早期に確保するため、応急工事を実施する。

第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策、東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策との整合性の確保に留意する。 また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。

1 各施設・事業所に共通の事項

○ 各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

	災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項 ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制 イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
共通事項	津波からの円滑な避難の確保に関する事項 ア 津波に関する情報収集、伝達 イ 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
出火防止措置、消防用施設等の点検	
	その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

- 〇各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。
- ○津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等 の避難に要する時間に配慮して実施する。

施設•事業所	計画において定める個別の事項	
病院、診療所、百貨店、スーパー等	ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 イ 地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避 難誘導を実施する。 ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮す る。	
石油類、高圧ガス、 毒物・劇物等の製 造、貯蔵、処理又は 取扱いを行う施設	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。	

鉄道事業その他ー 般旅客運送に関す る事業	ア 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 イ 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を 講する。 ウ 旅客船においては、港湾施設被害が生じた場合、航行停止、船舶の安全な海域への退避等の 必要な措置を講する。	
学校·幼稚園·保育 所、社会福祉施設	避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又 は困難な災害時要援護者の安全確保に必要な措置等に配慮する。	
水道、電気及びガス事業	水道 (市町) 水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。	
貯木場	貯木の流出防止措置を講ずる。	
道路	津波による被害が予想される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。	

第6章 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の 生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指 す復旧・復興対策について定める。

第1節 防災関係機関の活動

県、市町の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については災害対策 本部と調整を図りながら迅速に実施する。

1 県

区分	内容	
	・知事は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、静岡県震災復興本部(以下「復興本部」という。)を設置する。	
	・復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。 ・復興本部は静岡県災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、静岡県災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。	
静岡県震災復興本部	・復興本部の編成及び運営は、静岡県震災復興本部条例(仮称)及び静岡県震災復興対策本部運営要領(以下「本部運営要領」という。)の定めるところによる。 ・復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア 静岡県震災復興計画の策定 イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ 国その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ 静岡県震災復興基金の設立及び運営管理 オ 被災者の経済的再建の支援及び雇用の確保 カ 民心安定上必要な広報 キ その他の震災復興対策	
静岡県災害対策本部 との調整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、総括 部各班との連絡調整会議を開催する。	
防災会議の開催等	・復興本部が設置された場合、必要に応じ、防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策推進に係る連絡調整などを行う。・招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。・防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。	
震災復興対策会議	・本部長は、復旧・復興対策を協議するため、必要に応じ、震災復興対策会議を設置する。 ・震災復興対策会議の構成及び運営は本部運営要領の定めるところによる。	
他の都道府県に 対する応援要請	知事は、復旧・復興対策を実施するため必要があると認めたときは、他の都道府県知事とあらかじめ締結した災害時の応援に関する協定に基づき応援を要請する。	

2 県警察

社会秩序を維持する 活動	第4章第8節及び、第5章第8節に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。
交通の確保対策	第5章第9節「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

3 市町

区分		内容
市町震災復興本部	設 置	市町長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、市町震災復興本部(以下「市町復興本部」という。)を設置する。
	市町災害 対策本部 との併設	市町復興本部は市町災害対策本部と併設できる。市町復興本部の運営に当たっては、市町災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。
	所掌事務	市町復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア 市町震災復興計画の策定 イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ 静岡県震災復興基金への協力 オ 相談窓口等の運営 カ 民心安定上必要な広報 キ その他の震災復興対策
市町災害対策本部 との調整		対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害 の連絡調整会議を開催する。
防災会議の開催等	・市町復興本部が設置された場合、必要に応じ、市町防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。・招集される市町防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて市町防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。・市町防災会議は、市町復興本部との調整を図るものとする。	

4 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

(1) 指定地方行政機関

(1) 相正地力打政機関	
機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の復旧・復興対策等に関する連絡調整 イ 復旧・復興対策の推進に当たっての隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の復旧・復興 エ 復旧・復興対策における管区内各県警察の相互援助の調整
総務省東海総合通信局	ア 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与
財務省東海財務局	ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産(普通財産)を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局	ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 ウ 離職者の早期再就職等の促進(職業相談、雇用維持の要請等)

農林水産省関東農政局	ア 生鮮食料品等の情報の収集、供給対策の実施及び連絡調整 イ 被災農林漁業者等に対する資金の融通、指導
農林水産省関東農政局 静岡支局	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する復旧用材(国有林材)の供給
経済産業省関東経済産業局	ア 商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集 イ 中小企業の復旧・復興資金の融通 ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導 エ 電気の安定供給に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月 29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31 日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、 伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) オ ガスの安定供給に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡 浅羽町の区域に限る)を除く。)
経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月 29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31 日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、 伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安定供給に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡 浅羽町の区域に限る。))
経済産業省関東東北産業保 安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) エ ガスの安全確保に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)
経済産業省中部近畿産業保 安監督部	ア 電気の安全確保に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安全確保に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))
国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	ア 管轄する基盤施設(河川、道路、港湾など)が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。 ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。
国土交通省中部運輸局	陸上輸送に関すること ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置 イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん 海上輸送に関すること ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	復旧・復興対策にあたる航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置
気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)	大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海地震に関連 する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説

	ア 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交
海上保安庁第三管区海上保	通の整理・指導
安本部	イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故
	防止に必要な指導

(2) 指定公共機関

(2) 指定公共機関 機 関 名	海口、海風が終レーで誰まできまた世界東西
機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
独立行政法人国立病院機構	所管する病院における復旧・復興対策の推進
独立行政法人水資源機構	ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
日本郵便株式会社東海支社	ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除 イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保す る。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業 者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。
日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
日本赤十字社静岡県支部	ア 義援金の募集・義援金配分委員会への参加 イ 協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
中日本高速道路株式会社	ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。 本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行

東京電力パワーグリッド株 式会社 中部電力株式会社	ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
電源開発株式会社	ア 発電所、変電所等が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
一般社団法人日本建設業 連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(3) 指定地方公共機関

(3) 指定地方公共機関	
機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
都市ガス会社	ア ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
一般社団法人静岡県LPガス 協会	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
静岡県道路公社	ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	ア 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
一般社団法人静岡県トラック 協会	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
土地改良区	ア 管轄する施設(用水路、取水門、頭首工等)が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市町との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
公益社団法人静岡県栄養士 会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業 協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

第2節 激甚災害の指定

(共通対策の巻 第4章 復旧・復興対策 第2節「激甚災害の指定」に準ずる。)

第3節 震災復興計画の策定

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、県民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。 また、その際は、女性や災害時要援護者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

1 県

区分	内容
計画策定の体制	 ・知事は、必要があると認めたときは、副知事を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。 ・計画策定本部には、関係部局長により構成する策定委員会を置き、この下部組織として所管課(室)長で構成するワーキンググループ、地域ワーキンググループ及び部会を設置する。なお、これらの検討組織の詳細は、別に定める。 ・知事は、諮問機関として、広く県民各層や学識経験者の参画を得て、静岡県震災復興計画審議会を設置する。 ・審議会には、全体会議と専門部会を設置する。 ・知事は、計画策定本部が策定した計画案を速やかに静岡県震災復興計画審議会に諮問する。
計画の構成	計画は、基本方針(ビジョン)と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、県の総合計画との調整を図るものとする。
計画の公表	計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、県民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
国・市町との調整	計画策定に当たっては、県内の被災市町が策定する震災復興計画との整合を図るとともに、国や他の被災県との調整を行う。

2 市町

区分	内容
計画策定の体制	市町長は、必要があると認めたときは、副市町長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興 計画を策定する。
計画の構成	計画は、基本方針(ビジョン)と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、市町の総合計画との調整を図るものとする。
計画の公表	計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
国・県との調整	計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4節 復興財源の確保

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

1 予算の編成

基本方針 復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

実施主体		内容
	財政需要見込額の 算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ア 復旧・復興事業 イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金 ウ その他
県	発災年度の予算の 執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
	予算の編成方針の 策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。
	財政需要見込額の 算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ア 復旧・復興事業 イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金 ウ その他
市町	発災年度の予算の 執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策 と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
	予算の編成方針の 策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

其太方針	

- (1) 災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。
- (2) 復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

実施主体	内 容	
県	地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、次の措置を講じ 財源を確保する。 ア 災害復旧事業債 イ 歳入欠かん等債 ウ その他
 	その他の財源 確保策	復興を目的とした宝くじの発行等による復興財源の確保を検討する。
	国への要望	・復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等を国に要望する。 ・要望に当たっては、市町要望を踏まえたものとする。
市町	地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ア 災害復旧事業債 イ 歳入欠かん等債 ウ その他
	その他の財源確保策	復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

第5節 震災復興基金の設立

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。

1 震災復興基金の設立

実施主体	内
県	 知事は、復旧・復興対策を円滑に実施するため必要となる莫大な財政需要に対処するため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。 基金の設立に当たっては、次の点を明確にする。 ア基金の運営団体 イ 出捐者及び出捐比率 ウ運用財産の貸付者及び貸付比率 エ事業の内容 オその他 基金の行う事業は、財産の運用益により賄うことを原則とする。
市町	市町長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。市町長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6節 復旧事業の推進

基盤施設(道路・河川・農業用施設など公共施設等)の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

1 復旧計画の策定

	(1)被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。
基本方針	(2) そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山漁村 復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画 を策定する。

実施主体		内容
県	状況の把握	各基盤施設の管理者は、管理施設の円滑な復旧のための措置を講ずるため、その被害について調査する。
宗 	復旧計画の 策 定	各基盤施設の管理者は、被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、関係機関と協議を行い、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
市町	被害調査の 報 告	各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講する。
ת קו	復旧計画の 策 定	各基盤施設の管理者は、被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
防災関係	状況の把握	管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。
機関	復旧計画の 策 定	被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画 を作成する。

2 基盤施設の復旧

基本方針 基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

実施主体		内容
県	復旧事業の 実 施	復旧計画に基づき、関係機関と調整の上、できる限り迅速かつ円滑な復旧を図る。
淅	復日完了予定 時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。
	復旧事業の 実 施	復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。
市町	復日完了予定 時期かり5万	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。
	地籍調査 の実施	平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。
防災関係	復旧事業の 実 施	復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。
機関	復日完了予定 時期かり5万	復旧完了予定時期の明示に努める。

第7節 都市・農山漁村の復興

被災した市街地・農山漁村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の 形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障害のある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを 行う。

1 都市・農山漁村復興計画の策定

	(1)被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可
⊭⋆⋆ѧ	欠である。
基本方針	(2) このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存
	の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山漁村
	復興計画を策定する。

実施	主体	内容
		計画策定本部に設置される策定委員会(63-1参照)の下部組織として都市・農山漁村復興計画部会を設置し、都市・農山漁村の復興方針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。
市	⊞	都市・農山漁村の復興方針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。

2 都市の復興

	都市計画区域内の市街地・農山漁村が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、
基本方針	災害に強く健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、そ
	の計画に基づき市街地を復興する。

実施主体	内容		
	被害状況の把握	・市街地復興に関する被害状況調査について市町を支援する。・調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。	
	緊急復興地区の抽出	市町と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要と判断される区域を緊急復興 地区として抽出する。	
	「建築基準法」第84条 による建築制限の支援 及び実施	・緊急復興地区を対象に「建築基準法」第84条による建築制限の実施について、特定行政庁である市を支援する。・県が特定行政庁となる区域については市町長と連絡・調整を図り、「建築基準法」第84条による建築制限区域を必要に応じ指定する。・必要に応じ、建築制限期間を延長する。	
県	都市復興基本計画の策 定	市町と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針及び市街地復興基本方針 等を示した都市復興基本計画を策定する。	
	被災市街地復興推進地 域の都市計画案作成の 支援	市町の被災市街地復興推進地域の都市計画案作成を支援する。	
	復興のための都市。恒南作成の支援及び基盤施建整備事業の実施・支援	市町の復興のための都市計画案作成の支援及び基盤施設整備事業の実施・支援をする。	
	復興まちづくり支援事 業の実施の支援	市町の復興まちづくり支援事業の実施を支援する。	
	被害状況の把握	市町は各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。	
	建築基準法第84条による 建築制限の実施	特定行政庁となる市は、緊急復興地区を対象に「建築基準法」第84条による 建築制限区域を必要に応じ、指定する。必要に応じ、建築制限期間を延長する。	
	被災市街地復興推進地域の 都市計画案作成	緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。	
市町	都市復興基本計画の策 定	県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地 利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基 本計画を策定する。	
	復興都市計画案等の作 成及び事業実施	・緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。・都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。	
	復興まちづくり支援事 業の実施	住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。	

3 農山漁村の復興(主に都市計画区域外)

基本方針 都市計画区域内外の農山漁村が被災した場合、居住環境の向上等を図る必要がある区域については、災害に強く健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

実施主体		内容
	被害状況の把握	農山漁村の復興に関する被害状況調査について市町を支援する。また、調査 結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。
県	復興基本方針の作成	被害状況調査等を基に、緊急に復興が必要とされる区域については、市町と連絡調整を図り、土木・農業林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用するか、 都市計画事業等で復興を行うかといった復興基本方針を作成する。
	都市計画区域への編入	・被災農山漁村を都市計画区域へ編入し都市計画事業等で復興を行おうとする 区域については、国土利用計画静岡県計画を変更するとともに、都市計画区 域の変更若しくは指定を行う。 ・当該区域で実施する事業手法の検討等について、市町を支援する。

県	集落復興計画案等の作成の 支援及び基盤施設整備事業 の実施・支援	土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、市町の集落復興計画等の作成の支援及び基盤施設整備事業の実施・支援をする。
	集落復興支援事業等の 支援	市町の集落復興支援事業等の実施を支援する。
	被害状況の把握	各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
	集落復興基本計画の作 成	県の復興基本方針を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地 利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。
	被災市街地復興推進地 域の都市計画案作成	都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要 と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を 行う。
市町	復興都市計画案等の作 成及び実施	都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。
	集落復興計画案の作成 及び実施	土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地 区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し実施する。
	集落復興支援事業の実 施	住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第8節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、県民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

1 恒久住宅対策

基本方針 被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

実施主体		内 容
> 430±11	住宅復興計画の策定	計画策定本部に設置される策定委員会(63-1参照)の下部組織として、住宅復興計画部会を設置し、住宅復興方針等を定めた住宅復興計画を策定する。
	住宅再建支援	被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資 の利用者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。
	民間賃貸住宅の 供給促進	民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替や新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。
県	公的住宅に関する協議	次の事項について市町と協議する。 ア 災害公営住宅等の建設に関する役割分担 イ 買取り・借上げによる災害公営住宅等の供給に関する役割分担
东	災害公営住宅等の 供給	・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅を供給する。・買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。・特定優良賃貸住宅等のストックの活用を図る。・静岡県住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構に良質な賃貸住宅及び分譲住宅のストックの活用を要請する。
	住宅に関する情報 提供	震災復興相談センター等で自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等 を提供する。

		住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定め た市町住宅復興計画を策定する。
		県との協議	公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。
市	⊞	災害公営住宅等の供給	・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。・買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。・特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。
		住宅に関する情報 提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供 する。

2 災害弔慰金等の支給

基本方針	震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障
举 个/J 町	害見舞金を支給する。

実施主体		内容
	災害弔慰金等の支給状 況の把握	・市町が実施する災害弔慰金と災害障害見舞金の支給状況を把握する。 ・他県に対し、死亡者・遺族の把握及び災害弔慰金や災害障害見舞金の支給状況を報告するよう依頼する。
県	災害弔慰金給付審査委員 会(仮称)の設置	災害弔慰金と災害障害見舞金の給付に関し、死因と災害の因果関係を調査し 判定を行う医師、弁護士等を委員とする災害弔慰金給付審査委員会を、必要に 応じ設置する。
	支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見 舞金の支給対象者を把握する。
市 町 	支給方法の決定及び支 給	災害 思金と災害障害 見舞金の支給方法を定め、「災害 別書を記念の支給等に関する法律」に基づき支給する。

3 被災者の経済的再建支援

(共通対策の巻 第4章 復旧・復興対策 第3節 被災者の生活再建支援「2 被災者の経済的再建支援」に準ずる。)

4 雇用対策

	静岡労働局、公共職業安定所と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するた
基本方針	め、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、
	再就職支援策を実施する。

実施主体		内容
	雇用状況の把握	県内の主要企業と業界団体の雇用調整の有無等について状況を把握する。
	雇用維持の要請	県内の事業主や業界団体等に対し雇用の維持を要請する。
県	再就職の支援	離職者の再就職を促進させるため、次の施策を実施する。 ア きめ細かな職業相談の実施 イ 職業訓練、能力開発の実施 ウ 求人開拓の実施 エ 合同就職説明会等の開催 オ 公共事業を通じた雇用の場の確保
市町	相談業務の実施 雇用に関する相談があっ	った場合には、公共職業安定所に伝達する。

5 要配慮者の支援

基本方針

- (1) 高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。
- (2)生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

実施主体		内容
	被災状況の把握	・要配慮者の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開 状況等の調査について市町を支援する。・調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。
	一時入所の実施及び 調整	県有社会福祉施設への一時入所を実施するとともに、市町有施設への入所状況を 把握し市町間、他県間の調整を行う。
県	福祉サービスの拡充	・定員以上の入所者及び通所者を受け入れている県有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行う。・民間の施設や市町有施設を対象とする支援を行う。・市町の在宅福祉サービスの拡充等について支援を行う。
	民間社会福祉施設の 再建支援	社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。
	メンタルヘルスケア の実施	健康福祉センターを拠点に精神相談窓口を設置するとともに巡回相談を実施し、 被災住民に対する相談体制を確立する。
	市の実施する心息主名人民音等への健康管理の支援	応急住宅への入居者の健康管理を目的とした巡回相談や相談窓口の設置について、市町を支援する。
	被災状況の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。・情報が不足している地域には補足調査を行う。ア 要配慮者の被災状況及び生活実態イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
市町	一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市町有施設への一時入所を実施する。
	福祉サービスの拡充	・定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。・緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。・被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
	健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

6 生活再建支援策等の広報・PR

基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

実施主体		
県	生活再建支援施策等の 広報・PRの実施	ラジオ・テレビ等のマスメディアや県民だより等を用い、次のような生活情報等を整理し広報・PRする。 ア 義援金の募集等 イ 各種相談窓口の案内 ウ 災害・思金の支給等に関する情報 エ 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報 オ 被災者(自立)生活再建支援金に関する情報 カ ボランティアに関する情報 キ 雇用に関する情報 ク 融資・助成情報 ク その他生活情報

		外国人への広報	外国人を対象とした外国語の情報紙等を作成し、配布する。
県		県外疎開者への 広報・PRの実施	全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、 県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。
市	町 生活再建支援策の広報・PR 市町だより等を活用し、震災関連情報の広報・PR		

7 相談窓口の設置

基本方針 被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

実施主体		内容
	震災復興相談センターの 開設	発災後の相談ニーズに対して、必要に応じ、各方面本部単位に震災復興相談 センターの窓口を設置し、各分野ごとの相談に対応する。
県	震災復興相談センターの業務の遂行	・電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。 ・国、市町、関係機関の相談窓口等と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
	震災復興相談センターの 閉鎖等	相談状況に応じ、震災復興相談センターの役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。
県警察	入事案等に関する相談に	、倒壊家屋の解体や修復工事に係る不当な価格要求等の悪徳商法、暴力団の介 対応する。 と連携を図り、相談体制の充実を図る。
	相談窓口等の開設	発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。
市町	相談窓口等の業務の遂行	・電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。・県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
	相談窓口等の閉鎖等	相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

8 保険の活用

実施主体			内	容		
県・市町	地震保険の普及促進	険制度であり、	-0.20 -0 -0 -0	建にとって有効な手	与することを目的とし 段の一つであることだ	,

第9節 地域経済復興支援

被災地域の活性化を図り、県内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

1 産業復興計画の策定

	基本方針	経済復興を迅速に行うため、県と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復	
		興方針等を定めた産業復興計画を策定する。	

実施主	主体	内容
県		計画策定本部に設置される策定委員会(63-1参照)の下部組織として、産業復興計画部会を設置し、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。
市		産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

2 中小企業を対象とした支援

基本方針 被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

実施主体		内容
	中小企業の被災状況の把 握	市町や商工団体・業界団体等へのヒアリング調査、アンケート調査及び電 話照会等により中小企業の被災状況を把握する。
	支援制度・施策の内容の周 知	 ・中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を市町、商工団体・業界団体等を通じ周知する。 ・次の施策を必要に応じ、実施する。 ア 相談所の設置 イ 電話相談の実施 ウ パンフレットの作成・配布
	資金需要の把握	中小企業の被災状況を基に、再建資金等の需要を把握する。
県	事業の場の確保	中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援 及び民間賃貸工場・店舗情報の提供等を行う。
	金融面での支援	・中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。・融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。
	金融機関等への協力の要請	中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。
	新たな支援制度の検討	被災中小企業の融資に対する利子補給制度等の新たな支援制度を検討する。
	国への要望	「中小企業信用保険法」の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資 枠の確保等を国に要請する。
	中小企業の被災状況の把 握	県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。
市町	事業の場の確保	事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。
	支援制度・施策の周知	中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

3 農林漁業者を対象とした支援

基本方針 被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

実施主体		内容
	農林漁業者の被災状況の 把握	市町や協同組合等を通じ農林漁業関係者の被災状況を把握する。
県	支援制度・施策の内容の周 知	・市町、協同組合を通じ、支援制度・施策の内容を周知する。・次の施策を必要に応じ、実施する。ア 相談所の設置イ 電話相談の実施ウ パンフレットの作成・配布
	天災融資法に関する措置 の実施	「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」(天 災融資法)の地域指定を受けるため、必要な措置を講ずる。
	金融面での措置	農林漁業制度資金を、積極的に活用する。
	金融機関への協力の要請	資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、㈱日本政策金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。
市町	農林漁業者の被災状況の 把握	農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。
	支援制度・施策の周知	農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

4 地域全体に影響を及ぼす支援

基本方針 地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

実施主体		内容
	イベント・商談会等の実施	地域全体の経済活動を活性化させるため、次の施策を実施する。 ア イベント、プロジェクトの実施 イ 企業誘致促進のためのセミナー、イベントの開催 ウ 商談会の開催 等
県	誘客対策の実施	被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ、市町や 関係団体等と連携し、次の施策を実施する。 ア 県内における観光地の復興イベント等の実施 イ 県外における誘客イベント等の実施 ウ マスコミを活用したPR エ 大規模な会議等の誘致 等
± m	イベント・商談会等の実施	県と連携し、必要に応じ、市町独自のイベント・商談会等を実施する。
市町	誘客対策の実施	県や関係団体等と連携し必要に応じ、誘客対策を実施する。